

防災地域建設委員会資料

条例案

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例〔関係分〕 | 1 |
| 2 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 | 3 |

予算案

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 令和6年度島根県一般会計予算〔関係分〕 | 4 |
| 2 | 令和6年度島根県市町村振興資金特別会計予算 | 39 |
| 3 | 令和5年度島根県一般会計補正予算（第10号）〔関係分〕 | 41 |
| 4 | 令和5年度島根県市町村振興資金特別会計補正予算（第2号） | 49 |

報告事項

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 令和5年度移住者意識調査結果の概要について | 52 |
| 2 | 中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチームにおける検討状況について | 74 |
| 3 | ベトナムとの国際定期便就航に向けた取組について | 99 |

【第38号議案】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例〔関係分〕

1 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理

（参考：法律改正の理由）

- ・法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一のものであるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする
- ・法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする

2 条例改正の概要

(1) 定義規定の設定

ア 特定個人番号利用事務

法別表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの（改正後の法第19条第8号で規定）

イ 利用特定個人情報

特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（改正後の法第19条第8号で規定）

(2) (1)に伴う規定の整理

	(現行)		(改正後)
	法別表第2の第2欄に掲げる事務	→	特定個人番号利用事務
	同表の第4欄に掲げる特定個人情報	→	利用特定個人情報
	当該特定個人情報	→	当該利用特定個人情報

3 施行期日

改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正イメージ

改正前

法別表第一（第9条関係）（一部抜粋）

七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
----------	--

別表第一に法定された事務は、事務処理に当たり個人情報の検索及び個人番号の利用が可能。

法別表第二（第19条、第21条関係）（一部抜粋）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
八 都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は場外時入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付費等関係情報又は場外者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの

情報照会者が情報提供者に対し、事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求め、情報提供ネットワークを利用した情報提供を行う場合は、別表第二に法定が必要

改正後

法定事務に準ずる事務と、改正前の法別表第2に規定されていた内容を、主務省令に規定することで、情報連携の迅速化を図る

- ・ 現行の法別表第一は法改正により法別表に名称が改められる
- ・ 別表に法定された事務と法定された事務に準ずる事務（法定された事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限るものとして主務省令で定める事務）は、事務処理に当たり個人情報の検索及び個人番号の利用が可能
- ・ 現行の別表第二が改正後削除され、主務省令で定めることにより、情報提供ネットワークを利用した情報連携が可能となる。

【第40号議案】

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 条例改正の理由

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を用いた市町村への本人確認情報の提供に係る規定の整備
- (2) 住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の一部改正（令和元年5月31日公布）に伴う住基ネットを用いた附票本人確認情報の利用及び提供等を可能とするための規定の整備
- (3) 県における住基ネットを用いた本人確認情報の利用に係る事務の追加
- (4) 住基法の一部改正（令和5年6月9日公布）に伴う引用する条項の整理

2 条例改正の概要

- (1) 市町村への本人確認情報提供に係る規定の整備
提供を受ける県内市町村の執行機関及び事務を規定する。

県内の市町村の執行機関	事務
市町村長	特定非営利活動促進法による設立の認証、役員の変更の届出又は合併の認証に関する事務

- (2) 附票本人確認情報利用及び提供等の規定の整備
附票本人確認情報の利用及び提供等（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）に関する事項について、本人確認情報と同じとする。
- (3) 県における本人確認情報利用事務の追加
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）で定めるB型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務について、本人確認情報を利用できるよう事務を追加する。
- (4) 引用する条項の整理
住基法の改正に伴うもの。住基法第30条の44の12→住基法第30条の44の13

3 施行期日

- (1) 2の(1)は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 2の(2)は、改正住基法の施行の日^(※1)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(※1)公布の日（R元.5.31）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日
- (3) 2の(3)は、改正番号利用条例の施行の日から施行する。
- (4) 2の(4)は、改正住基法の施行の日^(※2)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(※2)公布の日（R5.6.9）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

【第4号議案】

令和6年度島根県一般会計予算 [関係分]
(令和6年度当初予算)
[地域振興部]

1. 課別予算額

(単位:千円)

課名	R6当初(A)	R5当初(B)	比較増減 (A)-(B)	(A)/(B)
地域政策課	494,208	487,088	7,120	101.46%
しまね暮らし推進課	1,207,151	1,216,793	▲ 9,642	99.21%
中山間地域・離島振興課	348,631	369,622	▲ 20,991	94.32%
市町村課	1,009,530	1,170,974	▲ 161,444	86.21%
交通対策課	4,935,699	2,488,159	2,447,540	198.37%
地域振興部 計	7,995,219	5,732,636	2,262,583	139.47%

2. 主要事業

課名	事業名等	ページ
地域政策課	能登半島地震被災者生活支援事業	6
地域政策課	デジタル戦略推進事業	7
しまね暮らし推進課	移住・定住対策(ふるさと島根定住推進事業)	9
しまね暮らし推進課	関係人口の拡大(しまね関係人口・移住促進事業)	12
しまね暮らし推進課	わくわく島根生活実現支援事業	13
中山間地域・離島振興課	中山間地域総合対策推進事業(小さな拠点づくりの推進)	16
中山間地域・離島振興課	中山間地域総合対策推進事業(スモール・ビジネスの育成)	18
中山間地域・離島振興課	中山間地域の生活機能の維持確保支援施策	19
中山間地域・離島振興課	特定有人国境離島地域の地域社会維持推進施策	21
交通対策課	生活交通ネットワーク総合支援事業	27
交通対策課	公共交通人材確保推進事業(交通人材確保特別緊急対策事業)	28
交通対策課	一畑電車運行維持事業	29
交通対策課	JR木次線利用促進事業	31
交通対策課	JR線利用促進事業	32
交通対策課	隠岐航路運航維持事業	33
交通対策課	出雲縁結び空港路線維持事業	35
交通対策課	出雲縁結び空港周辺対策事業	36
交通対策課	県内航空路線の維持充実(萩・石見空港関連)	37
交通対策課	海外航空路開拓事業	38

令和6年度 当初予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)-(B)	R6当初(A)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
地域政策課		494,208	487,088	7,120	0	3,762			88	490,358
1	人件費 一般職給与	115,043	124,032	▲ 8,989	一般職14人 地域政策課					115,043
2	人件費 一般職給与	210,794	193,747	17,047	一般職26人 中山間地域研究センター					210,794
3	中山間地域研究センター管理運営事務費	51,701	52,575	▲ 874	1 管理運営費					1,851
					2 一般管理費					18,148
					3 施設等維持管理費					31,702
4	東日本大震災受入被災者生活支援事業費	4,676	4,213	463	東日本大震災受入被災者生活支援事業費					4,676
5	デジタル戦略推進事業費	65,770	59,457	6,313	1 デジタル戦略推進事業費					36,058
					2 市町村・庁内デジタル化支援事業費					29,712
6	携帯電話不感地域対策事業費	8,368	23,980	▲ 15,612	移動通信用鉄塔施設整備事業費					8,368
7	国庫支出金返還金	88	89	▲ 1	国庫支出金返還金					88
8	能登半島地震被災者生活支援事業費	10,050	0	10,050	能登半島地震被災者生活支援事業費					10,050
9	企画諸費、主要施策企画調整費、自治振興諸費、行政情報化推進諸費	27,718	28,995	▲ 1,277	行政事務費、地域振興諸費等					27,718

能登半島地震被災者生活支援事業

(能登半島地震被災者生活支援金)

【地域政策課】

1. 事業概要

能登半島地震で被災された方が被災地から避難して島根県に居住された場合に、当面の生活費を支給し生活再建を支援

また、その支援金の支給申請の手続きなど、居住に関する相談に応じるための窓口を設置

2. 事業内容

(1) 助成対象

以下の要件を全て満たす世帯

- ・被災地から避難し島根県内の賃貸借住宅に1ヶ月以上居住する世帯
- ・従来住んでいた住宅の全壊・半壊等の被害を受け、居住できなくなった世帯

(2) 支給額

1世帯あたり300千円(単身世帯は150千円)

次の両方を満たす世帯(者)に対し、支援金を支給する。

- ① 従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から島根県に避難した世帯(者)
- ② 島根県内に居住を開始した日から1か月以上の期間、島根県内の賃貸借住宅(公営住宅、民間賃貸借住宅等)に居住する世帯(者)

3. 予算額

令和6年度予算 10,050千円(R5当初比 皆増)

※R5年度は予備費対応 予算額 10,050千円

【参考】

R5年度実績 1件 300千円(R6.3.1時点)

デジタル戦略推進事業

【地域政策課】

1. 事業概要

I C Tを活用した地域課題の解決に向けた取組の支援や、市町村の自治体D Xを円滑に進めるための体制整備を行うなど、デジタルによる県民の利便性向上等を図る取組を推進

2. 事業内容

(1) デジタル活用支援事業

[予算額 10,000 千円 (R 5 当初比 ▲2,000 千円)]

市町村が行う地域課題の解決及び住民サービスや生活の利便性向上に資するものにデジタルを活用して試行錯誤しながら実証を行う取組を支援

- ・実施主体：市町村
- ・助成率：1 / 2
- ・上限額：200 万円

(2) 自治体D Xの支援体制整備

[予算額 19,712 千円 (R 5 当初比 +1,522 千円)]

- ・市町村の自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況の把握や助言を行う体制を整備
- ・県と市町村、市町村同士の意見交換・情報共有を行うため、ビジネスチャットツール等を活用し、専門家も交えた意見交換や企業とのマッチングを実施

(3) デジタル戦略推進事業

[予算額 36,058 千円 (R 5 当初比 +6,791 千円)]

- ・市町村職員等に対して自治体情報システムの標準化・共通化に向け、市町村システムのガバメントクラウド移行に必要な知識や技術的な内容に関する研修を実施
- ・高齢者等を対象にデジタル機器の活用方法を教える講師を育成するための研修を実施
- ・地域における住民のI C Tリテラシーの向上に向け、地域住民の身近な場所にI C T機器を整備し、講座を構築するモデル事業を実施

【新規】

- ・データ利活用の普及促進のためのワークショップ等を実施

3. 予算額

令和6年度当初予算 65,770 千円 (R 5 当初比 +6,313 千円)

令和6年度 当初予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)-(B)	R6当初(A)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
しまね暮らし推進課		1,207,151	1,216,793	▲ 9,642	69,683				15,931	1,121,537
1	人件費 一般職給与	86,247	85,910	337	一般職12人					86,247
2	ふるさと島根定住推進事業費	488,268	511,337	▲ 23,069	1 Uターンしまね推進事業費					293,830
					2 ふるさと島根定住財団関係経費					194,438
3	しまね関係人口・移住促進事業費	100,489	92,414	8,075	1 関係人口開拓事業費					62,331
					2 関係案内所事業費					17,290
					3 しまね田舎ツーリズム推進事業費					20,868
4	わくわく島根生活実現支援事業費	91,181	107,628	▲ 16,447	1 移住支援金交付事業費					65,025
					2 マッチング支援事業費					24,626
					3 地方就職学生支援事業費					1,530
5	地域の自主的・主体的活動への支援費	18,062	24,305	▲ 6,243	1 地域づくり活動推進費					694
					2 国等の助成制度を活用した支援費					900
					3 地域の活力創出支援事業費					16,468
6	県立しまね海洋館管理運営事業費	413,436	388,987	24,449	しまね海洋館アクアスの管理運営費					413,436
7	企画諸費、主要施策企画調整費、自治振興諸費	9,468	6,212	3,256	行政事務費等					9,468

【債務負担行為】

しまね暮らし推進課

No.	事項	期間	限度額
1	過疎地域自立促進特別事業費	令和7年度	22,100 千円
2	ふるさと島根定住推進事業費	令和7年度	62,910 千円

移住・定住対策(ふるさと島根定住推進事業)

【しまね暮らし推進課】

1. 事業概要

ふるさと島根定住財団を中心に、市町村や関係団体と連携し、地域別、年代別など属性に応じたUターン・Iターン施策を推進

2. 事業内容

(1) 定住情報の発信 [予算額 38,766 千円 (R5当初比 ±0千円)]

- ① 社会人のUターン・Iターン希望者のしまね登録を促進
- ② 移住支援ポータルサイト「くらしまねっと」による情報発信
- ③ 若者や女性に向けた県内外の情報発信の強化
- ④ しまね移住支援サテライト東京・ふるさと回帰支援センターを通じた情報発信

(2) 県外等での情報提供・相談

[予算額 147,362 千円 (R5当初比 +7,943千円)]

- ① 移住支援コーディネーターによる対面での相談(東京、大阪、広島)や、オンライン相談の実施
- ② 移住企画プランナー(大阪)による移住体感ツアーや各種セミナーの開催
- ③ 総合相談会「しまね移住フェア」と島根暮らしの魅力を発信する交流イベント「しまね暮らしマルシェ」を同日・同会場で開催(東京、大阪)【拡充】
- ④ 出身学生及び社会人を対象とした県外合同企業説明会「島根の仕事フェア」を開催(東京、大阪)【新規】
- ⑤ 若年層への発信力が高い民間大手転職フェアに島根県ブースを出展
- ⑥ 県外の方が、島根でテレワークをするための費用の一部を助成

(3) 産業体験・職業紹介等

[予算額 82,268 千円 (R5 当初比 ▲34,691 千円)]

- ① 農林漁業や伝統工芸などの就業体験を行う産業体験事業の実施
- ② Uターン・Iターン希望者に県内企業の求人情報を提供・マッチングする無料職業紹介の実施
- ③ 定住財団と島根県建築住宅センターの連携強化による住まい相談対応の実施

(4) 受入体制強化

[予算額 25,434 千円 (R5 当初比 ▲5,790 千円)]

- ① 市町村が行う受入や定着の取組、職員のスキルアップを支援
- ② 移住者と地域とを結ぶ交流プログラムを実施する団体を支援

(5) 定住財団運営費

[予算額 194,438 千円 (R5 当初比 +9,469 千円)]

3. 予算額

令和6年度当初予算 488,268 千円 (R5 当初比 : ▲23,069 千円)

【参考】Uターン・Iターン者数の状況

令和5年度の月別Uターン・Iターン者数 (単位: 人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
R4	522	264	240	221	232	169	251	203	174	196	2,472
R5	439	226	201	243	270	219	250	207	248	221	2,524
差引 (R5-R4)	▲83	▲38	▲39	22	38	50	▲1	4	74	25	52

関係人口の拡大（しまね関係人口・移住促進事業）

【しまね暮らし推進課】

1. 事業概要

ふるさと島根定住財団や市町村、関係団体と連携し、新たな地域づくりの担い手や将来的な移住者の増加を図るため、関係人口の拡大を推進

2. 事業内容

(1) 関係人口の開拓 [予算額 36,531 千円（R5当初比 +7,850 千円）]

- ① 関係人口掘り起こしのため、課題解決型連続講座「しまコトアカデミー」やセミナーを開催し、移住施策等への接続円滑化
- ② しまコトアカデミー「修了生の実態調査」を踏まえ、修了生のニーズに対してのフォロー活動を実施

(2) マッチング支援 [予算額 9,293 千円（R5当初比 +605 千円）]

- ① しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」によりマッチング等を促進
- ② 地域団体と関係人口をマッチングするためのイベントを開催
- ③ 地域活動の運営等に関心のある者が県内地域に一定期間滞在し、運営側として地域活動に参加する検証事業の実施【新規】

(3) 受入地域への支援 [予算額 28,865 千円（R5当初比 +5,826 千円）]

- ① 関係人口を受け入れる地域に対して、アドバイザー派遣や活動費の助成、受入意識の醸成を図る説明会を実施
- ② 移住定住・関係人口につながる取組を拡大するため、「しまね田舎ツアーリズム」を推進

(4) 県内高校卒業生とのつながり創出

[予算額 25,800 千円（R5当初比 ▲6,206 千円）]

- ① 県外へ進学した学生を対象とした地元情報の発信やイベントの開催等、学生と地元のつながりを創出するための市町村のモデル的な取組を支援
- ② 県外へ進学した学生を対象に、交流会を開催し学生同士のネットワークを広げるとともに、市町村等が主催する地域活動プログラムや活動発表会を開催

3. 予算額

令和6年度当初予算 100,489 千円（R5当初比 +8,075 千円）

わくわく島根生活実現支援事業

【しまね暮らし推進課】

1. 事業概要

東京圏からのUターン・Iターンを促進するため、島根県に移住した場合の移住または就職活動に要する経費の助成等を実施

2. 事業内容

(1) 移住支援事業 [予算額 89,651 千円(R5当初比 ▲17,977 千円)]

東京23区在住者・通勤者が島根県に移住した場合の移住に要する経費の助成等を実施

[対象] 東京23区に5年以上在住又は通勤する者で、以下の①～④のいずれかに該当するもの

- ① 中小企業等に就職または起業した者
- ② 専門人材として就業した者
- ③ 移住元での業務をテレワークで実施する者
- ④ 関係人口として移住先の市町村が認めた者

[上限額] 2人以上世帯の場合100万円(18歳未満の子ども1人につき100万円を加算)、単身世帯の場合60万円

[負担割合] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(2) 地方就職学生支援事業【新規】 [予算額 1,530 千円]

都内に本部のある大学生が県内企業の採用面接等に参加するための交通費の助成を実施

[対象] 都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学する卒業年度の学部生

[助成率] 1/2(1回限り)

[負担割合] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

3. 予算額

令和6年度当初予算 91,181 千円(R5当初比 ▲16,447 千円)

令和6年度 当初予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)-(B)	R6当初(A)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
中山間地域・離島振興課		348,631	369,622	▲ 20,991	49,161				5,435	294,035
1	人件費 一般職給与	88,597	85,601	2,996	一般職12人					88,597
2	中山間地域総合対策推進事業費	181,129	216,599	▲ 35,470	1 小さな拠点づくりの推進費					127,338
					2 中山間地域の産業振興費					53,791
3	中山間地域対策総合調整事業費	5,186	5,126	60	1 中国5県相互の連携事業費					3,114
					2 住民の課題意識把握事業費					191
					3 中山間活性化基金積立金					378
					4 公用車整備費					1,503
4	中山間地域研究センター事業費	36,536	34,680	1,856	1 調査研究事業費					18,944
					2 成果普及事業費					17,592
5	地域の自主的・主体的活動への支援費	4,596	4,181	415	地域づくり活動推進費					4,596
6	特定地域振興法に関する事業の推進費	27,029	18,039	8,990	1 半島振興対策事業費					7,060
					2 離島振興対策事業費					810
					3 離島地域生活機能確保対策事業費					7,943
					4 山村振興対策事業費					45
					5 過疎地域対策事業費					856
					6 豪雪地帯対策事業費					10
					7 有人国境離島法に関する調査事業費					3,075
					8 人口急減対策事業費					1,020
					9 推進事務費					6,210
7	主要施策企画調整費、自治振興諸費	5,558	5,396	162	行政事務費					5,558

【債務負担行為】

中山間地域・離島振興課

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	離島地域生活機能確保対策事業費(隠岐島油槽所タンク開放工事支援事業)	令和6年度～令和7年度	15,408 千円
2	離島地域生活機能確保対策事業費(知夫村救急患者輸送船整備支援事業)	令和6年度～令和7年度	1,600 千円

中山間地域総合対策推進事業 (小さな拠点づくりの推進)

【中山間地域・離島振興課】

1. 事業概要

人口減少や高齢化が進む中山間地域においては、日常生活に必要な機能・サービスの確保が急務となっている。

このため、公民館エリアを基本単位として住民の合意形成を進めつつ、より広いエリアを念頭に、買い物や交通など住民生活に必要な機能の確保に取り組む「小さな拠点づくり」を推進する。

特に人口減少が進んだ複数のエリアにわたる取組や課題解決に向けた新たな実践活動の開始と既存の実践活動の維持・拡大を図る市町村を支援する。

2. 事業内容

- (1) 住民主体の議論の喚起 [予算額 3,762 千円 (R5当初比 +1,220 千円)]
 - ・地域の人口推計や先進事例等の県内の取組事例を紹介した「しまねの郷づくり応援サイト」による情報発信
- (2) 地域づくり人材の育成・確保 [予算額 786 千円 (R5当初と同額)]
 - ・集落支援員等のスキルアップのための研修会の実施
- (3) 生活機能の維持・確保等に向けた具体的な取組の推進 [予算額 27,461 千円 (R5当初比 +2,226 千円)]
 - ・生活機能の確保が急務な公民館エリアにおける課題解決に向けた取組に対して支援
 - ・単独の公民館エリアでの実践活動の実施が困難な場合は、複数エリアでの取組を支援
- (4) モデル地区による取組の推進 [予算額 53,434 千円 (R5当初比 ▲34,194 千円)]
 - ・人口規模の小さい複数の公民館エリアが連携して「小さな拠点づくり」に取り組む地域を「モデル地区」に選定し、重点的に支援
 - モデル地区：大田市（久利・大屋）、安来市（比田・東比田）、
江津市（長谷・市山・川戸・谷住郷・川越）、
邑南町（阿須那・口羽）

(5) 「小さな拠点づくり」の情報発信

[予算額 6,900 千円 (R5当初比 +3,201 千円)]

- ・モデル地区をはじめとした「小さな拠点づくり」に取り組む地区の事例報告会等の実施

(6) 中山間地域の生活機能の維持確保支援【拡充】

[予算額 8,331 千円 (R5当初比 皆増)]

- ・市町村が支援する、中山間地域に設置されたガソリンスタンドの改修経費等を支援
- ・対象経費に、計量機の更新を追加

(7) 中山間地域の空き家対策の推進

[予算額 14,664 千円 (R5当初比 +2,104 千円)]

- ・中山間地域・離島における地域運営組織との連携による空き家活用の取組を支援

(8) 地産地消等による地域内経済循環調査【新規】

[予算額 12,000 千円]

- ・中山間地域における地域経済の現状を把握し、地域内経済循環の仕組みづくりを進めるための基礎資料とするため調査を実施

3. 予算額

令和6年度当初予算 127,338千円 (R5当初比 ▲30,418千円)

中山間地域総合対策推進事業 (スモール・ビジネスの育成)

【中山間地域・離島振興課】

1. 事業概要

中山間地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用して魅力ある商品やサービスを開発し、規模は小さくても、外貨を獲得する取組(スモール・ビジネス)を推進し、起業や創業、雇用創出を促進する。

スモール・ビジネスに取り組む事業者の様々なニーズに対応するため、事業分野や取組の段階に応じた支援を実施する。

2. 事業内容

(1) 相談支援及び専門的な講座の実施

[予算額 27,787 千円 (R5当初比 ▲5,200 千円)]

- ・事業者が抱える商品コンセプトや販路開拓等の課題解決のための相談支援体制を構築
- ・専門家派遣による対面相談やオンライン講座により事業者の課題解決を支援
- ・地域運営組織の運営力強化(収益部分)を図るための相談支援を実施
- ・事業者の課題抽出や課題解決を行う講座を実施し、事業者自らが課題を解決する力の習得を促進

(2) スモール・ビジネスの取組に対する助成の実施

[予算額 15,486 千円 (R5当初比 +21 千円)]

- ・事業者の商品力向上や商品の認知度向上に向けた取組に係る経費を助成
- ・市町村を通じた支援及び事業者への直接の支援を実施

(3) 産直市等の機能強化に向けた研修の実施

[予算額 10,518 千円 (R5当初比 +127 千円)]

- ・産直市等がインターネットを活用して地域産品を販売する取組等を支援

3. 予算額

令和6年度当初予算 53,791 千円 (R5当初比 ▲5,052 千円)

中山間地域の生活機能の維持確保支援施策

【中山間地域・離島振興課】

1. 事業概要

人口減少や、高齢化が進む中山間地域では、一部の地域において、生活交通、医療、買い物、燃油等の生活機能が失われつつあり、日常生活に必要な機能・サービスの確保が急務となっている。

こうした中山間地域の現状を踏まえ、第6期中山間地域活性化計画を見据えながら、必要な生活機能を将来にわたり維持し、住民がサービスを利用できるよう、市町村と連携・協力して、旧市町村単位の生活機能の維持・確保を図るための対策を実施する。

2. 中山間地域の生活機能の維持確保支援

(1) 地域振興部

(単位:千円)

事業	事業内容	R6予算額 (R5当初比)	部局名
1	<p>ガソリンスタンド存続のための改修費支援</p> <p>【拡充】</p> <p>中山間地域のガソリンスタンドが廃止された場合、生活に必要な燃料確保に加え、地域産業の衰退の懸念や、防災上の備蓄燃料の確保等も困難となるなど、多方面に影響を及ぼすことになる。</p> <p>人口減少が進み、給油人口も減少していく中で、中山間地域の燃料確保が極めて困難となることが見込まれることから、市町村が支援するガソリンスタンドの改修経費等について、その一部を支援する。</p> <p>(1) 対象経費 ①地下タンクの漏洩防止工事 ②配送用タンクローリーの更新 ③計量機の更新</p> <p>(2) 補助率 市町村負担額の1/2 (補助対象事業毎に補助上限額を設定)</p>	8,331 (皆増)	地域振興部 [中山間地域・離島振興課]
2	<p>生活交通ネットワーク総合支援事業 (地域生活交通再構築実証事業)</p> <p>「小さな拠点づくり」に向けて、輸送需要に応じた最適な交通手段の組み合わせによる地域生活交通の再構築を図るため、実証事業等に取り組む市町村を支援する。</p> <p>(1) 支援対象 立ち上がり支援</p> <p>(2) 実施箇所 15か所程度</p> <p>(3) 補助対象 デマンド型バス・乗合タクシーや交通空白地有償運送等</p> <p>(4) 補助率 立ち上がり支援 2/3</p>	57,542 (+2,981)	地域振興部 [交通対策課]
計 (①)		65,873 (+11,312)	

(2) 他部局分

(単位：千円)

事業	事業内容	R6予算額 (R5当初比)	部局名
1	へき地拠点 病院運営費 補助金 特に医療サービスが不足している中山間地域 (重点支援地区)において、地域医療拠点病院が 新たに実施する「無医地区等における巡回診 療」、「へき地診療所等への代診医派遣」、「オ ンライン診療」等の取組を支援する。 [補助率] 10/10 [負担割合] 国 1/2、県 1/2	49,634 (R5当初と同額)	健康福祉部 [医療政策課]
2	へき地診療 所運営費補 助金 へき地診療所の追加認定を行い、運営に必要な 経費の一部を支援する。 [補助率] 2/3 [負担割合] 国 10/10	88,000 (▲4,400)	健康福祉部 [医療政策課]
3	しまね型医 療提供体制 構築事業 【制度創設】 地域医療構想を踏まえた設備整備について、救 急や周産期など圏域唯一の機能を担う病院の維持 に必要な設備整備を支援する。 [補助率] 2/3 [負担割合] 国2/3、県1/3	—	健康福祉部 [医療政策課]
4	医療機関の 施設・設備 整備事業 【拡充】 医療機関の設備整備について、中山間地域にお ける医療サービスを確保及び維持するため、重点 支援地区において無医地区等を支援する小規模の 地域医療拠点病院を重点的に支援する。 [補助率] 10/10 [負担割合] 国1/2、県1/2	55,000 (皆増)	健康福祉部 [医療政策課]
5	地域商業等 支援事業 (買い物不 便対策及び 移動販売・ 宅配支援事 業) 中山間地域における買い物不便対策や移動販 売・宅配支援のための事業について、市町村と協 調して補助率を嵩上げする。 [補助率] 県1/3(市町村負担額を上限)、市町村1/3	9,300 (R5当初と同額)	商工労働部 [中小企業課]
6	創業者向け 資金繰り支 援 中山間地域の創業者向け小口資金の保証料につ いて全額を支援する。 [補助率] 県1/4、市町村1/4、信用保証協会1/2	6,000 (皆増)	商工労働部 [中小企業課]
計 (②)		207,934 (+56,600)	
合 計 (①+②)		273,807 (+67,912)	

特定有人国境離島地域の地域社会維持推進施策

【中山間地域・離島振興課】

1. 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業

(単位:千円)

施策	概要	R6事業費	部局名
1 航路・航空路運賃の低廉化	<p>隠岐地域の住民等が継続的に居住できるよう、利用する航路及び航空路の運賃引下げを支援 [負担割合] 国5.5/10、県2.25/10、町村2.25/10</p> <p>①航路運賃の低廉化 隠岐汽船(株)が運航する航路の現行住民運賃をJR在来線並み(ジェットfoilは特急指定席並み)に引下げ</p> <p>②航空路運賃の低廉化 日本エアコミューター(株)が運航する隠岐世界ジオパーク空港-出雲縁結び空港間の現行住民航空路運賃を新幹線並みに引下げ</p>	<p>【県事業名】 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業</p> <p>事業費 475,622 (うち県予算368,605)</p>	<p>地域振興部 [交通対策課]</p>
2 輸送コストの低廉化	<p>隠岐地域での農水産品(加工品以外)の出荷や原材料等の海上輸送又は航空輸送にかかる費用の低廉化を支援 [負担割合] 国6/10、町村2/10、事業者2/10</p> <p>※農水産品以外は、離島活性化交付金により支援 [負担割合] 国6/10、町村2/10、事業者2/10</p>	—	<p>地域振興部 [中山間地域・離島振興課]</p>
3 滞在型観光の促進	<p>隠岐地域での滞在型旅行商品の開発や人材の確保・育成の取組を支援 [負担割合] 国5.5/10、県2.25/10、町村2.25/10 [事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各島滞在メニューと隠岐航路の乗船券を組み合わせた企画乗船券を販売 隠岐ジオパークに精通したガイドの養成とガイドを活用したツアー商品の造成 隠岐空港発着の航空機を利用する滞在型旅行商品に対し、販売促進費を助成 滞在型観光メニューの企画、開発 エリア全体を一つの宿に見立てた宿泊関連サービスの開発に向け、実施計画を策定 	<p>【県事業名】 特定有人国境離島地域滞在型観光推進事業</p> <p>事業費 157,610 (うち県予算122,140)</p>	<p>商工労働部 [観光振興課]</p>
4 雇用機会の拡充	<p>隠岐地域での雇用機会の拡充に寄与する創業又は事業拡大を行おうとする民間事業者を支援 [負担割合] 国1/2、県1/8、町村1/8、事業者1/4 [交付対象経費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ハード事業 設備費、改修費 ソフト事業 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費等 	<p>【県事業名】 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業</p> <p>事業費 400,698 (うち県予算250,426)</p>	<p>商工労働部 [中小企業課]</p>
	<p>隠岐地域への人材供給を図るため、就労体験ツアーの造成等を支援 [負担割合] 国5.5/10、県2.25/10、町村2.25/10 [事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 隠岐地域での就労体験及び住民との交流を内容とするツアーの実施 	<p>【県事業名】 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業</p> <p>事業費 29,323 (うち県予算 22,724)</p>	<p>商工労働部 [中小企業課]</p>
合 計		<p>事業費 1,063,253 (うち県予算763,895)</p>	

2. 関連事業

(1) 生活機能の確保・地場産業の振興に関する事業

(単位:千円)

事業名	概要	R6予算額	部局名
1 離島地域生活機能確保対策事業 (隠岐島油槽所タンク開放工事支援事業)	<p>隠岐地域における石油製品の安定供給体制を維持するため、平成21年度に整備した隠岐島油槽所の開放工事（大規模改修）に係る経費の一部を支援</p> <p>①補助対象事業 隠岐島油槽所タンク開放工事</p> <p>②事業期間 令和5年度～令和7年度</p> <p>③事業費 443百万円</p> <p>④補助率 開放工事に要する財源として借り入れる過疎債の元利償還額（実負担）に対し1/2を補助</p>	<p>R5年度事業分 7,943</p> <p>(債務負担行為) R6年度事業分 【設定金額】 15,408 【設定期間】 令和6年度 ～令和7年度</p>	
2 離島地域生活機能確保対策事業費 (知夫村救急患者輸送船整備支援事業) 【制度創設】	<p>離島住民の生活を支えるため、平成7年度に整備した救急患者輸送船の更新に係る経費の一部を支援</p> <p>①補助対象事業 知夫村救急患者輸送船整備支援事業</p> <p>②事業期間 令和6年度～令和7年度</p> <p>③事業費 165百万円</p> <p>④補助率 船艇の建造に要する財源として借り入れる辺地債の元利償還額（実負担）に対し1/2を助成</p>	<p>(債務負担行為) R6年度事業分 【設定金額】 1,600 【設定期間】 令和6年度 ～令和7年度</p>	<p>地域振興部 [中山間地域・離島振興課]</p>
3 スモール・ビジネスの育成	<p>(専門的な講座及び助言・指導の実施) 隠岐の地域資源を活用した商品・サービスの開発等に取り組む事業者に対し、商品・サービス開発、販路開拓等までの一貫した取組を支援することで、隠岐地域における地域経済の拡大による雇用創出を図る。</p> <p>①個別の課題解決に向けた取組の方法論を指導 ②島内外で試行的に実験販売する際の取組への助言</p>	<p>27,787 (予算額は本土版を含む)</p>	

令和6年度 当初予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)-(B)	R6当初(A)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
市町村課		1,009,530	1,170,974	▲ 161,444	347,196				358,488	303,846
1	人件費 一般職給与	125,179	122,112	3,067	一般職20人					125,179
2	人件費 委員報酬	3,534	3,534	0	特別職4人					3,534
3	市町村行政運営支援事業費	9,250	11,558	▲ 2,308	市町村行政指導費					9,250
4	市町村財政運営支援事業費	90,460	86,628	3,832	1 交付税算定事務電算処理事業費					1,849
					2 地方公共団体金融機構資金貸付実態調査費					880
					3 しまね市町村総合交付金					85,631
					4 水道広域化事業					2,100
5	市町村振興対策事業費	357,608	367,283	▲ 9,675	市町村振興交付金					357,608
6	住民基本台帳ネットワークシステム運営事業費	59,781	61,580	▲ 1,799	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理費					59,781
7	市町村職員人材育成支援事業費	135	135	0	地方自治研究機構負担金					135
8	公職選挙管理執行事業費(常時)	780	780	0	1 選挙管理委員会費					653
					2 在外選挙人名簿事務委託費					127
9	明るい選挙推進事業費(常時啓発)	3,664	3,664	0	1 明るい選挙推進協議会活動事業費					2,006
					2 青年選挙啓発事業費					753
					3 ポスターコンクール実施経費					905
10	政治資金等公表事業費	3,799	3,378	421	1 政治資金規正法事務費					715
					2 政党助成法事務費					3,084
11	公職選挙管理執行事業費(知事・県議会議員選挙)	0	498,934	▲ 498,934						
12	明るい選挙推進事業費(知事・県議会議員選挙臨時啓発費)	0	3,185	▲ 3,185						
13	自治振興諸費、選挙啓発諸費	8,449	8,203	246	行政事務費					8,449

【歳出】

(単位:千円)

課名		R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)－(B)	R6当初(A)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
14	衆議院議員補欠選挙費	346,891	0	346,891	1 選挙会等経費					195
					2 選挙(審査)公報発行費					2,934
					3 選挙公営費					100,573
					4 事務費					30,082
					5 市町村交付金					208,134
					6 不在者投票特別経費					4,973

令和6年度 当初予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)-(B)	R6当初(A)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
交通対策課		4,935,699	2,488,159	2,447,540	294,233			2,069,900		2,571,566
1	人件費 一般職給与	125,569	113,984	11,585	一般職16人 125,569					
2	生活交通ネットワーク総合支援事業費	478,330	444,002	34,328	1 生活交通ネットワーク総合支援事業費 464,429 2 生活交通ネットワーク推進事業費 4,901 3 公共交通人材確保推進事業費 2,000 4 交通人材確保特別緊急対策事業費 7,000					
3	原子力災害時における避難車両の維持・確保事業費	14,629	14,348	281	避難車両維持・確保事業費 14,629					
4	一畑電車運行維持事業費	317,633	184,918	132,715	1 運行維持費補助金 314,295 2 沿線地域対策協議会負担金 3,338					
5	JR線利用促進事業費	10,394	8,183	2,211	1 木次線活用推進協議会補助金 8,144 2 山口線利用促進協議会補助金 200 3 山陰本線利用促進事業費 1,710 4 島根県鉄道整備連絡調整協議会負担金 340					
6	三江線沿線地域公共交通活性化事業費	3,633	300	3,333	三江線沿線地域公共交通活性化協議会負担金 3,633					
7	新幹線等の整備促進事業費	150	150	0	中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会負担金 150					
8	運輸事業振興助成事業費	109,701	110,158	▲ 457	運輸事業振興助成補助金 109,701					
9	隠岐航路運航維持事業費	370,749	418,142	▲ 47,393	1 隠岐航路運航支援交付金 23,849 2 隠岐航路運航支援費(しまね市町村総合交付金) 29,107 3 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(航路運賃低廉化) 316,559 4 隠岐航路運航維持事業費 1,234					
10	出雲縁結び空港路線維持事業費	55,144	19,242	35,902	1 出雲縁結び空港利用促進事業費補助金 37,595 2 出雲縁結び空港利用促進事務費 2,349 3 国内LCC誘致事業費 4,000 4 FDA機体を活用したPR事業費 11,200					

【歳出】

(単位:千円)

課名		R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)-(B)	R6当初(A)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
11	出雲縁結び空港周辺対策事業費	3,096,306	866,985	2,229,321	出雲縁結び空港周辺対策事業費 3,096,306					
12	萩・石見空港路線維持事業費	200,558	183,872	16,686	1 萩・石見空港利用促進事業費補助金 196,912 2 萩・石見空港利用促進事業費 3,646					
13	隠岐世界ジオパーク空港路線維持事業費	8,432	8,268	164	1 隠岐世界ジオパーク空港利用促進事業費補助金 8,000 2 隠岐世界ジオパーク空港利用促進事業費 432					
14	離島航空路線運航費補助事業費	52,046	42,716	9,330	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(航空路運賃低廉化) 52,046					
15	海外航空路開拓事業費	65,129	51,940	13,189	1 国際チャーター便支援事業費 62,529 2 海外航空路開拓事業費 2,600					
16	航空ネットワーク推進事業費	3,539	2,995	544	航空ネットワーク推進事業費 3,539					
17	交通事故相談所運営事業費	8,360	7,101	1,259	交通事故相談所運営事業費 8,360					
18	交通安全推進事業費	6,113	6,113	0	1 交通安全啓発事業費 2,880 2 交通安全運動推進事業費 2,933 3 交通安全計画策定事業費 300					
19	能登半島地震被災地への救援物資等輸送事業費	4,400	0	4,400	能登半島地震被災地への救援物資等輸送事業費 4,400					
20	主要施策企画調整費、交通安全対策費	4,884	4,742	142	行政事務費 4,884					

【債務負担行為】

交通対策課

No.	事項	期間	限度額
1	交通人材確保特別緊急対策事業費	令和7年度	7,000 千円
2	隠岐航路運航維持事業費	令和6年度～令和20年度	1,283,828 千円
3	出雲縁結び空港周辺対策事業費	令和6年度～令和10年度	653,000 千円
4	萩・石見空港路線維持事業費	令和7年度	89,950 千円

生活交通ネットワーク総合支援事業

【交通対策課】

幹線交通から集落間交通まで、バス事業者・市町村・NPO等による地域生活交通を確保する取組を総合的に支援

1. 地域間幹線系統確保維持費補助金

[予算額 119,169 千円 (R5当初比 +15,839 千円)]

(1) 事業概要

バス事業者による広域的・基幹的なバス路線の維持に対し、国に協調して支援

(2) 事業内容

- ① 運行経費の助成 (助成率 1/2) ② 車両減価償却費の助成 (助成率 1/2)

2. 地域間準幹線系統確保維持費補助金

[予算額 59,507 千円 (R5当初比 ▲785 千円)]

(1) 事業概要

バス事業者による複数市町村に跨るバス路線の維持に対し、県と市町村で支援

(2) 事業内容

運行経費の助成 (助成率 1/2)

- ・収支率の目標として、運行費用の 7 割を補助対象額の上限とする

3. 生活交通確保対策交付金

[予算額 228,211 千円 (R5当初比 +7,795 千円)]

(1) 事業概要

市町村やNPO等が行う交通空白地有償運送等に対し、市町村の財政規模に応じて支援

(2) 事業内容

運行経費の助成 (助成率 1/3、市町村への配分に係る財政力補正あり)

- ・ただし、以下の系統については、優遇措置を設ける
地域生活交通再構築実証事業を経て本格運行を開始した系統
(本格運行開始後 4 年間に限り助成率 1/2、財政力補正による割落とし対象外)
- ・路線バス等の代替として実施するタクシー利用助成に対し支援 (助成率 1/2)
- ・収支率の目標として、運行費用の 8 割を補助対象額の上限とする

4. 地域生活交通再構築実証事業補助金

[予算額 57,542 千円 (R5当初比 +2,981 千円)]

(1) 事業概要

「小さな拠点づくり」に向けて、輸送需要に応じた最適な交通手段の組み合わせによる地域生活交通の再構築を図るため、実証事業等に取り組む市町村を支援

(2) 事業内容

実行計画策定、車両購入、関連施設整備、実証運行等にかかる経費を支援

(助成率 2/3)

5. 予算額

令和 6 年度当初予算額 464,429 千円 (R5当初比 +25,830 千円)

公共交通人材確保推進事業

【交通対策課】

1. 公共交通人材確保推進事業 [予算額 2,000 千円 (R5当初と同額)]

(1) 事業概要

県内の公共交通事業者の人材確保のため、島根県旅客自動車協会が行う入職促進の取組を支援

(2) 事業内容

業界PRなど入職促進策に係る経費の助成 (助成率2/3)

2. 交通人材確保特別緊急対策事業【新規】 [予算額 7,000 千円]

(1) 事業概要

運転手不足を一因としたバス路線の廃止、減便の表明が相次ぐ厳しい現状を踏まえ、人材確保・育成に取り組む事業者に対する特別支援を実施

(2) 事業内容

新たに人材確保を行った事業者が行う、人材育成に対する支援金を支給

① 対象事業者

- ・ 路線バス運行事業者
- ・ 市町村からコミュニティバス等の運行を受託する事業者
- ※ いずれも道路運送法第4条の許可を受ける事業者
- ※ 松江市交通局 (公営企業) は除く

② 支給要件

- ・ 令和6年4月1日以降に、新たに運転手 (見込) を採用し、6か月以上継続して雇用すること

③ 支給額

- ・ 新規雇用者1人あたり定額20万円

3. 予算額

令和6年度当初予算額 9,000千円 (R5当初比 +7,000千円)

【債務負担行為設定】 [期間] 令和7年度 [限度額] 7,000千円

一畑電車運行維持事業

【交通対策課】

1. 事業概要

沿線住民の日常生活に必要な一畑電車の運行を維持するため、インフラ所有権を移転しない「上下分離方式」により、線路・電路・車両の維持、修繕、更新等に要する経費を松江市、出雲市と共同で支援

2. 事業内容

(1) 一畑電車運行維持費補助

[予算額 314,295 千円 (R5当初比 +129,882 千円)]

施設の設備更新・維持修繕に対する助成

- ・安全輸送設備等整備事業補助に係る経費

負担割合 国 1/3 県 1/3 市 1/3 (松江市 35% : 出雲市 65%)

主な内容 新造車両の導入 (※)、マクラギ、電気保安設備の更新等

※「一畑電車支援計画(令和3～7年度)」に基づき、

令和6年度に1両、令和7年度に2両、令和8年度に1両の新造車両を導入予定

- ・基盤設備維持費補助に係る経費

負担割合 県 1/2 市 1/2 (松江市 35% : 出雲市 65%)

主な内容 レール、電気設備、車両の修繕等

(2) 一畑電車沿線地域対策協議会負担金

[予算額 3,338 千円 (R5当初比 +2,833 千円)]

次期一畑電車支援計画の策定経費等に対する助成 [別紙参照]

負担割合 県 1/2 市 1/2 (松江市 35% : 出雲市 65%)

3. 予算額

令和6年度当初予算 317,663千円 (R5当初比 +132,715千円)

国の新たな支援制度を活用した一畑電車への支援について

1. 現在の支援状況

- ・県及び沿線自治体（松江市及び出雲市）で構成する「一畑電車沿線地域対策協議会」において、法律に基づかない任意の計画である「一畑電車支援計画（令和3～7年度。以下「支援計画」）」を策定
- ・支援計画に基づき、国の補助制度も活用して、鉄道施設の整備等に要する経費を支援

<国の補助制度概要>

補助率：1／3

補助対象：線路設備、電路設備、車両の更新

2. 国の新たな支援制度

- ・改正地域公共交通活性化再生法に基づく国の新たな支援制度が令和5年度予算より創設

<新たな支援制度概要>

改正地域公共交通活性化再生法に基づく「鉄道事業再構築実施計画（以下「再構築計画」）」を策定し、国土交通大臣の認定を受けることで、社会資本整備総合交付金等の活用が可能

補助率：1／2

補助対象：線路設備、電路設備、車両の更新、（追加）老朽駅舎の改修等

主な補助要件：

- ①再構築計画（計画期間：10年）の策定及び国土交通大臣の認定
- ②沿線自治体における観光やまちづくりに関する計画との連携
- ③利用者数等に関する目標の設定
- ④具体的な利用促進策の実施

3. 対応方針

- ・一畑電車においても、2.の支援制度を活用するため、今年度から検討作業に着手し、来年度中に新たな支援計画等（令和7～16年度）を策定、令和8年度からの新たな支援制度活用を目指す。

<スケジュール（想定）>

令和6年度末まで 支援計画等の改訂

沿線市の観光等に関する計画の策定 ※年度末を予定



再構築計画の策定

令和7年度

再構築計画の大臣認定



社会資本総合整備計画の提出 ※提出期限：1月頃

令和8年度～

国の新たな支援制度活用

4. 今後の対応

- ・今年度から鉄道設備の老朽化状況の調査などに着手し、来年度から令和6年度当初予算を活用して、本格的な計画策定作業を開始

J R木次線利用促進事業

【交通対策課】

人口減少等の影響による鉄道利用者減少に歯止めをかけるため、地元協議会が実施する利用促進などの取組を支援

1. J R木次線利用促進事業 [予算額 8,144 千円 (R5当初比 +4,011 千円)]

(1) 事業内容

学校や町内会などの団体が木次線乗車を伴う移動をした場合に、J R運賃・貸切バス運賃等の一部を助成

【助成対象経費】 J R運賃、貸切バス運賃等

- ・ 3名以上の県内外者の団体旅行

【助 成 率】 1 / 2

- ・ 助成上限額：1件あたり10万円

(2) 負担割合

県 2 / 3、関係市町 1 / 3 (雲南市、奥出雲町)

2. J R木次線を活用した観光誘客事業 (観光振興課)

[予算額 19,366 千円 (R5当初と同額)]

(1) 事業内容

県内外の観光客を対象とした木次線乗車を組み込んだツアーの造成・販売を支援

(2) 負担割合

[県外客] 県 10 / 10

[県内客] 県 2 / 3、関係市町 1 / 3 (雲南市、奥出雲町)

J R線利用促進事業

【交通対策課】

1. 事業概要

J R路線のビジネス利用を促進するため、駅周辺で会議を開催し、鉄道利用に率先して取り組む企業や団体に対して支援を行う。

2. 事業内容

企業・団体が駅周辺で研修会や会議等を開催し、一定の参加者が鉄道を利用して会場までアクセスした場合に、利用した会場の借り上げ費用等の一部を助成する。

※ 県、沿線市町、商工団体等で構成する「島根県鉄道整備連絡調整協議会」の事業として実施

【助成対象経費】

会議を開催した企業・団体が負担した

①会場借り上げ費用

②会場最寄り駅から会場までの移動手段（送迎バス等）の確保に要する費用

【助成率】 1 / 3 ~ 2 / 3

① 鉄道利用状況に応じて助成

参加者に占める 鉄道利用者の割合	1 / 5 以上*	1 / 2 以上	2 / 3 以上
助成率	1 / 3	1 / 2	2 / 3

② 助成上限額

・会場借り上げ費用：60,000円

・会場最寄り駅から会場までの移動手段の確保に要する費用：34,000円

※ 令和6年1月1日より緩和【1 / 3 ⇒ 1 / 5】（令和5年12月14日防災地域建設委員会説明）

【負担割合】

県 1 / 2 沿線市町 1 / 2

3. 予算額

令和6年度当初予算 180千円（R5当初比 ▲1,800千円）

※ 「島根県鉄道整備連絡調整協議会」の繰越金を活用

隠岐航路運航維持事業

【交通対策課】

1. 事業概要

隠岐島民の生活を支え、観光振興に不可欠な隠岐の海上交通確保を図るため、船舶の導入や運航に要した経費の一部を助成

2. 事業内容

(1) 船舶の導入に対する支援

[予算額 23,849 千円 (R5当初比 ▲35,436 千円)]

以下の船舶導入に要する財源として、隠岐4町村が借り入れた過疎対策事業債の毎年度の元利償還金の一部を助成

- ・超高速船レインボージェット導入 (H24~R8) 20,375 千円
- ・島前内航船「いそかぜ」建造 (H25~R6) 3,474 千円

(2) 船舶の運航に対する支援

[予算額 29,107 千円 (R5当初比 ▲12,573 千円)]

前年度の実績に基づき、しまね市町村総合交付金として翌年度交付

- ・超高速船運航支援 11,936 千円
隠岐広域連合が運航する超高速船レインボージェットの指定管理料の一部を助成 (運航主体：隠岐汽船株)
- ・島前内航船運航支援 17,171 千円
島前町村組合が運航する島前内航船「フェリーどうぜん」及び「いそかぜ」の運航費にかかる毎年度の欠損額の一部を助成

(3) フェリーしらしま後継船の建造に対する支援 [債務負担行為設定]

後継船の建造に要する財源として、隠岐4町村が借り入れる過疎対策事業債の元利償還額 (実負担 30%) に対し 2/3 を助成 [別紙参照]

[期 間] 令和6年度～令和20年度

[限度額] 1,283,828 千円

3. 予算額

令和6年度当初予算 52,956 千円 (R5当初比 ▲48,009 千円)

フェリー「しらしま」の後継船建造について

1. 建造主体

隠岐広域連合

2. 船舶の運航

隠岐広域連合から隠岐汽船に指定管理を行い、毎年度、定額納付金を徴収する。

フェリー建造費を 59.4 億円と想定した場合	・元利償還額の実負担 30% : 19.3 億円 ・定額納付金額 : 19.3 億円 ÷ 30 年 ≒ 65 百万円/年
----------------------------	---

3. 船舶の建造費

建造見込額 59.4 億円

4. 建造費の財源

建造財源は、隠岐 4 町村が全額を過疎対策事業債により調達

- ・借入総額 : 5,940,000 千円
- ・借入年度 : 令和 6 年度～令和 8 年度（単年 1,980,000 千円を想定）
- ・償還期間 : 12 年（3 年据置）
- ・年利想定 : 1 %

5. 県の財政支援

県は、後継船の建造に要する財源として、隠岐 4 町村が借り入れる過疎対策事業債の元利償還金（実負担 30%）に対し 2 / 3 を助成する。

6. 今後のスケジュール

令和 6 年 5 月まで 仕様の決定
令和 6 年度上期 造船所の選定、発注
下期 起工
令和 8 年度中 就航

出雲縁結び空港路線維持事業

【交通対策課】

1. 事業概要

出雲縁結び空港の路線維持・充実を図るため、「21世紀出雲空港整備利用促進協議会※」が行う利用促進事業に対する支援等の路線維持対策を実施

※会長：出雲市長、会員：関係市町、関係市町議会、商工団体、企業 等

2. 事業内容

令和6年3月から新規就航する中部国際空港線と、令和6年夏ダイヤの期間について復便する静岡線の定着・維持を図るための取組等を新規に実施

(1) 新規路線・復便路線対策 【新規】 [予算額 23,765千円]

①中部国際空港線

- ・早期の路線周知・定着を図るためのPR対策及び利用助成を重点的に実施
- ・小牧線を含め名古屋圏への航空アクセスが「往復3便」となることを踏まえ、小牧線とセットで効果的なPRを実施

②静岡線

- ・従来から課題となっているアウトバウンド需要喚起のためのPR等を実施

(2) 既存路線対策 [予算額 13,830千円 (R5当初比 ▲2,170千円)]

- ・既存路線の更なる利用向上に向けた、利用促進対策及び路線PR対策等を実施

(3) その他 [予算額 17,549千円 (R5当初比 +14,307千円)]

- ・全国各地で運航するFDAの機体を活用した島根県の観光PRを実施（機体デカル広告等） 等

3. 予算額

令和6年度当初予算 55,144千円 (R5当初比 +35,902千円)

<参考> FDA路線の運航計画 (R6.3.31~)

【小牧線】

出雲 ⇒ 小牧		小牧 ⇒ 出雲	
FDA 412	09:15 ⇒ 10:15	FDA 411	07:45 ⇒ 08:45
FDA 418	18:20 ⇒ 19:20	FDA 417	16:50 ⇒ 17:50

【中部国際空港線】

出雲 ⇒ 中部		中部 ⇒ 出雲	
FDA 916	16:30 ⇒ 17:35	FDA 915	13:25 ⇒ 14:30

【静岡線】 (R6.3.31~R6.10.26)

出雲 ⇒ 静岡		静岡 ⇒ 出雲	
FDA 184	15:00 ⇒ 16:10	FDA 181	14:15 ⇒ 15:30

出雲縁結び空港周辺対策事業

【交通対策課】

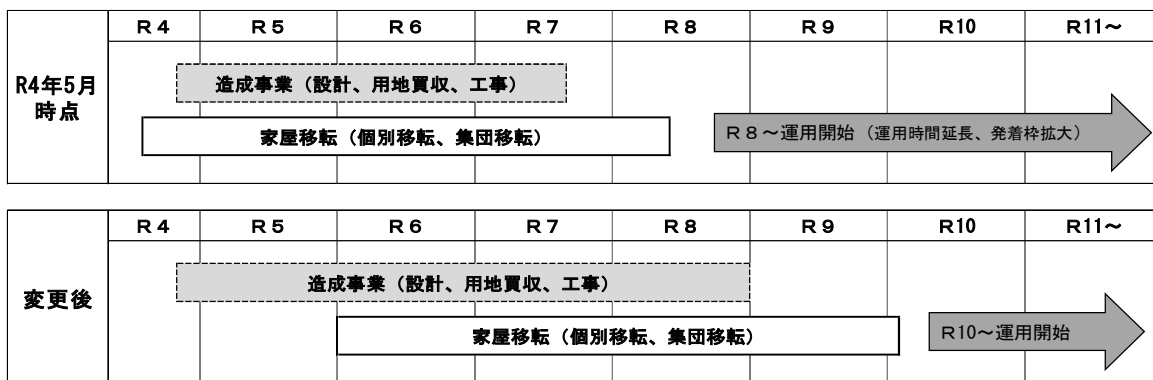
1. 事業概要

出雲縁結び空港の利便性向上を図るための運用時間の延長等に向けた対策を実施

- ・運用時間の延長 7:30～20:30 → 7:30～21:30
- ・発着枠（便数）の拡大 40 便/日 → 50 便/日（+10 便/日）

2. 想定スケジュール

運用時間の延長等の運用開始を令和 8 年度目途に取り組みを進めてきたが、民家の移転先地造成事業の進捗状況を踏まえ、令和 10 年度目途の運用開始を目指す。



3. 事業内容

令和 4 年度から令和 10 年度の 7 年間で約 80 億円の事業費を想定
 （R 4 年 5 月時点：R 4～8 年度（5 年間）約 64 億円 +16 億円増）

《主な増額理由》

- ① 物価上昇による補償単価の改定による増、出雲市が行う民家移転先地の造成事業に対する交付金の増、用地物件調査結果による用地取得費、補償費の増（+約 12 億円）
- ② 調査結果を踏まえた覆砂事業の事業費の増（+約 2 億円）

事業内容	R4～8 年度 事業費	R4～10 年度 事業費	R 6 当初予算額（単位：千円）	
① 滑走路近接民家の移転補償、空港隣接農地等の取得・整備	約 46 億円	約 58 億円	2,769,236	民家の移転に係る補償費、 農地等の取得に係る補償費
② 空港周辺地域の地域振興策等	約 6 億円	約 9 億円	270,950	宍道干拓沖・新建川の覆砂 公民館改修に係る経費補助 他
③ 空港周辺住民の騒音防止工事及び空調機器の更新・増設工事	約 12 億円	約 13 億円	51,120	空調機器の更新・増設
計	約 64 億円	約 80 億円	3,096,306	①～③の他、諸会議開催に要する 経費等 5,000 千円

4. 予算額

令和 6 年度当初予算 3,096,306 千円（R5 当初比 +2,229,321 千円）

5. 債務負担行為の設定

出雲市が行う民家移転先地の造成事業にかかる費用の一部に対して、市に交付金を交付するにあたり協定書を締結するため、債務負担行為を設定する。

[期 間] 令和 6 年度～令和 10 年度

[限度額] 653,000 千円

県内航空路線の維持充実（萩・石見空港関連）

【交通対策課】

1. 事業概要

羽田発着枠政策コンテストにより、令和7年3月までの継続が決定している東京線の2便運航を維持するためには、持続可能な地域づくりと助成金等に頼りすぎない利用促進の両立を目指しながら、政策コンテストを勝ち抜く必要があり、関係機関と連携して利用促進に取り組む。

また、大阪線については、運航を継続するために高い利用率を目指し必要な支援を行う。

2. 事業内容

（1）萩・石見空港利用促進事業 [予算額 196,912 千円（R5当初比 +16,912 千円）]

萩・石見空港利用拡大促進協議会（事務局：益田市）が実施する利用促進策を支援

① イン対策事業に対する支援

主な内容：団体旅行商品の造成支援、個人向け運賃助成（閑散期を強化）

ANA等との連携による誘客プロモーションの強化、受入れ環境整備 など

② アウト対策事業に対する支援

主な内容：団体旅行商品の造成支援、個人向け運賃助成（閑散期を強化）

修学旅行による都市間交流への支援 など

（2）県内航空路線利用促進（観光振興）事業

[予算額 92,530 千円（R5当初比 +12,378 千円）]

観光誘客や石見地域の観光魅力づくりを推進

[観光振興課]

（3）政策課題への対応

[予算額 30,079 千円（R5当初比 +4,899 千円）]

政策課題への取組により、安定的な需要を創出

① 県外企業を対象とした石見臨空ファクトリーパーク等の (17,500 千円)

工業団地の視察ツアーを開催 [企業立地課]

② 関係人口拡大のため地域住民との交流や地域活動を体験する (3,260 千円)

ツアーを実施 [しまね暮らし推進課]

③ グラントワの展覧会と連携した利用促進事業を実施 (4,289 千円)

[文化国際課]

④ 中山間地域の高校をめぐるバスツアーの実施 (3,340 千円)

[教育指導課]

⑤ 県内の歴史スポットを巡るバスツアーを実施 (1,690 千円)

[文化財課]

海外航空路開拓事業

【交通対策課】

1. 事業概要

海外からの観光誘客を図るため、県内空港を利用する国際チャーター便の運航等を支援

2. 事業内容

令和5年12月に国際定期便就航に向けた覚書を締結したベトナム航空によるチャーター便など、国際チャーター便の運航に対して支援するとともに、アウトバウンド促進など県内の機運醸成等を図るほか、チャーター便の円滑な受入のための体制整備を実施

(1) 航空会社や旅行会社に対する支援

[予算額 52,150千円 (R5当初比 +1,810千円)]

- ・チャーター便を運航する航空会社に対して、着陸料等を助成
- ・チャーター便を利用したツアーを実施する旅行会社に対して、宿泊料等を助成

(2) アウトバウンド対策や受入体制整備

[予算額 12,979千円 (R5当初比 +11,379千円)]

- ・アウトバウンド促進のため、機運醸成を図るための取組等を実施
- ・グランドハンドリングや保安検査の要員確保に対する支援

3. 予算額

令和6年度当初予算額 65,129千円 (R5当初比 +13,189千円)

<参考>ベトナム航空との覚書に基づくチャーター初便について

- ・出雲縁結び空港とノイバイ国際空港(ハノイ)との間で、インバウンド・アウトバウンド双方のチャーター便を運航

【日 程】 4泊5日

- ・インバウンド

往路 令和6年5月25日(土) ハノイ 03:50 発 出雲 10:00 着

復路 5月29日(水) 出雲 18:10 発 ハノイ 22:05 着

- ・アウトバウンド

往路 令和6年5月25日(土) 出雲 11:30 発 ハノイ 14:50 着

復路 5月29日(水) ハノイ 11:00 発 出雲 16:40 着

※いずれも現地時間

【機 材】 A321neo (203席)

【第8号議案】

令和6年度島根県市町村振興資金特別会計予算
(令和6年度当初予算)

(単位:千円)

課名	R6当初(A)	R5当初(B)	比較増減 (A)-(B)	(A)/(B)
市町村課	6,621,971	7,140,813	▲ 518,842	92.73%

令和6年度 当初予算 島根県市町村振興資金特別会計

市町村課

【歳入】

(単位:千円)

款	項	R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)－(B)	備 考
1.	市町村振興資金収入	6,621,971	7,140,813	▲ 518,842	
	1. 諸収入	228,476	220,448	8,028	貸付金元利収入
	3. 繰越金	6,393,495	6,920,365	▲ 526,870	

【歳出】

(単位:千円)

款	項	R6当初 (A)	R5当初 (B)	比較 (A)－(B)	備 考
1.	市町村振興資金	6,621,971	7,140,813	▲ 518,842	
	1. 総務費	1,212	1,878	▲ 666	貸付総務費
	2. 市町村振興資金貸付金	800,000	800,000	0	
	4. 一般会計繰出金	300,000	100,000	200,000	
	5. 予備費	5,520,759	6,238,935	▲ 718,176	

【第61号議案】

令和5年度島根県一般会計補正予算(第10号) [関係分]

(令和5年度2月補正予算・中日分)

[地域振興部]

【歳出】

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)
地域政策課	510,245	▲ 21,602	488,643
しまね暮らし推進課	1,287,938	8,415	1,296,353
中山間地域・離島振興課	377,307	▲ 41,859	335,448
市町村課	1,211,335	▲ 134,998	1,076,337
交通対策課	2,602,056	▲ 532,759	2,069,297
地域振興部 計	5,988,881	▲ 722,803	5,266,078

令和5年度 2月補正予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)	補正額計(B)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
地域政策課		510,245	▲ 21,602	488,643	▲ 8,100	▲ 1,897				▲ 11,605
1	人件費 一般職給与	126,560	▲ 47	126,513	一般職13人 地域政策課					▲ 47
2	人件費 一般職給与	213,474	▲ 1,030	212,444	一般職26人 中山間地域研究センター					▲ 1,030
3	中山間地域研究センター管理運営事務費	52,946	▲ 191	52,755	1 一般管理費					▲ 391
					2 施設等維持管理費					200
4	デジタル戦略推進事業費	59,510	▲ 20,933	38,577	1 デジタル戦略推進事業費					▲ 10,736
					2 市町村・庁内デジタル化支援事業費					▲ 10,197
5	携帯電話不感地域対策事業費	23,980	600	24,580	移動通信用鉄塔施設整備事業費					600
6	企画諸費、主要施策企画調整費、行政情報化推進諸費	29,314	▲ 1	29,313	行政事務費、地域振興諸費等					▲ 1

【繰越明許費】(追加分)

地域政策課

(単位:千円)

No.	事業名	令和6年度への繰越額	内容など (令和5年度補正(第10号)後の予算額)－(令和5年度支出見込額)
1	携帯電話不感地域対策事業費	15,600	資材の確保困難 24,580 － 8,980

【債務負担行為】(変更分)

地域政策課

(単位:千円)

No.	事項	補正前		補正後	
		期間	限度額	期間	限度額
1	移動通信用鉄塔施設整備資金借入金償還元利補給金	令和6年度から 令和17年度まで	1,958	令和6年度から 令和18年度まで	2,042

令和5年度 2月補正予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名	No.	議案事業	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)	補正額計(B)財源内訳等					
						国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
しまね暮らし推進課			1,287,938	8,415	1,296,353	▲ 113,191			▲ 8,100	91,813	37,893
	1	人件費 一般職給与	88,375	▲ 3,658	84,717	一般職11人 ▲ 3,658					
	2	ふるさと島根定住推進事業費	514,837	▲ 51,092	463,745	1 UIターンしまね推進事業費 ▲ 44,092 2 ふるさと島根定住財団関係経費 ▲ 7,000					
	3	しまね関係人口・移住促進事業費	92,414	▲ 9,449	82,965	1 関係人口開拓事業費 ▲ 6,710 2 関係案内所事業費 ▲ 1,650 3 しまね田舎ツーリズム推進事業費 ▲ 1,089					
	4	わくわく島根生活実現支援事業費	107,628	▲ 17,709	89,919	移住支援金交付事業費 ▲ 17,709					
	5	地域の自主的・主体的活動への支援費	24,785	▲ 489	24,296	地域づくり活動推進費 ▲ 489					
	6	県立しまね海洋館管理運営事業費	453,687	▲ 1,000	452,687	しまね海洋館アクアスの管理運営費 ▲ 1,000					
	7	市町村振興施策への指導、助言費	0	91,813	91,813	市町村広域連携事業支援補助金 91,813					
	8	企画諸費、主要施策企画調整費、自治振興諸費	6,212	▲ 1	6,211	行政事務費等 ▲ 1					

市町村振興施策への指導、助言費

(市町村広域連携事業支援補助金)

【しまね暮らし推進課】

1. 事業概要

「ふるさと市町村圏計画」に基づき設置されている「ふるさと市町村圏基金」について、従来の果実運用型基金から取り崩し型基金への転換活用などの手法により、関係市町村が広域連携事業（地域振興、地域活性化に資するソフト事業）に取り組む場合に、基金取り崩しに伴い返還される県補助金を財源として再支援することにより、市町村の広域連携の取り組み推進を図る（平成 21 年度 2 月補正制度創設）。

2. 事業内容

- (1) 交付先 雲南広域連合
- (2) 交付要件 広域連携事業（地域振興・活性化に資する事業）の実施
取り崩し型基金の造成
- (3) 対象事業期間 令和 6 年度から 10 年の計画を策定予定
- (4) 計画事業費 91,813 千円

3. 補正予算額

91,813 千円（現計予算額 0 千円）

財源：ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う県補助金返還金 91,813 千円

島根県内のふるさと市町村圏基金取組地区（全 5 地区）の状況

広域地区	構成市町村	ふるさと市町村 圏基金廃止	市町村広域連携事業補助金		
			交付年月	交付額 (千円)	終了時期
①松江地区	松江市 安来市 (東出雲町)	H21.7	H22.3	79,150	事業終了
②益田地区	益田市 津和野町 吉賀町	H23.2	H23.3	100,388	事業終了
③出雲地区	出雲市 (斐川町)	H23.9	H24.3	239,255	事業終了
④浜田地区	浜田市 江津市	H25.3	H25.3	100,000	R8年度
⑤雲南地区	雲南市 奥出雲町 飯南町	R5.9	R6.3	91,813	R15年度

令和5年度 2月補正予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)	補正額計(B)財源内訳等					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
中山間地域・離島振興課		377,307	▲ 41,859	335,448	▲ 38,113		2,000		▲ 306	▲ 5,440
1	人件費 一般職給与	88,610	▲ 2,628	85,982	一般職11人					▲ 2,628
2	中山間地域総合対策推進事業費	220,171	▲ 33,657	186,514	1 小さな拠点づくりの推進費					▲ 26,636
					2 中山間地域の産業振興費					▲ 7,021
3	中山間地域対策総合調整事業費	5,126	▲ 392	4,734	1 中国5県相互の連携事業費					▲ 370
					2 中山間活性化基金積立金					▲ 1
					3 公用車整備事業費					▲ 21
4	中山間地域研究センター事業費	35,466	▲ 2,209	33,257	1 調査研究事業費					▲ 78
					2 成果普及事業費					▲ 2,131
5	地域の自主的・主体的活動への支援費	4,181	▲ 1,417	2,764	地域づくり活動推進費					▲ 1,417
6	特定地域振興法に関する事業の推進費	18,357	▲ 1,555	16,802	1 半島振興対策事業費					▲ 735
					2 人口急減対策事業費					▲ 820
7	主要施策企画調整費、自治振興諸費	5,396	▲ 1	5,395	行政事務費					▲ 1

令和5年度 2月補正予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)	補正額計(B)財源内訳等					
No.	議案事業				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
市町村課		1,211,335	▲ 134,998	1,076,337	▲ 600				▲ 8,271	▲ 126,127
1	人件費 一般職給与	124,037	▲ 2,204	121,833	一般職20人					▲ 2,204
2	市町村行政運営支援事業費	11,718	▲ 5,023	6,695	1 地方公務員給与実態調査費					▲ 600
					2 市町村行財政指導費					▲ 4,423
3	市町村財政運営支援事業費	86,628	▲ 3,179	83,449	1 地方公共団体金融機構資金貸付実態調査費					11
					2 しまね市町村総合交付金					▲ 3,190
4	市町村振興対策事業費	367,283	▲ 8,282	359,001	市町村振興交付金					▲ 8,282
5	住民基本台帳ネットワークシステム運営事業費	61,580	▲ 7,090	54,490	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理費					▲ 7,090
6	公職選挙管理執行事業費(常時)	780	▲ 61	719	選挙管理委員会費					▲ 61
7	明るい選挙推進事業費(常時啓発)	3,664	▲ 502	3,162	1 明るい選挙推進協議会活動事業費					▲ 426
					2 青年選挙啓発事業費					▲ 76
8	政治資金等公表事業費	3,538	▲ 1	3,537	政治資金規正法事務費					▲ 1
9	公職選挙管理執行事業費(知事・県議会議員選挙)	498,934	▲ 108,629	390,305	1 選挙長事務費					▲ 392
					2 選挙公営事務費					▲ 108,373
					3 選挙管理執行経費					136
10	明るい選挙推進事業費(知事・県議会議員選挙臨時啓発費)	3,185	▲ 25	3,160	臨時啓発経費					▲ 25
11	自治振興諸費、選挙啓発諸費	8,203	▲ 2	8,201	行政事務費					▲ 2

令和5年度 2月補正予算 一般会計

【歳出】

(単位:千円)

課名	No.	議案事業	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)	補正額計(B)財源内訳等					
						国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
交通対策課			2,602,056	▲ 532,759	2,069,297	▲ 37,863			▲ 351,800		▲ 143,096
	1	人件費 一般職給与	127,690	▲ 56	127,634	一般職16人					▲ 56
	2	生活交通ネットワーク総合支援事業費	444,162	▲ 25,119	419,043	生活交通ネットワーク総合支援事業費					▲ 25,119
	3	隠岐航路運航維持事業費	418,142	▲ 3,601	414,541	隠岐航路運航支援費(しまね市町村総合交付金)					▲ 3,601
	4	離島航空路線運航費補助事業費	49,141	▲ 3,077	46,064	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(航空路運賃低廉化)					▲ 3,077
	5	出雲縁結び空港路線維持事業費	23,242	▲ 2,000	21,242	国内LCC誘致事業費					▲ 2,000
	6	出雲縁結び空港周辺対策事業費	866,985	▲ 468,138	398,847	出雲縁結び空港周辺対策事業費					▲ 468,138
	7	萩・石見空港路線維持事業費	190,072	1,193	191,265	萩・石見空港利用促進事業費					1,193
	8	公共交通事業者に対する燃料費高騰緊急支援事業費	80,772	▲ 31,961	48,811	公共交通事業者に対する燃料費高騰緊急支援事業費					▲ 31,961

【繰越明許費】(追加分)

交通対策課

(単位:千円)

No.	事業名	令和6年度への繰越額	内容など (令和5年度補正(第10号)後の予算額)-(令和5年度支出見込額)
1	出雲縁結び空港周辺対策事業費	184,000	地元協議の結果、当初計画に変更が生じたため 398,847 - 214,847

【債務負担行為】(追加分)

交通対策課

(単位:千円)

No.	事項	期間	限度額
1	萩・石見空港路線維持事業費	令和5年度～令和8年度	80,259

萩・石見空港路線維持事業（東京線2便化支援）

【交通対策課】

1. 事業概要

「1日2往復運航が行われる中で年間の有償旅客数が12.7万人を下回った場合、不足数に応じた額を航空会社と地元（県及び萩・石見空港利用拡大促進協議会の県内幹事市町）で折半するリスク分担の覚書」を島根県、萩・石見空港利用拡大促進協議会、航空会社の三者で締結。※県内幹事市町は、浜田市、益田市、津和野町、吉賀町

次期覚書は、令和6年3月31日から令和7年3月29日までの期間で締結予定。

（ R2. 3. 27 締結 期間：R2. 3. 29～R5. 3. 25
R5. 3. 24 締結 期間：R5. 3. 26～R6. 3. 30 ）

2. リスク分担スキーム

年間有償旅客数が12.7万人を下回った場合、「不足数×8千円（16千円を航空会社と地元で折半した額）」を地元が航空会社へ負担。最大負担額は2.06億円。

(1) 127,000人～120,000人（最大負担額0.56億円）

- ・ 県が着陸料減免等により負担

県最大負担額：7,000人×8千円＝56,000千円

(2) 120,000人～101,250人（最大負担額1.5億円）

- ・ 県内幹事市町が翌年度過疎債ソフトを発行し、協議会を通じて支出

最大18,750人×8千円＝150,000千円

- ・ 県は翌々年度過疎債ソフトの元利償還額の実負担（30%）の1/2を市町へ交付

県最大負担額：24,259千円

3. 債務負担行為の設定

これまでは、n年度の実績が県内幹事市町の負担が発生する12万人を下回る見込みであるときに県の債務が生じると判断し、n+1年度の当初予算でn+2年度の債務負担行為を設定していたが、覚書締結時に債務負担行為を設定する方法に変更。

[期間] 令和5年度～令和8年度

[限度額] 80,259千円

【第65号議案】

令和5年度島根県市町村振興資金特別会計補正予算(第2号)
(令和5年度2月補正予算)

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A)+(B)
市町村課	7,631,774	65,400	7,697,174

令和5年度 2月補正予算 島根県市町村振興資金特別会計

市町村課

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A) + (B)	備 考
項				
1. 市町村振興資金収入	7,631,774	65,400	7,697,174	
1. 諸収入	218,414	65,400	283,814	貸付金元利収入

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (A) + (B)	備 考
項				
1. 市町村振興資金	7,631,774	65,400	7,697,174	
2. 市町村振興資金貸付金	800,000	167,700	967,700	財政健全化資金 910,600
5. 予備費	6,729,896	▲ 102,300	6,627,596	

市町村振興資金貸付金 (財政健全化資金)

【市町村課】

1. 制度概要

令和5年12月に財政健全化資金を新設

貸付経費区分		貸付対象経費	利息	
重要課題対策事業		地域の重要課題に対応するための事業	有	収益事業など利子負担が相当と判断されるもの
			無	県と市町村が協調して取り組む必要性が高い事業等、事業効果が高いもの など
一般事業	保健衛生施設整備事業 厚生福祉施設整備事業 観光・産業施設等整備事業 土木施設整備事業 文教施設整備事業	・資金調達が難しい案件 ・地方債借入れ手続きの時期を逸した案件 ・小規模事業 など	有	—
財政健全化資金		地方債の借換えに必要な経費	有	財政健全化のための計画を策定しており、健全化判断比率が①、②のいずれにも該当する場合 ①実質公債費比率 15%以上 ②将来負担比率 100%以上
			無	上記に加え、財政調整基金比率が市で5%、町村で10%以下の場合 (注) 財政調整基金比率：財政調整基金残高の標準財政規模に対する比率

2. 奥出雲町からの借入要望

奥出雲町は、財政調整基金を取り崩し約9億円の損失補償を履行したことに伴い、残高が約2.5億円となったことから、今後の円滑な財政運営のために必要として財政健全化資金の借入（無利子）を要望

- ・ 要望額：910,600千円

3. 無利子貸付の要件（数値は令和5年度決算見込み値）

- ・ 財政健全化のための計画：現在策定中
- ・ 実質公債費比率：15.7%
- ・ 将来負担比率：159.2%
- ・ 財政調整基金比率：3.25%

令和 5 年度移住者意識調査結果の概要について

1. 概要

(1) 目的

- 平成 28 年度の前回調査から 7 年が経過。現在の定住施策の点検やコロナ禍を経た移住希望者の意識・ニーズの変化を把握し、今後の施策の方向性を検討するため意識調査を実施。
- 本書では U ターン/I ターンの比較と共に、①階層別の比較、②前回調査との比較、③その他のトピックスについて報告。

(2) 調査期間

令和 5 年 6 月 15 日～10 月 31 日（低関心層のみ 8 月 8 日～1 月 31 日）

(3) 調査方法

インターネットを活用したアンケート調査票にて実施。

(4) 調査対象

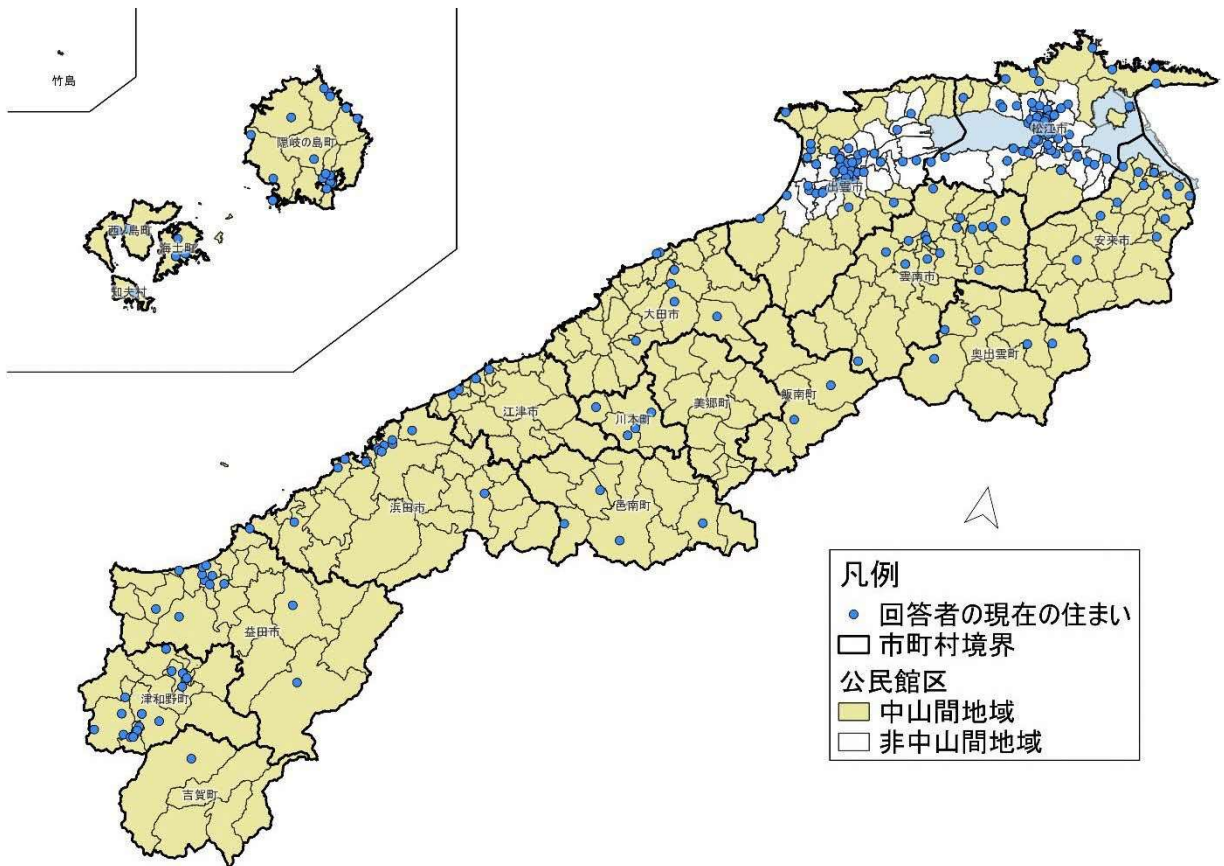
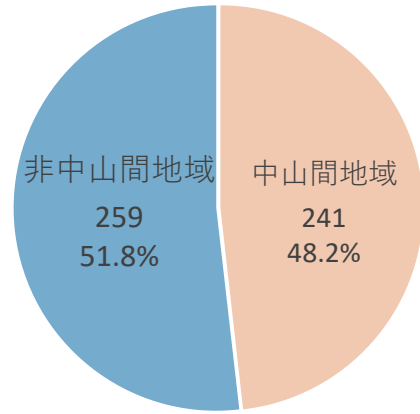
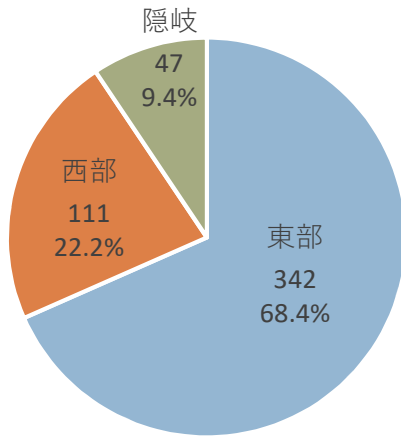
	実践層	検討層	関心層	低関心層
対象者	くらしまねっと登録の 県内企業に就職した者、 及びその家族等 回収数 500	くらしまねっとに求職 登録（Web 履歴書入力） している県外在住者 回収数 531	くらしまねっと登録者 のうち求職登録者を除 く県外在住者等 回収数 540	定住財団が実施する「し まねサブリプロジェクト」 に参加する者 回収数 169
UI ターン	U ターン … 56.6 % I ターン … 43.4 %	U ターン … 24.9 % I ターン … 75.1 %	U ターン … 30.4 % I ターン … 69.5 %	U ターン … 100 %
性別	男性 … 63.4 % 女性 … 36.6 %	男性 … 57.3 % 女性 … 42.7 %	男性 … 50.0 % 女性 … 50.0 %	男性 … 45.0 % 女性 … 55.0 %
年代 ※割合が 高い順	30 代 … 38.4 % 20 代 … 25.2 % 40 代 … 23.6 % 50 代 … 7.6 %	30 代 … 27.8 % 50 代 … 23.5 % 40 代 … 22.8 % 20 代 … 16.5 %	30 代 … 38.8 % 40 代 … 25.2 % 50 代 … 18.5 % 20 代 … 11.5 %	25-29 歳 … 37.3 % 30-34 歳 … 32.5 % 35-39 歳 … 14.2 % 20-24 歳 … 16.0 % ※20～39 歳が対象
現住所 ※割合が 高い順	<調査票エリア区分> 松江市 … 39.4 % 出雲市 … 19.0 % 津和野町 … 9.0 % 隠岐の島町 … 7.0 %	<都道府県区分> 大阪府 … 20.5 % 東京都 … 16.6 % 神奈川県 … 8.7 % 広島県 … 8.5 %	<都道府県区分> 東京都 … 17.2 % 大阪府 … 14.6 % 神奈川県 … 9.1 % 広島県 … 7.8 %	(現住所の設問なし)
前回調査	回収数 258	回収数 604		回収数 222 ※I ターン… 100 %

※前回調査方法：調査票の郵送（低関心層のみアンケート調査会社に委託しインターネット回答）

※くらしまねっと：（公財）ふるさと島根定住財団が実施する無料職業紹介サイト

※サブリプロジェクト：県内在住者から県外在住の出身者へ物品・メッセージを送付し U ターンを促進する事業

(5) 実践層の回答者分布 (現住所)



2. 調査結果（階層別比較）

○以下4つの共通設問の回答を軸に、移住者の傾向を分析する。

○また、設問ごとでUターンとIターンの比較を行うとともに、各階層の回答を比較し、階層ごとで変化する意向の推移を見る。

〔4つの共通設問〕

(1) UI ターン検討の動機

(2) UI ターン検討時の不安

(3) UI ターン検討時の具体的な困りごとや不便

(4) UI ターン後の生活で重視する点

(1) UI ターン検討の動機〔実践層〕〔検討層〕〔関心層〕

○島根への移住に関心を持ち、具体的に検討をはじめ「動機」を分析した。

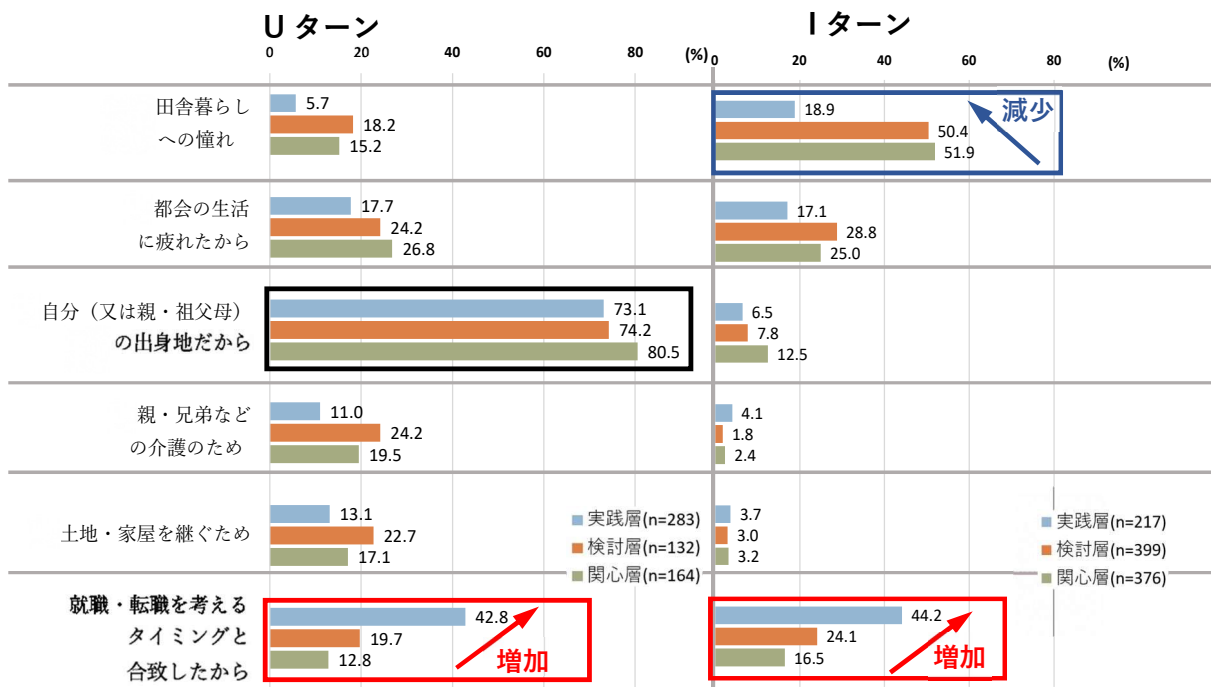
○関心層→検討層→実践層と、階層が推移するにつれて「就職・転職を考えるタイミングと合致したから」などの実際的な項目が増加していくことが分かった。

■Uターン

- ・「自分の出身地だから」など血縁・地縁を要因とする項目が最大。
- ・「就職・転職を考えるタイミングと合致したから」については、階層が推移するにつれて増加する。

■Iターン

- ・「田舎暮らしへの憧れ」などの漠然とした動機については、階層が推移するにつれて減少する。
- ・「就職・転職を考えるタイミングと合致したから」については、階層が推移するにつれて増加する。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

- ・ Uターンは「自分の出身地だから」など血縁・地縁を動機として移住検討が始まり、Iターンは「田舎暮らしへの憧れ」など漠然とした動機から移住検討が始まる。
- ・ 階層が推移するにつれて「仕事（就職・転職）」など実際的な項目が出てくることから、Uターン・Iターンともに「就職・転職を考えるタイミング」を逃さず移住情報を届けることが大切である。

(2) UI ターン検討時の不安 [検討層] [関心層]

- 島根への移住に関心を持ち、検討を進めていくうえでの「不安」について分析した。
- 階層ごとの差異については大きな変動が見られないが、Uターン・Iターンの違いが見られた。

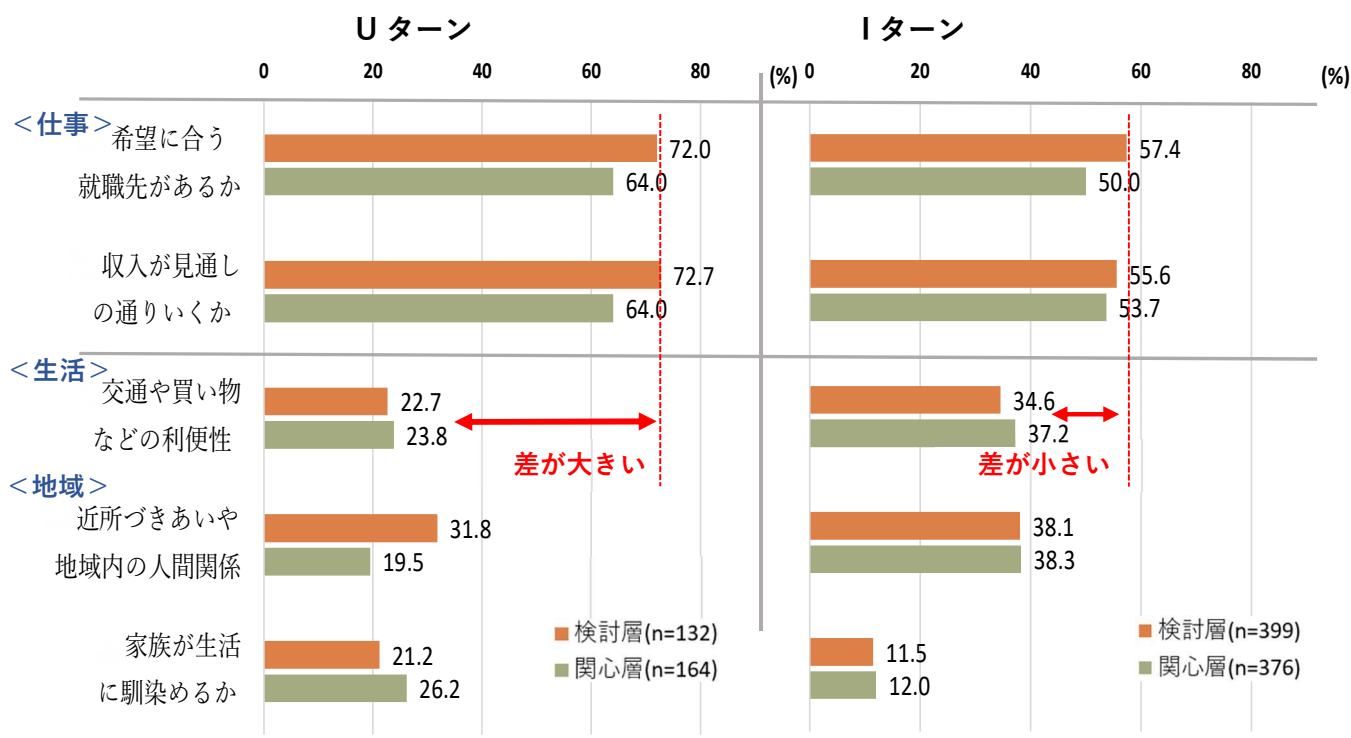
■Uターン

- ・「希望に合う就職先があるか」や「収入が見通しの通りいくか」といった<仕事>を要因とした不安が高く、その他の項目と差が大きい。

※その他の項目については、出身地域への理解度が高く不安として表れにくいと推察される

■Iターン

- ・「希望に合う就職先があるか」や「収入が見通しの通りいくか」といった<仕事>を要因とした項目と、その他の項目と差が小さく、<仕事>はじめ、<生活>や<地域>など多方面に対して不安がある。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

- ・ Uターンには「仕事情報」が、Iターンには「仕事情報」に加え「生活情報」「地域情報」の提供が必要である。

(3) UI ターン検討時の具体的な困りごとや不便 (実践層)〔検討層〕

- 検討時に抱いた不安が「具体的な困りごとや不便」として表出した項目について分析した。
- U ターンはどの階層においても<仕事>に関する項目が高く、I ターンは、U ターンに比べ<生活><地域>に関する項目が高い。

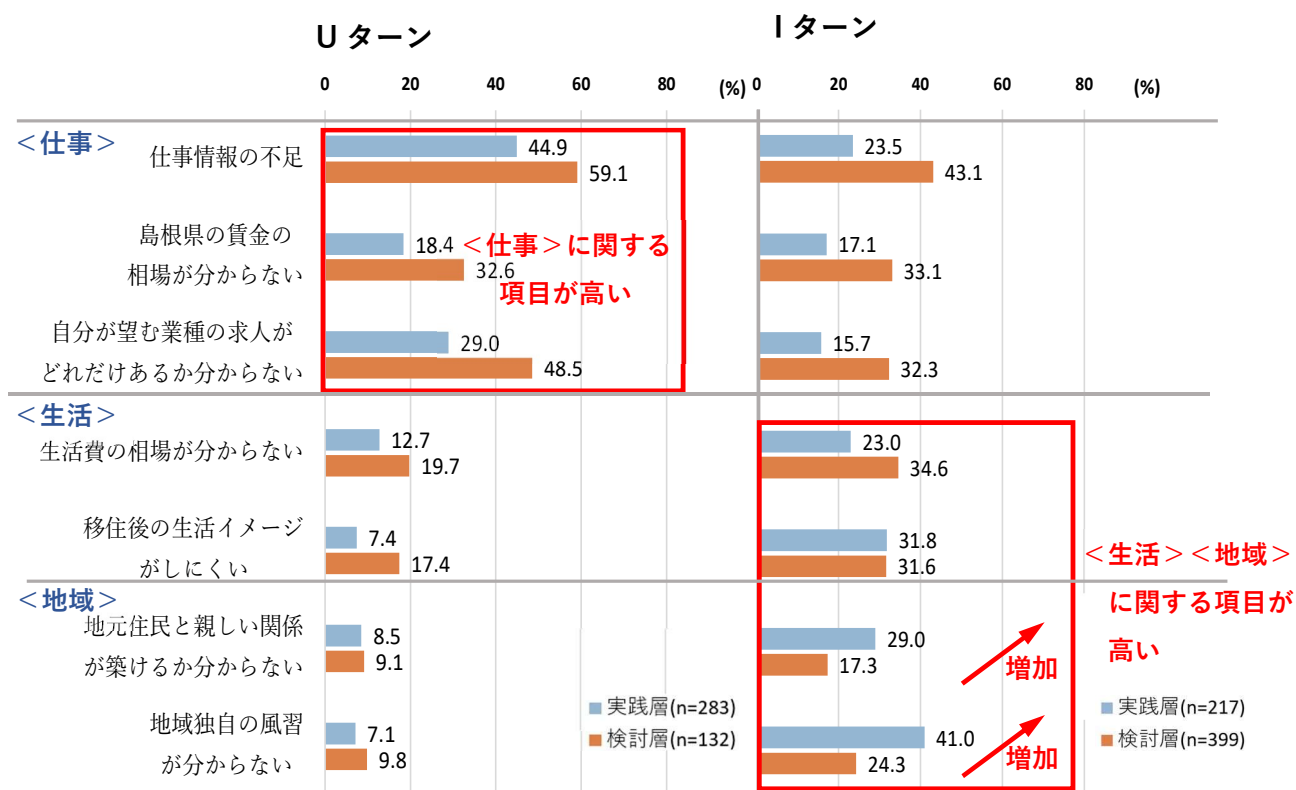
■U ターン

- ・検討層、実践層ともに、「仕事情報の不足」や「自分が望む業種の求人がどれだけあるか分からない」といった<仕事>の項目が、困りごとや不便として高く現れる。

※その他の項目については、出身地域への理解度が高く不安として表れにくいと推察される(再掲)

■I ターン

- ・検討層、実践層ともに困りごとや不便を感じる項目が分散する。
- ・実践層では、「地元住民と親しい関係が築けるか」や「地域独自の風習が分からない」など<地域>の各項目が高くなる。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

- ・ 困りごとや不便の割合が減少するのは、実践段階へ移行するうえで解消もしくは折り合いをつけたものと考えられる。
- ・ ほとんどの項目は、実践層に移行する際に減少するが、例外としてIターンの場合<地域>で困りごとが増加する。

(4) UI ターン後の生活で重視する点 [実践層] [検討層] [関心層]

- 島根県へのUI ターン後の生活で重視する点を①仕事編、②生活環境編、③医療福祉・教育子育て編でそれぞれ調査した。
- 各編において、力点を置くターゲット層となる〔検討層〕において顕著な傾向が見えるものを抜粋し、年代別の傾向を分析した。

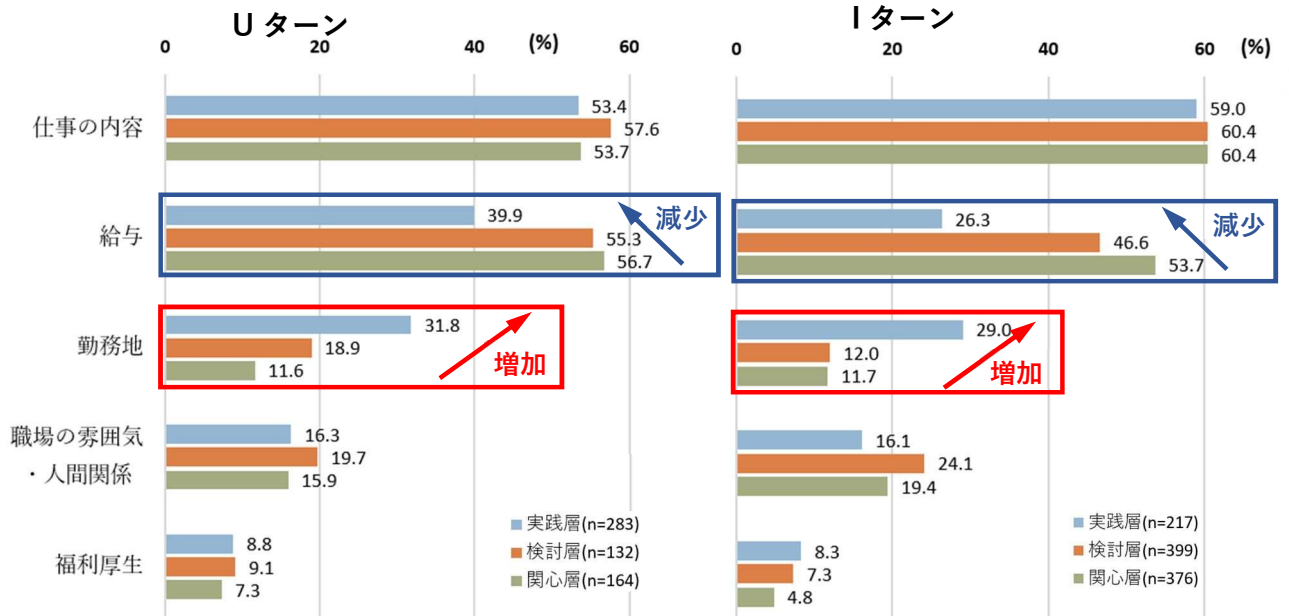
① 仕事編

■ U ターン

- ・全ての階層で「仕事の内容」と「給与」が高いが、「給与」は実践層で減少する。
- ・実践層で「勤務地」が増加する。

■ I ターン

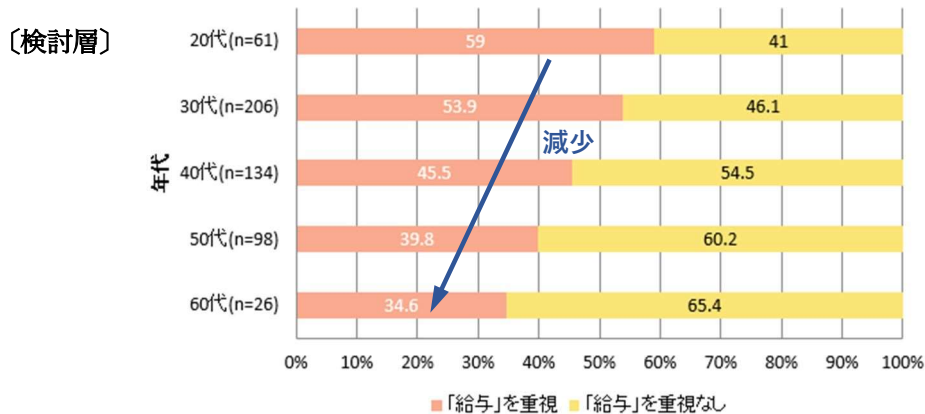
- ・全ての階層で「仕事の内容」と「給与」が高いが、「給与」は実践層で減少する。
- ・実践層で「勤務地」を重視する割合が2倍以上となる。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

■ UI ターン後の生活で「給与」を重視×年代 (UI ターン合計)

- ・若い年代ほど、給与を重視する傾向が見えた。



- ・ U ターン・I ターンともに「仕事内容」と「給与」を重視するが、実践層で「給与」の重視度が下がり、「勤務地」の重視度が上がる傾向がある。
- ・ 年代別で見ると「給与」は20、30代の若年層ほど重視する傾向がある。

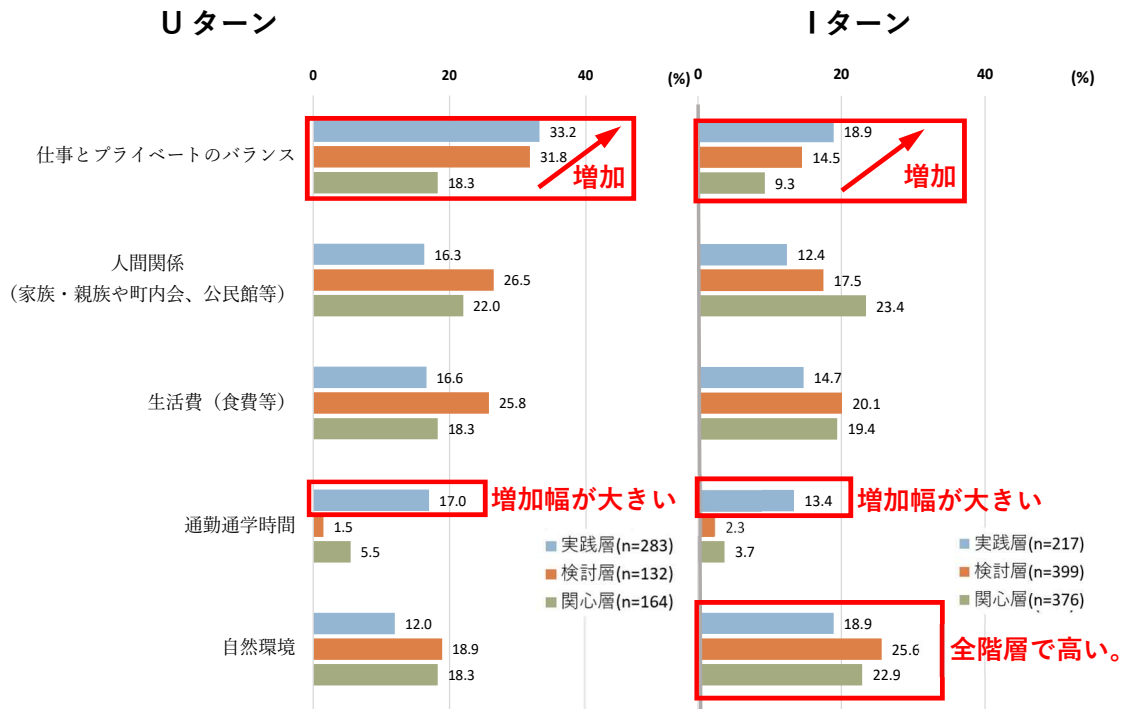
②生活環境編

■Uターン

- ・「仕事とプライベートのバランス」は階層が推移するごとに増加する。
- ・実践層で「通勤通学時間」が増加する。

■Iターン

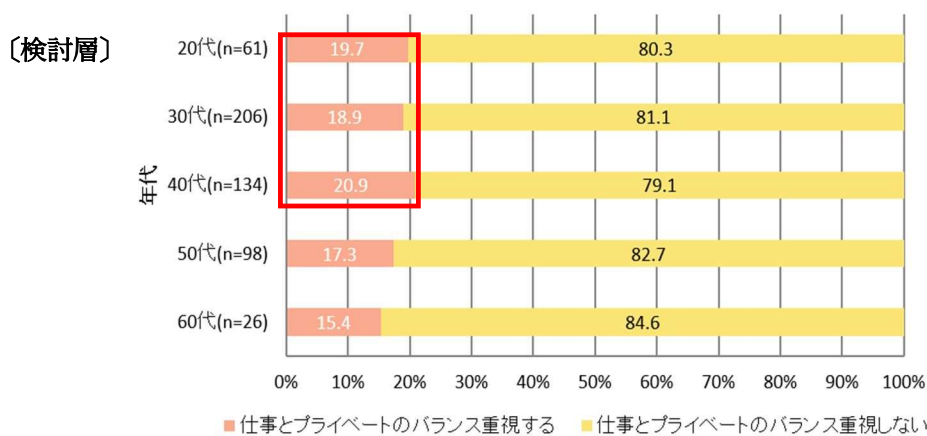
- ・「仕事とプライベートのバランス」は階層が推移するごとに増加する。
- ・実践層で「通勤通学時間」が増加する。
- ・全階層で「自然環境」がほぼ1位となる。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

■UIターン後の生活で「仕事とプライベートのバランス」を重視×年代 (UIターン合計)

- ・20～40代という「子育て世代」でやや「仕事とプライベートのバランス」を重視する傾向がみえた。



- ・ Uターン・Iターンともに、階層が推移するごとに「仕事とプライベートのバランス」が重視され、実践層においては、「通勤通学時間」などの実際的な事柄が増加する。
- ・ 年代別で見ると「仕事とプライベートのバランス」については、子育て世代である20～40代でやや高くなる傾向がある。

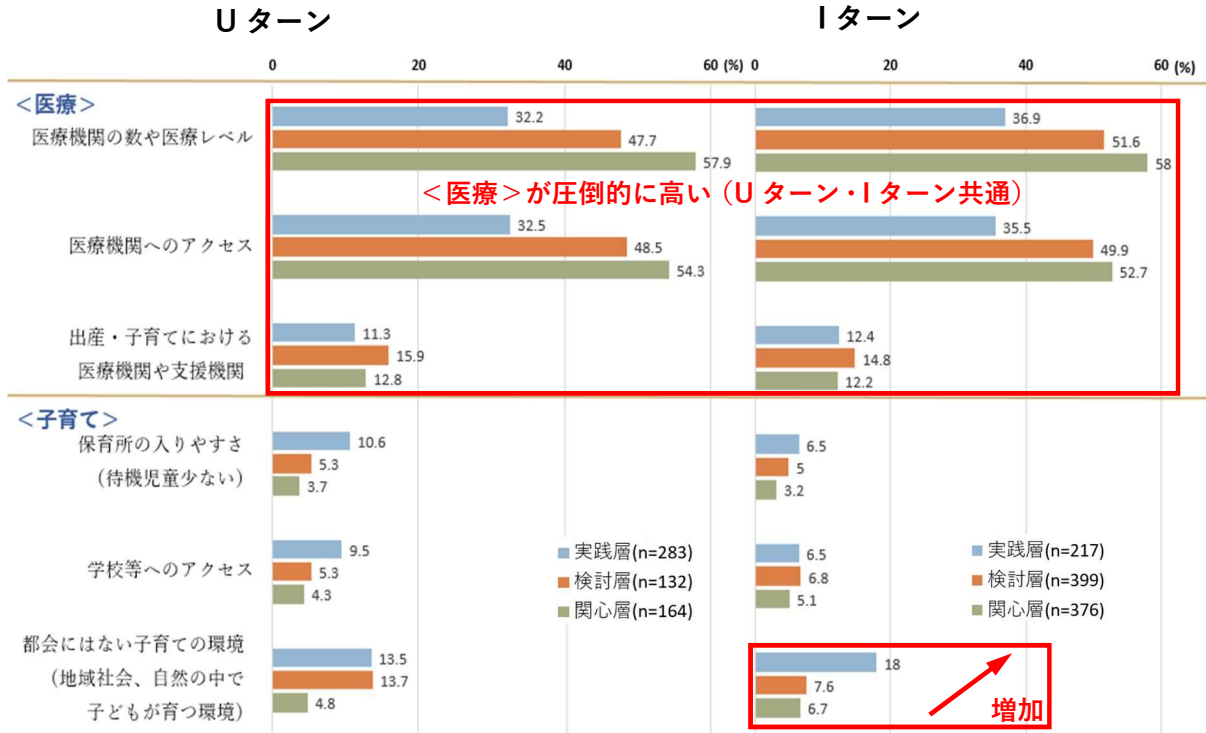
③医療福祉・教育子育て編

■Uターン

- ・全階層で「医療機関の数や医療レベル」など<医療>に関する項目が高い。

■Iターン

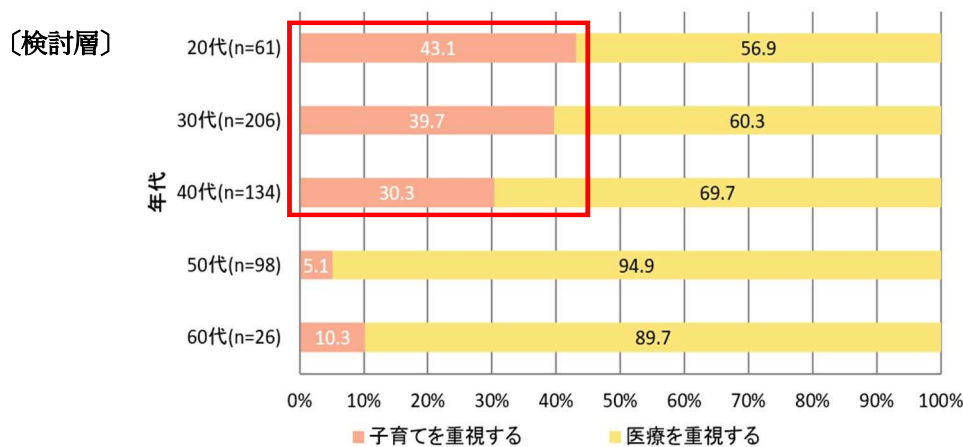
- ・全階層で「医療機関の数や医療レベル」など<医療>に関する項目が高い。
- ・実践層で「都会にはない子育て環境」が増加する。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

■UIターン後の生活で<子育て>に関する項目を重視×年代 (UIターン合計)

- ・20~40代という「子育て世代」で<子育て>に関する項目を重視する傾向がみえた。



- ・全体的には、<子育て>よりも<医療>が重視される傾向が見えた。
- ・年代別で見ると、子育て世代である20~40代では<子育て>に関する項目も重視される傾向が見えた。

3. 調査結果（前回比較）

（1）定住意向〔実践層〕

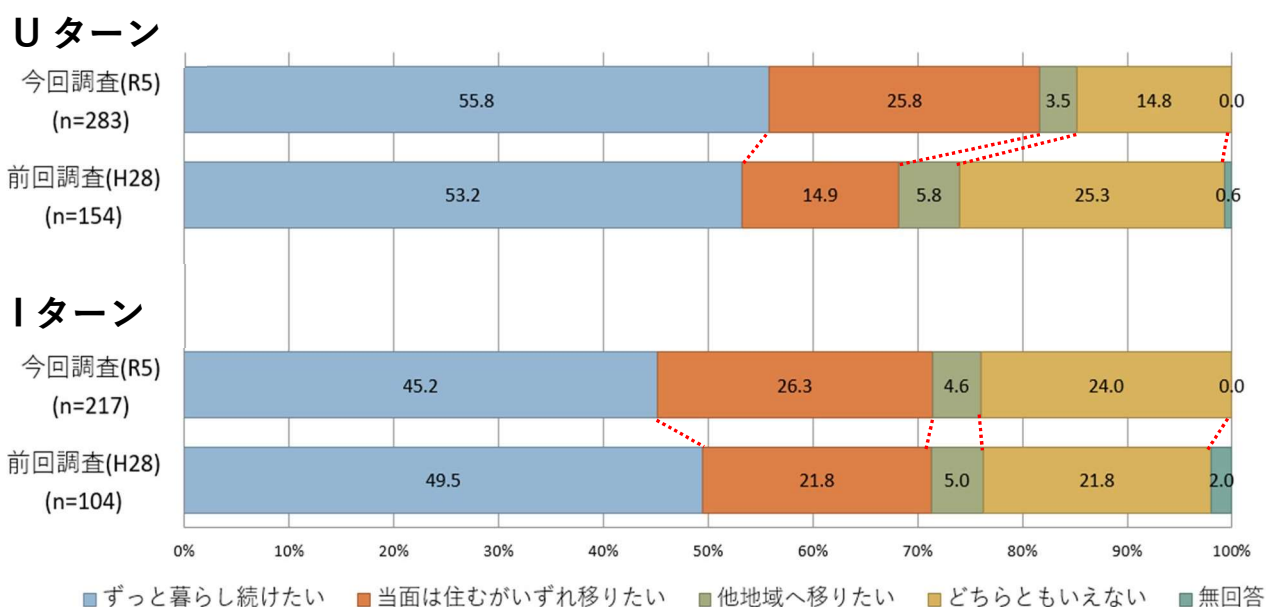
○島根県へUIターンした人を対象に「定住意向」を調査し、前回調査（H28）と比較した。

■Uターン

- ・「ずっと暮らし続けたい」が微増した。
- ・「当面は住むがいずれ移りたい」が増加する半面、「どちらとも言えない」が減少した。

■Iターン

- ・「ずっと暮らし続けたい」が微減し、「当面は住むがいずれ移りたい」が増加した。



・「定住意向」について、前回調査と比較しUターンが微増、Iターンは微減であるものの、全体として大きな変化は見られない。

(2) 他地域へ移りたい理由 [実践層]

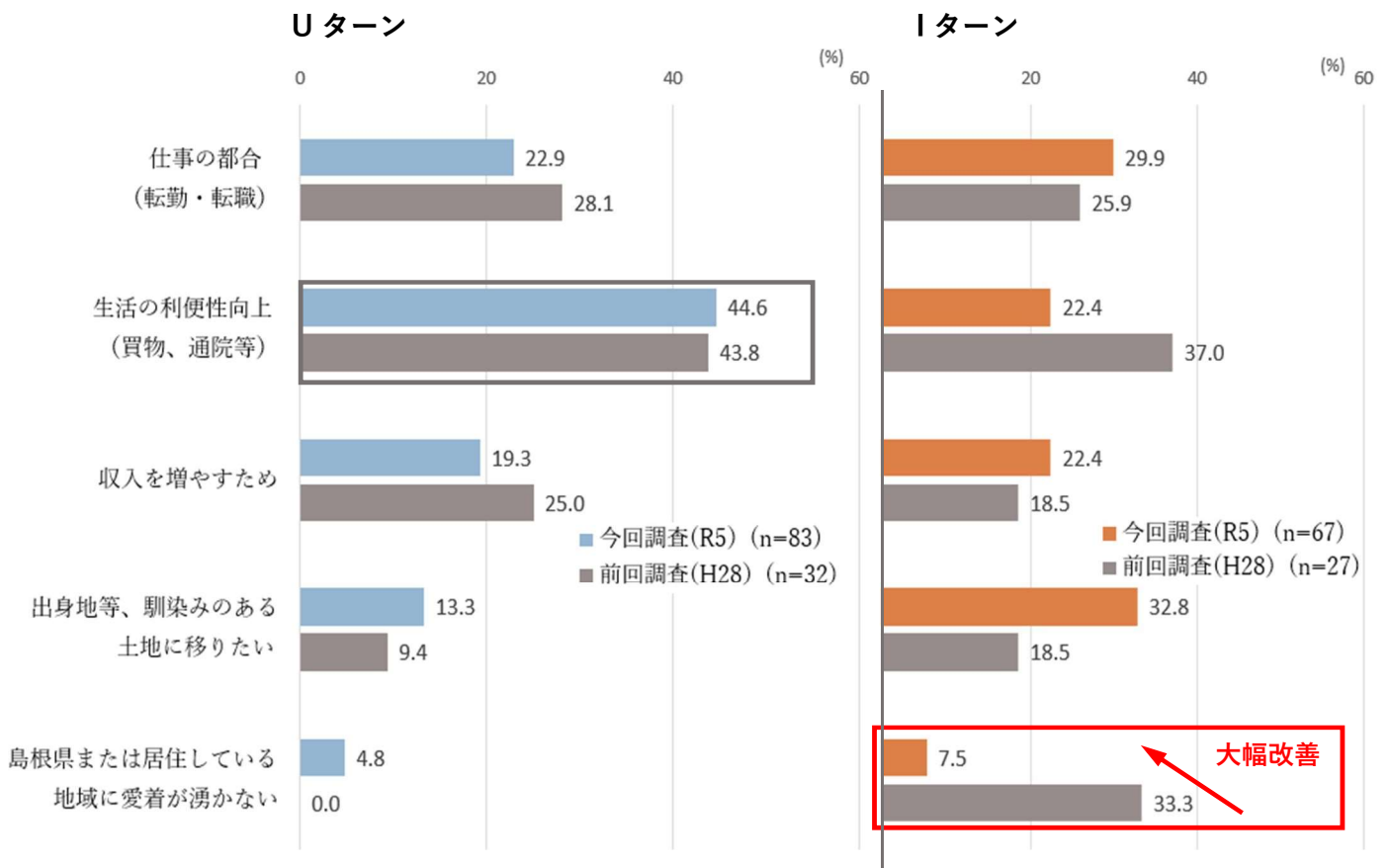
○「定住意向」の設問にて「当面は住むがいずれ移りたい」「他地域へ移りたい」と回答した方を対象に、その理由を調査し、前回と比較した。

■Uターン

- ・「生活の利便性向上」が高い。
- ・前回調査と傾向の変化は見られない。

■Iターン

- ・前回調査から「島根県または居住している地域に愛着が湧かない」が大幅に改善した。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

・ Uターンの他地域へ移りたい理由は「生活の利便性向上」が最も高く、前回と変化がない。

・ Iターンの他地域へ移りたい理由は「地域に愛着が湧かない」が大幅改善した。前回の調査以降に実施した施策の効果が表れていると考えられる。

※実施した施策の例
 定着支援助成金（定住財団）、定住塾（定住財団）、市町村が実施する定着支援策への交付金等

(3) UI ターン後に不便を感じたこと [実践層]

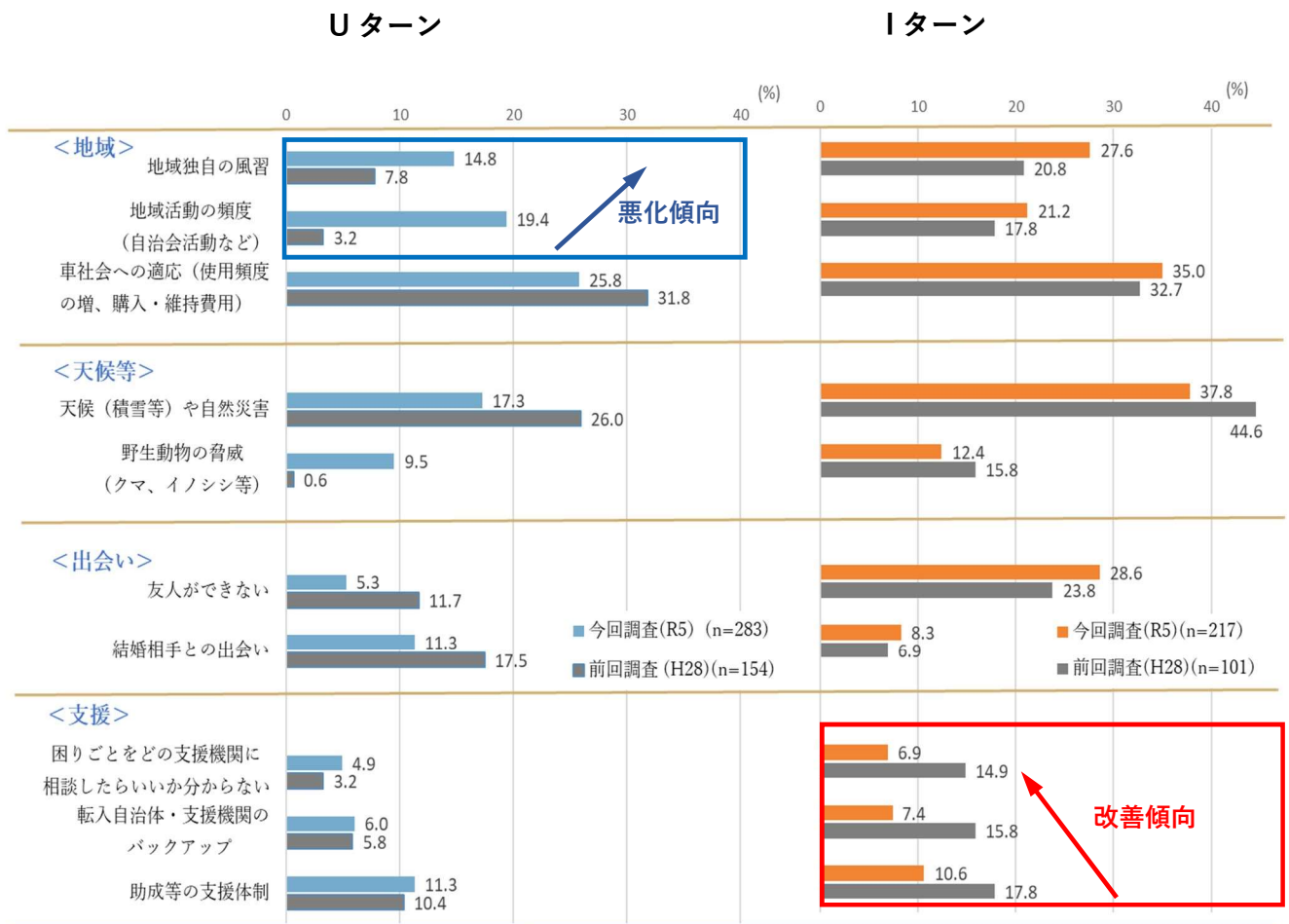
○UI ターン後に不便を感じたことを調査し、前回と比較した。

■U ターン

- ・「地域独自の風習」や「地域活動の頻度」といった<地域>に関する項目が悪化傾向を示した。

■I ターン

- ・「転入自治体・支援機関のバックアップ」や「助成等の支援体制」といった<支援>に関する項目が改善傾向を示した。



※複数回答。調査票から、顕著な傾向が見えたものだけを抜粋して掲載

- ・Uターンにおいて悪化傾向を示した<地域>に関する項目については対策の検討が必要である。
- ・Iターンにおいて改善傾向を示した<支援>に関する項目について、市町村に配置している定住支援員制度が10年経過し、相談対応スキルの向上が表れていること等が考えられる。

4. 調査結果（その他トピックス）

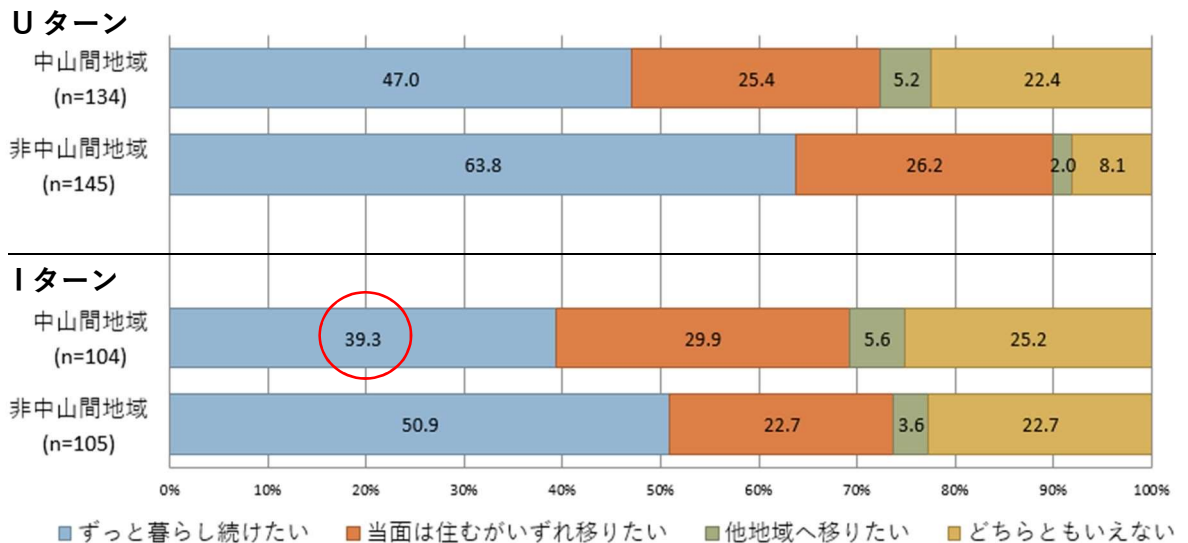
（1）中山間地域と非中山間地域（市街地）における定住意向の比較 [実践層]

○島根県へUIターンした人の定住意向を居住地別(中山間地域／非中山間地域)で比較した。

① 「定住意向」の比較

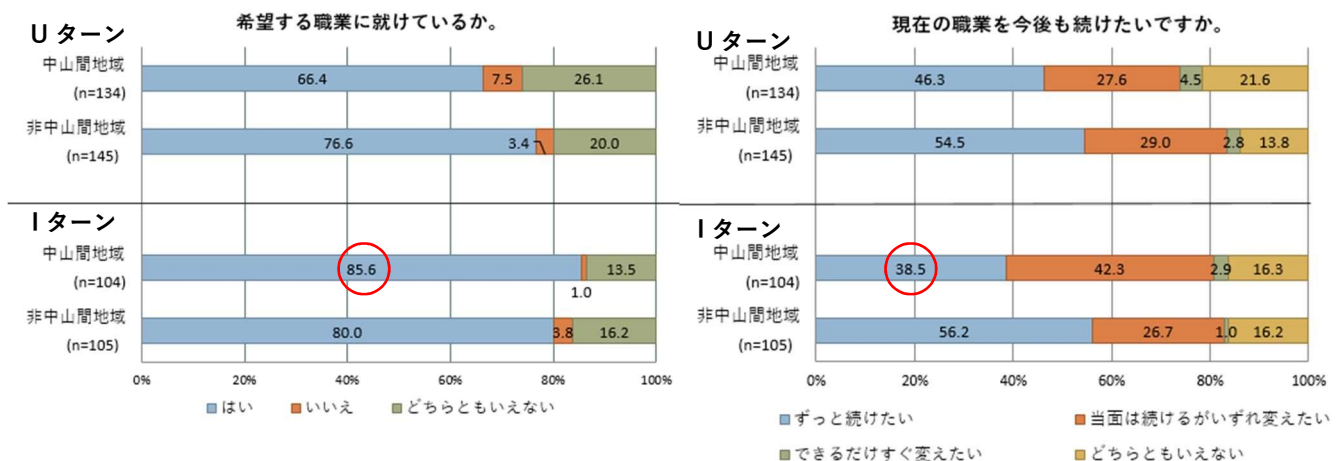
「定住意向」は、Uターン・Iターンともに中山間地域の方が低くなった。

また、中山間地域のIターンが最も低い定住意向（39.3%）を示した。



② 「職業の継続意向」の比較

中山間地域のIターンの約9割(85.6%)は「希望の職業に就いている」ものの、職業の継続意向があるのは約4割(38.5%)と低い。



・中山間地域のIターンは、仕事や生活の満足度は高いが定住意向が低いという結果を示した。これは、地域特性に起因するものというよりも、ライフスタイルの変化に起因する可能性が考えられる。

〔調査票の自由記述より〕 『複数（4地域）拠点での生活に移行していきたい。』

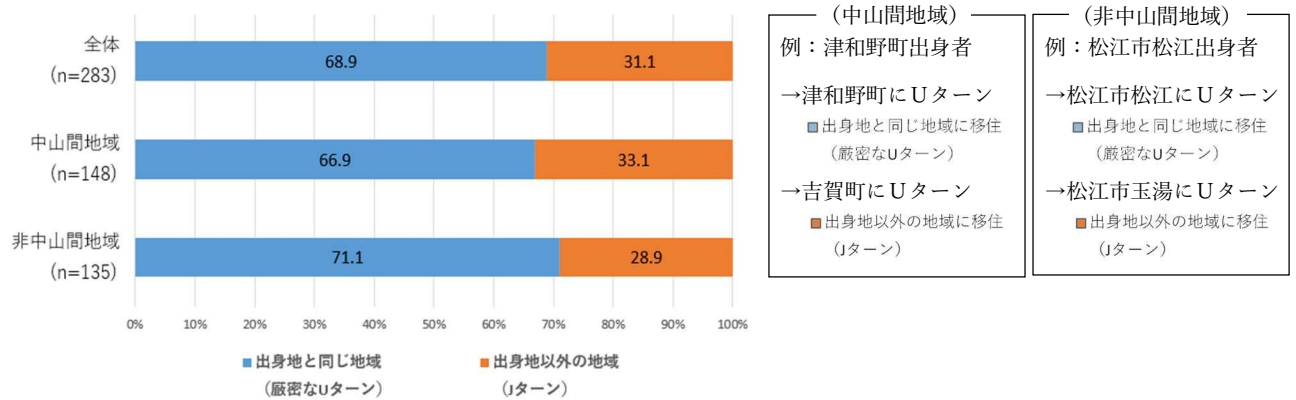
〔個別インタビューより〕 『子どもが未就学のためすぐに移住することはできないが、子どもが高校卒業するくらいには他の地域にもいってみたい。島根に不満があるのではなく好奇心から。』

(2) Uターンに関する状況 [実践層] [検討層] [低関心層]

○Uターンの状況について、各階層にて調査した。

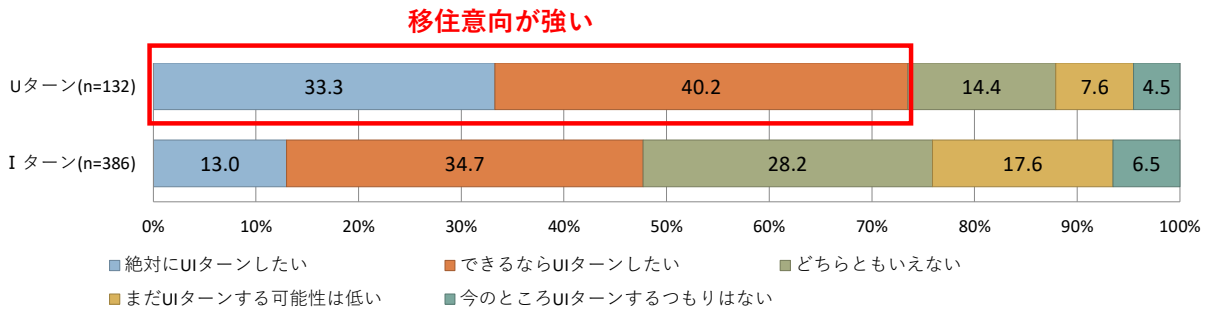
① 実践層におけるUターン先の調査

・Uターンの約7割は、出身地と同じ地域へ移住している。



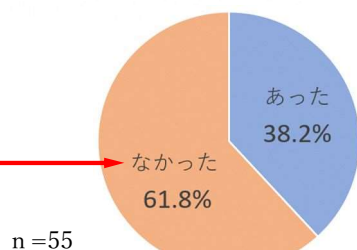
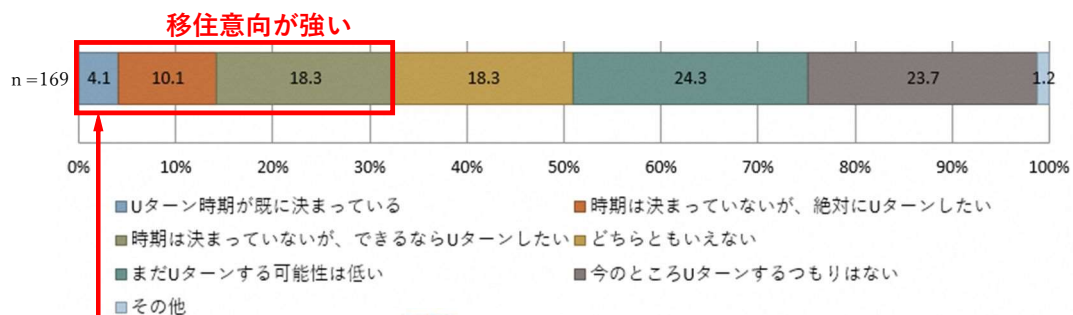
② 検討層におけるUターン意向の比較

・Uターンは、Iターンよりも移住意向が強い(「絶対にUターンしたい」が20ポイント以上の差)



③ 低関心層における情報到達状況の調査

・低関心層の約3割がUターン意向を持っている。



・低関心層においても約3割がUターンの意向をもっているが、そのうち約6割はこれまでUターン情報に触れたことがない。

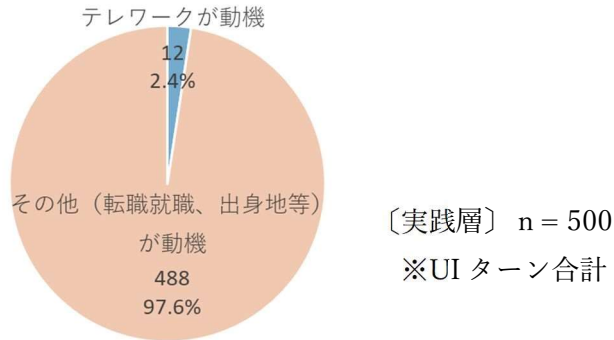
※意向が強い3区分の回答者のみで集計

(3) 転職なき移住（テレワーク等）の状況〔実践層〕〔検討層〕〔低関心層〕

○コロナ禍により拡大した「転職なき移住（テレワーク等）」の実態を調査した。

① 「転職なき移住（テレワーク等）」は、実際に移住の動機となったか

・ 500 人のうち 12 人と少数であるが、動機となった実践者があった。

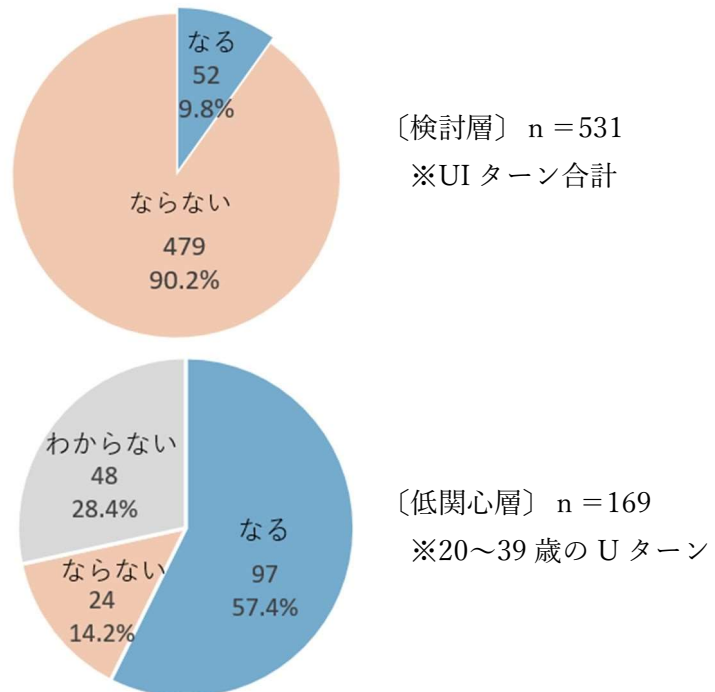


【回答者のコメント抜粋】

<個別インタビューより>

- ・ 職種は IT 系。U ターンしたい気持ちがかもともとあったが、島根に戻っても仕事がないと考えていた。コロナ禍を経てテレワークによる「転職なき移住」の機運が高まり、自分の業界でも体制が整備され始めた。仕事を変えずに地元で生活できるようになったことが、U ターンを決意できた最大の動機だと思う。

② 「転職なき移住（テレワーク等）」は移住の動機となるか



- ・ 転職なき移住（テレワーク等）は、一定程度の実践者があった。
- ・ 低関心層→検討層→実践層と推移するにつれて、「転職なき移住（テレワーク）」の割合は小さくなってきている。
- ・ 転職なき移住（テレワーク等）については、コロナ後の新しい動きであり今後も注視していく必要がある。

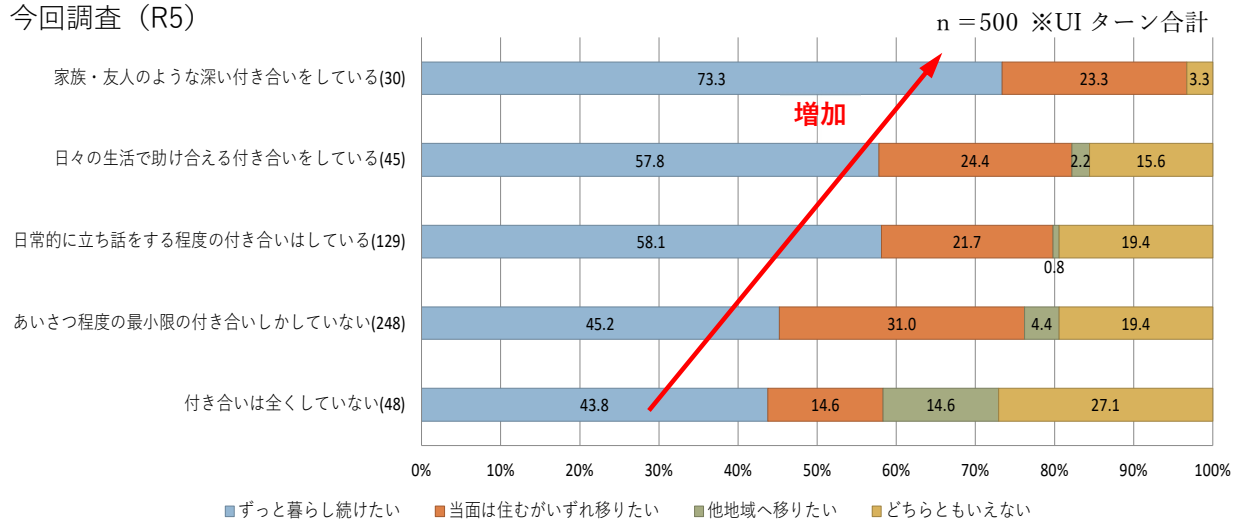
(4) 定住意向と近隣住民との付き合いの相関性 [実践層]

○前回のトピックス「定住意向」と「近隣住民との付き合い」の相関性を確認した。

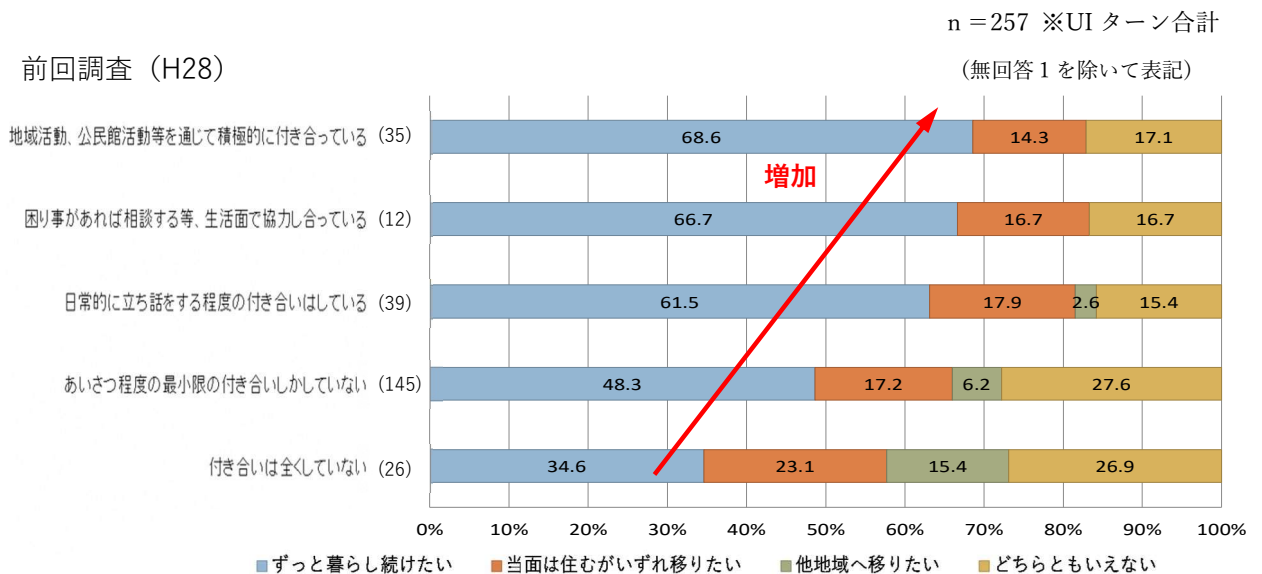
①「定住意向」と「近隣住民との付き合い」の相関性 (UI ターン合計)

・前回同様、「近隣住民との付き合い」が濃くなるほど「定住意向」は増加することが確認された。

今回調査 (R5)



前回調査 (H28)



- ・「定住意向」と「近隣住民との付き合い」の相関性が今回調査でも確認された。
- ・定住支援のため、移住者が「近隣住民との付き合い」を深めていくための支援が引き続き必要である。

5. まとめ

(1) 調査結果（階層別比較）

- 移住検討の動機、不安や具体的な困りごとのいずれも「仕事」に関する項目に高い関心が寄せられており、特に「仕事の内容」と「給与」を重視しているが、移住実践の段階になると「給与」の重視度が下がり、「勤務地」の重視度が上がる。(P3～P6)
- Iターンの移住検討の具体的な困りごとについて、「移住後の生活イメージがしにくい」、「地域独自の風習が分からない」といった仕事以外の項目が、移住実践の段階になって高まる傾向にある。(P5)
- 移住後の生活環境で重視する点について、移住実践の段階になると「通勤通学時間」を意識する人が急増する。(P7)

(2) 調査結果（前回比較）

- 「定住意向」について、前回調査と比較しUターンが微増、Iターンは微減であるものの、全体として大きな変化は見られない。(P9)
- Iターンの方が他地域へ移りたい理由として、前回調査で1/3の方が理由に掲げた「居住地域への愛着」については、大幅に改善されており、前回調査後に取り組んだ定着支援策に一定の効果があった。(P10)
- 一方で、Uターンの方が前回調査よりも移住後の地域活動（自治会活動など）に負担を感じている傾向も見えており、対策の検討が必要と考えられる。(P11)

(3) 調査結果（その他トピックス）

- 中山間地域のIターンについては、生活満足度や就業満足度は高いが、定住意向が低いという傾向が見られた。ライフスタイルの変化を踏まえた視点や検討が必要である。(P12)
- 出身者の約7割は、出身地域にUターンしていることが分かった。どこに住むかの選択は、移住実践の段階において「勤務地」や「通勤通学時間」を重視する割合が高まる点からも移住を決定する上で重要な要素と言える。(P13)
- 「近隣住民との付き合い」が濃いほど、定住意向は高まる傾向にある。(P15)

6. 参考1（個別意見で特徴的だったもの）

（1）UIターン検討にあたって、特に困っていることや不便だと感じること

① 仕事に関すること

- 都会並みの賃金は求めないが、最低賃金スレスレな給与水準を見ると、帰りたくても帰れないと思ってしまう。（U・関心層）
- 初任給の相場はだいたいわかるが、中途採用の場合の給与相場が分からず、現在都会で得ている収入からどれほど下がるのかが分かりにくい。（U・検討層）
- 検討するにあたって困ることは、やはり仕事情報の量がどうしても少なく感じてしまう。（U・検討層）
- 大手求人サイトに島根県の求人が少なく、また仕事の相場感も分からなかった。（U・実践層）
- どんな仕事があるのか、どの程度収入が下がるのか、生活費はどの程度下がるのかが見えないので仕事が決まるまで不安だった。（I・実践層）

② 住まいに関すること

- 今、現地視察をしたいと思っているが、全く土地勘がないため具体的なプランが作れずにいる。住む場所も、市内のアパートにするか、近隣の一軒家にするかの判断ができないなど、具体的に移住の検討をするキッカケを掴めていない。（I・関心層）
- 不動産情報の収集で出雲より西の情報が少ない。検索方法が悪いのか見つけられない。（U・検討層）
- 自治体に不動産屋を紹介してもらったが、UIターンに特化しているわけでもなく、何を相談しても「本人が決めること」と一蹴された。相談に乗ってもらえる業者を紹介して欲しかった。（I・実践層）
- 思っていたよりも松江や浜田の家賃が高く、いったん賃貸に住んで住居を探すということが難しかった。（I・実践層）

③ 日常生活に関すること

- 希望している職種はもちろんありますがその仕事を含めた日々の生活スタイルが見えてこない。かと言って、気軽に体験しにいける距離でもない。（I・検討層）
- どの程度の付き合いを強要され、どの程度付き合いえば納得し嫌味を言われず穏便に過ごせるのかが心配で気になります。（I・検討層）
- 西部に婦人科の病院がないこと。生理のことや更年期のことを気軽に相談できるような医療機関がないのが不安。（U・実践層）
- 車の購入に関することに困った。移住先は1人1台自動車を購入する必要がある地域であった（就業するためにも）。車を購入するタイミングが引越し後だと移動手段がなく困るため、引越し前に購入する必要がある。車購入費用の助成が必要。（I・実践層）

④ その他

- 配偶者の理解を得ることが難しい。「生活の見通しが立てられるような検討材料(資料)を用意してくれたら相談が始められる」と言われ、育児をしながら諸々の情報を集めてまとめてプレゼンをするまでの準備が自分にはできません。移住を考え始めた人に向けた行動をフローチャートなどで示していただくと助かります。(U・検討層)
- 自分が理想とする移住先や仕事について考えをまとめるのが大変。その上で、それらを実現できる移住先が存在するか探さないといけない。(I・実践層)

(2) U I ターン後に、特に困ったことや不便を感じたこと (実践層)

① 仕事に関すること

- 再就職しようと思っても業種がかなり限定的で就業先を見つけるのに困難を極める。また、自治体からの支援も I ターン者に対しては優遇と思えるが、U ターン者に対しては冷遇であると感じざるを得ない。(U)
- 県外で求職をする際には民間の求人サイトを見るのがほとんどで、県のサイトや U・I ターンの支援内容に出会う機会がなかった。(U)
- 妻の就職が決まらない。中堅クラスの一般企業では女性活躍の度合いが低く、女性は派遣勤務が主流となっている。(I)

② 車に関すること

- 車を購入したが、現状の生活費とで困窮まではいかないが前職に比べると給料も減ってしまい自由費がほぼなくなってしまった。(U)
- 一番出費がかさんでいるのは 1 人 1 台車が必要だということ。ペーパードライバーで、かつ車が注文しても半年以上入ってこず、非常に苦勞した。(U)
- 以前は電車移動を主としていたため、車運転が必須となった。大人一人に対して 1 台用意することやガソリン代にかかる費用が想像していたものより遥かに高かった。(I)
- 島根県内の企業へ転職した直後に自動車を購入したいと思ったが、銀行の方に「最低でも 3 か月間就労しないと年収の見込みが立たないため、ローンが組めない」と言われた。(I)

③ 日常生活に関すること

- 医療機関の診療科目が少ない。皮膚科とか小児科とか少なすぎる。(U)
- 婦人科の病院がないこと。子育て支援はあるが、妊娠するまでのハードルが高いように感じた。(U)
- 都会での適度な人間関係に慣れていたので、良い意味でも近すぎる関係性がめんどうくさいときがある (U)
- 妻のママ友がなかなか作れない。(U)
- 中山間地域に転入したのですが、すべてにおいて物価が高く、特に衣服については 30 km～50 km 離れた所まで行かないと 10 代、20 代が着用するような物が買えない。それなのにガソリン代が高い。(I)
- 買い物（ドラッグストアがない、オムツやミルクが買えない）や医療体制（小児科がない）(I)
- 子育ての関係で、同じような年代の人がどこで何してるかわからない。(I)
- クマやイノシシが子供の通学路に出没する危険があることは気になっています。(I)
- 物価が高かった。(I)

④ その他

- 結婚適齢期の女性が男性に比べて著しく少ない。(I)
- 出雲弁を理解したり、慣れるまでに苦労した (I)

7. 参考2（調査項目一覧）

■実践層

No.	項目
1	回答者属性(性別、年齢、現住所、UIターン直前の住所、転入した年月)
2	Uターン/Iターンのどちらか
3	出身地(Uターンの場合、Iターンの場合)
4	島根県との関係
5	一緒に移住した家族の有無
6	一緒に移住した家族の構成、当時の子どもの年齢
7	UIターンを考えるようになった動機、そのなかで決め手になった動機
8	UIターン検討時に困ったことや不便を感じたこと、特に困ったことや不便を感じたこと
9	UIターン後に困ったことや不便を感じたこと、特に困ったことや不便を感じたこと
10	UIターンする前に特に重視した項目(仕事、生活環境、医療福祉・教育・子育て)
11	現在の生活の満足度
12	UIターン直前の就学・雇用形態、業種
13	UIターン直前の世帯年収
14	現在の就学・雇用形態、業種
15	希望する職業かどうか
16	現在の職業の継続意向
17	現在の世帯年収
18	現在の住宅形態
19	UIターンする際に住宅をみつけた方法
20	UIターンする際に住宅を探す上で困ったことや不便に感じたこと
21	現在の近所付き合いの程度
22	今後の近隣住民との付き合い方
23	地域活動や自治会、公民館活動等のイベント、お祭りなどへの現在の参加状況
24	地域活動や自治会、公民館活動等のイベント、お祭りなどへの希望する参加状況
25	現在の地域への居住継続意向と、その理由
26	UIターン情報の収集に利用した情報・サービス等
27	UIターンする際に受けた支援制度
28	UIターンについて必要だと感じている施策やご意見・ご感想

■検討層

No.	項目
1	回答者属性(性別、年齢、現住所、出身地)
2	島根県との関係
3	現在同居している家族と子どもの年齢
4	UIターンを考えるようになった動機
5	UIターン後の生活を考える上で重視する項目(仕事、生活環境、医療福祉・教育・子育て)
6	今後のUIターン意向と希望する時期
7	島根県以外にUIターンを検討している地域の有無と、検討している地域
8	UIターンする際の不安と、そのうち最も大きな不安
9	現在の就学・雇用形態、業種
10	現在の世帯年収
11	UIターン後に希望する就学・雇用形態、業種
12	UIターン後に希望する世帯年収
13	テレワークに関する意向
14	現在の住居の形態
15	UIターン後に希望する住居の形態
16	現在の近所付き合いの程度
17	UIターン後の近所付き合いの意向
18	現在の島根県内の地域や活動とのつながり
19	UIターンを検討するにあたり困っていることや不便を感じていること、特に困っていることや不便を感じていること
20	UIターン情報の収集に利用した情報・サービス等
21	島根県、定住財団が実施する情報・サービスの満足度
22	UIターンについて必要だと感じている施策やご意見・ご感想


■関心層

No.	項目
1	回答者属性(性別、年齢、現住所、出身地)
2	島根県との関係
3	現在同居している家族と子どもの年齢
4	UIターンを考えるようになった動機
5	UIターン後の生活を考える上で重視する項目(仕事、生活環境、医療福祉・教育・子育て)
6	今後のUIターン意向と希望する時期
7	島根県以外にUIターンを検討している地域の有無と、検討している地域
8	UIターンする際の不安と、そのうち最も大きな不安
9	現在の就学・雇用形態、業種
10	UIターン後に希望する就学・雇用形態、業種
11	現在の住居の形態
12	UIターン後に希望する住居の形態
13	現在の島根県内の地域や活動とのつながり
14	UIターン情報の収集に利用した情報・サービス等
15	島根県、定住財団が実施する情報・サービスの満足度
16	UIターンについて必要だと感じている施策やご意見・ご感想


■低関心層

No.	項目
1	回答者属性(性別、年齢、出身地)
2	出身地における家族以外の大人との関わり
3	現在の就学・雇用形態、業種
4	仕事を選ぶ上で重視する項目
5	「転職なき移住(テレワーク等)」がUターンのきっかけ・後押しになるか
6	サブプロジェクトの参加以前の島根県へのUターンに関する情報に触れる機会
7	島根県へのUターンに関する情報媒体
8	島根県外への転出理由
9	今後のUターンの意向
10	Uターンを希望する時期
11	現在Uターンをしていない理由
12	Uターンを検討するために必要な支援
13	現在の島根県についての意見(自由記述)

令和6年3月7日・8日
防災地域建設委員会資料
地域振興部交通対策課



中山間地域をはじめとした 島根の生活交通を考えるプロジェクトチーム における検討状況について



1. プロジェクトチームの設置及び開催状況
2. 県内バス・タクシー事業者の状況について
3. プロジェクトチームにおける主な論点
4. 構成員等からの主な意見
5. 人材確保に向けた支援(先行した取組)
6. 今後のスケジュール

中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチーム

1. 目的

- ・ 利用者の減少に加えて、担い手不足といった交通を取り巻く課題が深刻化する中、人口減少が進む地域でも安心して暮らせるよう、日常生活を支える交通を維持・確保するための施策を検討する。

2. 構成

- ・ 島根県地域振興部交通対策課【事務局】
- ・ 島根県旅客自動車協会
- ・ 株式会社バイタルリード
- ・ 県内市町村の交通担当課
- ・ 中国運輸局

3. 主な検討内容

- (1) 公共交通の担い手の確保に向けた取組
 - ・ 処遇改善や働きやすい環境づくりなどの促進
 - ・ 自家用有償旅客運送の担い手の確保
- (2) 貴重な人材を最大限活用するための取組
 - ・ 路線バスと自家用有償旅客運送との適切な役割分担
 - ・ 効率的な交通体系への転換（例：定時定路線 → デマンド）
 - ・ 他分野（介護、教育など）連携によるドライバー人材の共有
- (3) 事業継続に向けた取組
 - ・ 他分野も含む運行受託や貨客混載の推進
 - ・ 定額乗り放題（サブスクリプション）の導入
 - ・ 観光需要の取り込みなど更なる利用促進

4. スケジュール（予定）

R 5.	1 0.	2 4	第1回 P T
	1 2.	2 7	第2回 P T
R 6.	3		中間とりまとめ
R 6.	9		とりまとめ

プロジェクトチームの開催状況

第1回（R5.10.24）

- ・プロジェクトチーム設置の趣旨
- ・県内バス・タクシー事業者の状況の共有
- ・対応の方向性と主な論点の提示

第2回（R5.12.27）

- ・第1回で提示した「主な論点」について、プロジェクトチーム構成員及び事業者に対して意見照会を実施、提出された意見を事務局において整理・共有

1. プロジェクトチームの設置及び開催状況
2. 県内バス・タクシー事業者の状況について
3. プロジェクトチームにおける主な論点
4. 構成員等からの主な意見
5. 人材確保に向けた支援(先行した取組)
6. 今後のスケジュール

担い手不足を一因とした県内の路線バスの廃止・減便

事業者	エリア	路線名	時期（予定）	区分	平日1日あたり運行便数
一畑バス	松江	八雲線	R5. 8. 14～	減便	72便 → 66便 ▲6便
		玉造線		減便	40便 → 36便 ▲4便
		恵曇・高専線		減便	61便 → 57便 ▲4便
		万原線		減便	44便 → 40便 ▲4便
	松江・雲南	大東線		減便	16便 → 14便 ▲2便
	出雲	大社線	R5. 10. 1～	減便	43便 → 31便 ▲12便
		日御碕線		減便	20便 → 18便 ▲2便
	松江	マリンプラザ線	R6. 10. 1～	運行継続	一部区間や便数の縮小を検討
		御津線		廃止	▲17便
	松江・安来	荒島線		廃止	▲8便
松江・雲南	大東線	廃止		▲14便	
松江市交通局	松江	病院線	R5. 10. 1～	減便	34便 → 32便 ▲2便
		川津線		減便	84便 → 81便 ▲4便 ※うち1便は区間を変更して運行
		レイクライン		減便	▲9～10便 ※時期により運行便数が変動
		八重垣線		減便	土日祝の減便 48便 → 40便 ▲8便
		全路線	R6. 4. 1～	見直し	10路線113系統 → 12路線48系統 378便 → 308便 ▲70便
石見交通	浜田・江津	有福線	R6. 4. 1～	廃止	▲12便
	益田	蟠竜湖線		減便	46便 → 44便 ▲2便
		久城線		減便	41便 → 37便 ▲4便
		都茂線		減便	21便 → 16便 ▲5便
		土田線		減便	36便 → 32便 ▲4便
		梅月線		減便	7便 → 5便 ▲2便
	浜田	長沢瀬戸ヶ島線		減便	土日祝の減便 8便 → 全便取り止め ▲8便
	大田・江津	波積線		減便	土日祝の減便 10便 → 全便取り止め ▲10便
江津・川本	江津川本線	R6. 10. 1～	減便	12便 → 9便 ▲3便	
日ノ丸バス	松江・境港・米子	隠岐汽船連絡バス	R6. 1. 6～	廃止	※隠岐汽船の運行状況により運行便数が変動

旧59市町村単位でみたタクシー事業者数

- 19市町村では1村、合併前の旧59市町村では11町村でタクシー事業者がない状況

現市町村名	旧市町村名	事業者数
松江市	松江市	14
	鹿島町	2
	島根町	0
	美保関町	0
	八雲村	0
	玉湯町	2
	宍道町	2
	八束町	1
	東出雲町	1
浜田市	浜田市	6
	金城町	1
	旭町	1
	弥栄村	1
	三隅町	0
出雲市	出雲市	6
	平田市	1
	佐田町	1
	多伎町	1
	湖陵町	0
	大社町	2
	斐川町	3

現市町村名	旧市町村名	事業者数
益田市	益田市	4
	美都町	0
	匹見町	1
大田市	大田市	5
	温泉津町	1
	仁摩町	1
安来市	安来市	2
	広瀬町	2
	伯太町	1
江津市	江津市	5
	桜江町	2
雲南市	大東町	2
	加茂町	1
	木次町	0
	三刀屋町	1
	吉田村	0
掛合村	1	

現市町村名	旧市町村名	事業者数
奥出雲町	横田町	2
	仁多町	1
飯南町	赤来町	1
	頓原町	1
川本町	川本町	1
美郷町	邑智町	2
	大和村	1
邑南町	石見町	2
	瑞穂町	1
	羽須美村	0
津和野町	日原町	2
	津和野町	1
吉賀町	六日市町	1
	柿木村	1
海士町	海士町	2
西ノ島町	西ノ島町	2
知夫村	知夫村	0
隠岐の島町	西郷町	8
	布施村	0
	五箇村	1
	都万村	1

区分	市町村数（旧59市町村）
事業者なし	11
事業者1社	26
事業者2社以上	22

1. プロジェクトチームの設置及び開催状況
2. 県内バス・タクシー事業者の状況について
- 3. プロジェクトチームにおける主な論点**
4. 構成員等からの主な意見
5. 人材確保に向けた支援(先行した取組)
6. 今後のスケジュール

論点①: 給与水準の引き上げについて

- 路線バスの運行経費については、国、県、市町村で赤字補填を行っている。
- 主要な路線バスを維持していく上で、交通人材の給与水準の引き上げが重要。
- 給与水準の引き上げの結果、利用者負担の増加や、行政による赤字補填が増加することについて、どのように捉えるか、関係者による幅広い意見交換が必要。
※利用者負担の増加には限界があることにも留意。

乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比（令和3年度・民営）

山陰ブロック

←	人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	その他
	183.06円	35.65円	26.02円	13.67円	39.49円
	61.5%	12.0%	8.7%	4.6%	13.2%

297.89円

全国（212社）

←	人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	その他
	273.08円	42.56円	29.93円	24.71円	93.09円
	58.9%	9.2%	6.5%	5.3%	20.1%

463.37円

※ 日本バス協会「2022年度版日本のバス事業」より

論点②:生活交通の役割分担について

- バス事業者による路線バスと市町村等による自家用有償運送の役割分担について、関係者による幅広い意見交換が必要。

県内の路線バスを運行する主なバス事業者の分布



※ 道路運送法第4条（乗合）の許可により事業実施する主な事業者

1. プロジェクトチームの設置及び開催状況
2. 県内バス・タクシー事業者の状況について
3. プロジェクトチームにおける主な論点
- 4. 構成員等からの主な意見**
5. 人材確保に向けた支援(先行した取組)
6. 今後のスケジュール

「主な論点」に対する意見

- 第1回PT（10/24）において事務局から示した「主な論点」について、プロジェクトチームの構成メンバー、事業者に意見を照会。

照会期間 令和5年11月29日～令和5年12月14日（メールでの照会・回答）
回答を得た団体 以下のとおり

PTメンバー		事業者※
1 松江市	12 美郷町	23 一畑バス（株）
2 浜田市	13 邑南町	24 石見交通（株）
3 出雲市	14 津和野町	25 松江市交通局
4 益田市	15 吉賀町	26 奥出雲交通（株）
5 大田市	16 海士町	27 六日市交通（有）
6 安来市	17 西ノ島町	28 松江一畑交通（株）
7 江津市	18 知夫村	29 益田タクシー
8 雲南市	19 隠岐の島町	
9 奥出雲町	20 中国運輸局	
10 飯南町	21 （一社）島根県旅客自動車協会	
11 川本町	22 （株）バイタルリード	

※ 事業者については、島根県旅客自動車協会と相談の上、地域や業態（乗合、貸切、乗用）などを考慮し、協会を通じて、十数社に対し意見照会を行った結果、7社から回答を得た

構成員等からの主な意見①: 処遇改善の必要性や行政負担の増加

- ⇒ 生活交通の従事者は、他産業と比べて勤務が不規則にならざるを得ない側面があり、担い手確保に当たっては、処遇改善(賃上げ、一部固定給制の導入など)が必要ではないか。
- ⇒ 処遇改善の結果、運行経費が増加し、利用者負担や行政による赤字補填が増加することについて、どう考えるか。
- ⇒ バスの担い手を確保し、バス事業者による運行を維持するためには、やむを得ないものとして、広く理解を得ていくことも重要ではないか。

【行政】

<処遇改善の必要性や行政負担の増加について>

- 処遇改善は必要 (松江市、出雲市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、知夫村)、賃上げはやむを得ない (益田市)
- 運転手確保に伴う行政の負担増はやむを得ない (大田市)
- 処遇改善のため行政の赤字補填が増加するのは路線の維持のためにもやむを得ない (安来市)
- 処遇改善や働きやすい環境づくりは必要と考えており、それに伴う行政の負担増はやむを得ない (江津市)
- 処遇改善による経費増分については行政での負担もやむを得ない (出雲市)
- ある程度の利用者負担や行政負担は必要 (雲南市)
- 利用者負担の見直しや行政による負担もある程度必要 (飯南町)
- 行政の負担が増加することもやむを得ない (美郷町)
- 国県市町村の財政負担が増加するのは致し方ない (邑南町)
- 利用者負担や行政による赤字補填が増加することはやむを得ない (西ノ島町)
- 担い手確保に向けた取組としては赤字補填+賃上げが候補 (隠岐の島町)

【事業者】

<処遇改善や行政負担について>

- 人材確保のためには処遇改善や働きやすい環境整備が重要であるが、利用者減少やコロナによる経営状況の悪化などにより厳しい中、これらに係る経費について今まで以上に行政からの支援を頂かないと不可能 (旅客自動車協会)
- 多様な働き方のできる環境づくり、休日日数の増、賃金の引き上げ等による処遇改善が必要であるが、いずれの施策も多くの経費がかかり、事業者の努力だけで吸収できるものではなく、行政の理解と支援がなければ実施はできず、更なる支援を頂きたい (一畑バス)
- 既に物価高等により運行経費が増加しており、行政負担の増加はお願いせざるを得ない (石見交通)

構成員等からの主な意見②:事業者による担い手確保の取組

- ⇒ 担い手確保の問題は、業界(個社レベルから業界団体まで)自身による積極的な取組が大前提である。業界と連携して、施策を進めていくことが重要ではないか。
- ⇒ そうした中、既に人手不足を要因とする廃止・減便のケースが顕在化しており、一人でも多くの採用を確保できるよう、事業者による担い手確保の取組について、強力かつ緊急に後押しすることが必要ではないか。

【行政】

＜行政による支援について＞

- 担い手不足はバス路線の廃止や減便に直結し、住民生活にも影響を及ぼす重要な課題であり、事業者による担い手確保を支援する必要がある(松江市)
- 事業者の取組が大前提であることはわかるが、事業者側だけでは人材が確保できないため、現状の路線廃止や減便が起こっている。事業者と行政が一緒になって取り組む必要(津和野町)
- 積極的な取組に対して、一過性ではなく、継続した支援ができる制度が必要(浜田市)
- 事業者は免許取得費用を負担した上で募集をしているが応募がないのが現状。行政が支援するのであれば別の視点が必要(安来市)
- 企業としての魅力を高めることが重要。行政側からも経営者対象セミナーなど研修支援が必要(江津市)

【事業者】

＜事業者の取組について＞

- 業界自身による積極的な取組が基本(旅客自動車協会)
- 大前提として、各交通事業者が可能な限り自社の採用促進に向けた取組を行うことが第一(松江一畑交通)

＜行政による支援について＞

- 行政には、就職フェア等の担い手確保のための取組での協働や助成等により後押し頂きたい(旅客自動車協会)
- 事業者は発信力が弱く、手法についての知識も浅い。各方面にネットワークを持ち、発信力のある行政の力添えをお願いしたい(一畑バス)
- 行政からの人材派遣をお願いしたい(行政が運転手(見込)を採用し、石見交通に派遣。石見交通において派遣を受けた者を育成し、バスを走らせる)(石見交通)

構成員等からの主な意見③: 路線バスと自家用有償旅客運送との役割分担

- ⇒ 路線の利用状況など各地域の実情に応じて、路線バスによる運行を維持する路線と、自家用有償旅客運送により運行する路線との役割分担について、地域の関係者で議論していくことが必要ではないか。
- ⇒ その際、バス事業者による運行を維持するためには、利用者負担や赤字補填の増加もやむを得ないのではないか。
- ⇒ バス事業者による運行の維持が困難であれば、自家用有償運送を活用するなどして、効率的な交通体系への転換を図るべきではないか。

【行政】

<役割分担の必要性について>

- 輸送資源を総動員した交通ネットワークの再構築等について、交通事業者等とともに検討していきたい（松江市）
- 地域の実情にあったベストな選択を、地域、事業者、行政で検討し、構築していく必要（出雲市）
- バス事業者が少ない本町においては、地域公共交通会議の中で、幹線と支線の住み分けを行い、町営バスとして効率的な交通体系への転換を図ってきており、必要なことだと考える（飯南町）
- 10年以上前に町内を走っている4条路線は撤退し、自家用有償旅客運送の町営バスとして運行。都市部の4条路線の廃線や減便についても、必要な路線であれば自家用有償旅客運送への転換が必要（邑南町）
- バスによる運行維持が困難となった場合でも、地域住民の生活交通の確保を図る必要があることから、自家用有償旅客運送やデマンドタクシーなどの交通体系の転換を図ることは必要（益田市）

<役割分担のあり方について>

- 国道に沿った遠方への大量輸送を担うのはJR・路線バス。その維持のため、処遇改善に伴う行政負担増は必要。JR・路線バスにつなぐ2次交通や生活圏内での買い物等のための自家用有償運送は、方法も含めて、地域住民と議論しながら、充実・支援すべき（江津市）
- 自家用有償運送の場合、自治体を越えての広域輸送には調整や輸送コストなどから難しいため、広域の為の路線バスと、路線バスのバス停と自宅近くを繋ぐ自家用有償旅客運送の連携が必要（美郷町）
- 自家用有償旅客運送の活用を増やしても人材不足の解消には繋がらない。基本的には4条路線を維持することを一番に考えて取組を行う必要があり、そのための赤字補填等行政の負担増はやむを得ないと考える（津和野町）

1. プロジェクトチームの設置及び開催状況
2. 県内バス・タクシー事業者の状況について
3. プロジェクトチームにおける主な論点
4. 構成員等からの主な意見
5. 人材確保に向けた支援(先行した取組)
6. 今後のスケジュール

採用力向上セミナー(R6. 2. 20)の実施について

1. 日時 令和6年2月20日(火) 13:45~16:00
2. 参加者 12社14名
(バス・タクシー事業者9社、空港グランドハンドリング事業者2社、鉄道1社)
3. 講師 株式会社マイナビ 中森博也 氏
4. 主な内容

- (1) 採用市場感の概要
- (2) 新規採用市場の動向
- (3) 中途採用市場の動向
- (4) 若者の志向・働く価値観
- (5) 採用活動のポイント



※ セミナーの合間で複数回、参加者によるグループディスカッションを実施

参加者からの声

- ・ 普段考えないことを考えることができた
- ・ 今後、インターンシップやWeb面接を検討したい
- ・ (セミナーを踏まえた採用活動を行いたいが) PRの方法が分からない

公共交通人材確保推進事業(令和6年度当初予算)

1. 公共交通人材確保推進事業（継続・予算額2,000千円）

(1) 事業趣旨・内容

県内の公共交通事業者の人材確保のため、島根県旅客自動車協会が行う業界PRなどの入職促進策に係る経費を助成（助成率2／3）

2. 交通人材確保特別緊急対策事業（新規・予算額7,000千円）

(1) 事業趣旨

運転手不足を一因とした路線バスの廃止、減便の表明が相次ぐ厳しい現状を踏まえ、人材確保・育成に取り組む事業者に対する特別支援を実施

(2) 事業内容

新たに人材確保を行った事業者が行う、人材育成に対する支援金を支給

① 対象事業者

- ・ 路線バス運行事業者
- ・ 市町村からコミュニティバス等の運行を受託する事業者
- ※ いずれも道路運送法第4条の許可を受ける事業者
- ※ 松江市交通局（公営企業）を除く

② 支給要件

- ・ 令和6年4月1日以降に、新たに運転手（見込）を採用し、6か月以上継続して雇用すること

③ 支給額

- ・ 新規雇用者1人あたり定額20万円

1. プロジェクトチームの設置及び開催状況
2. 県内バス・タクシー事業者の状況について
3. プロジェクトチームにおける主な論点
4. 構成員等からの主な意見
5. 人材確保に向けた支援(先行した取組)
6. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

第1回（R5.10.24）

- ・プロジェクトチーム設置の趣旨
- ・県内バス・タクシー事業者の状況の共有
- ・対応の方向性と主な論点の提示

第2回（R5.12.27）

- ・第1回で提示した「主な論点」について、プロジェクトチーム構成員及び事業者に対して意見照会を実施、提出された意見を事務局において整理・共有

R6.3月

- ・ 中間とりまとめ（予定）

（プロジェクトチームにおいて具体的な検討を実施）

R6.9月

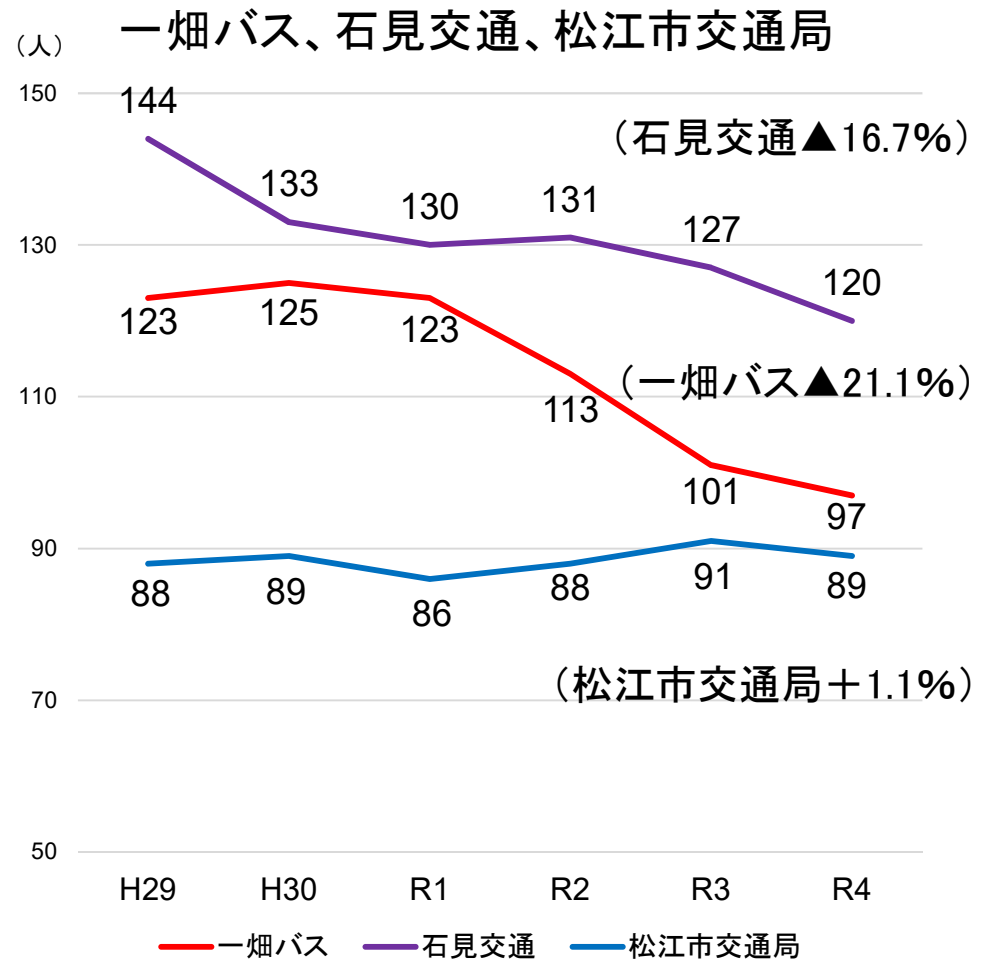
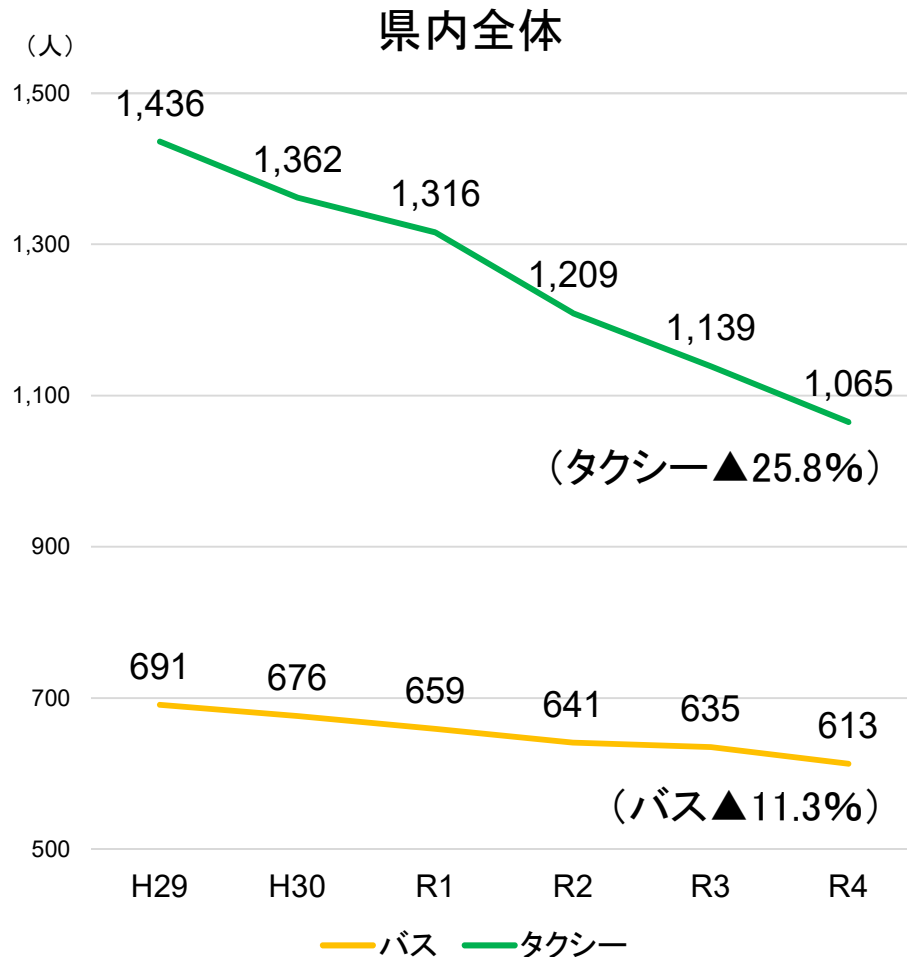
- ・ とりまとめ（予定）



(参考資料集)

県内のバス・タクシー事業者の乗務員数の推移

- バス、タクシーいずれも減少傾向。特にタクシーは近年大幅に減少。

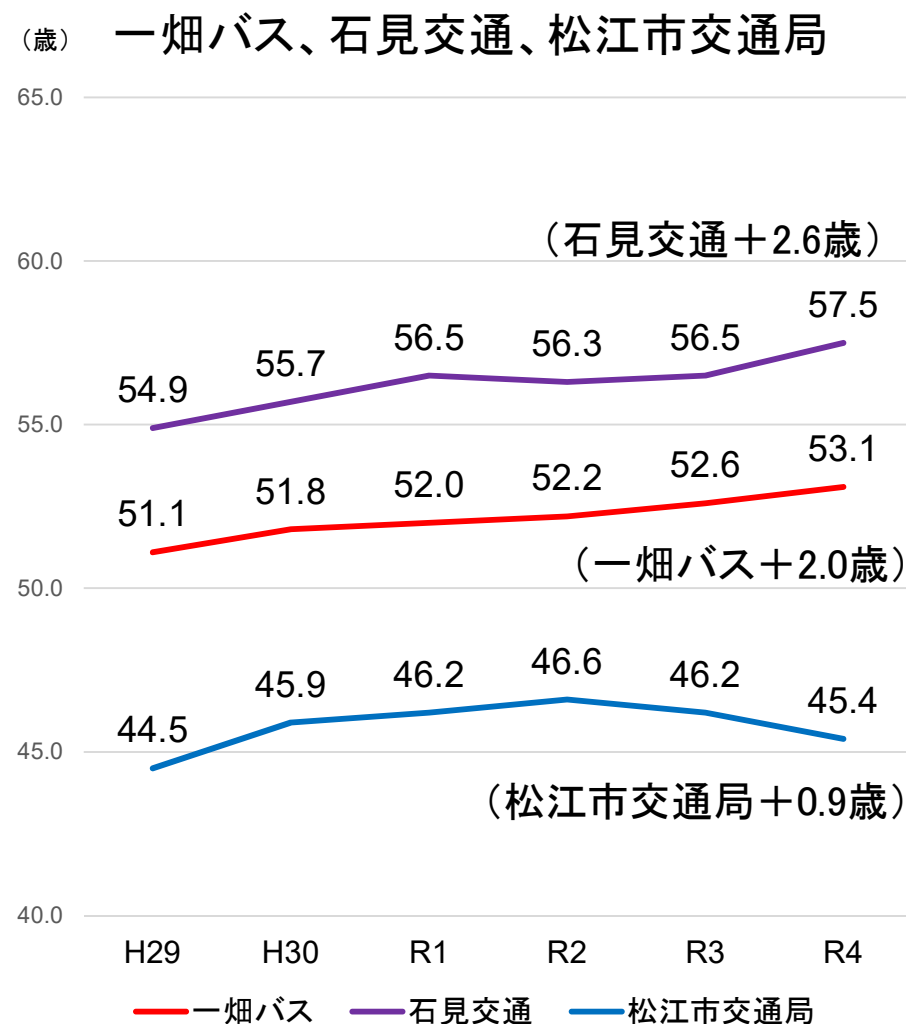
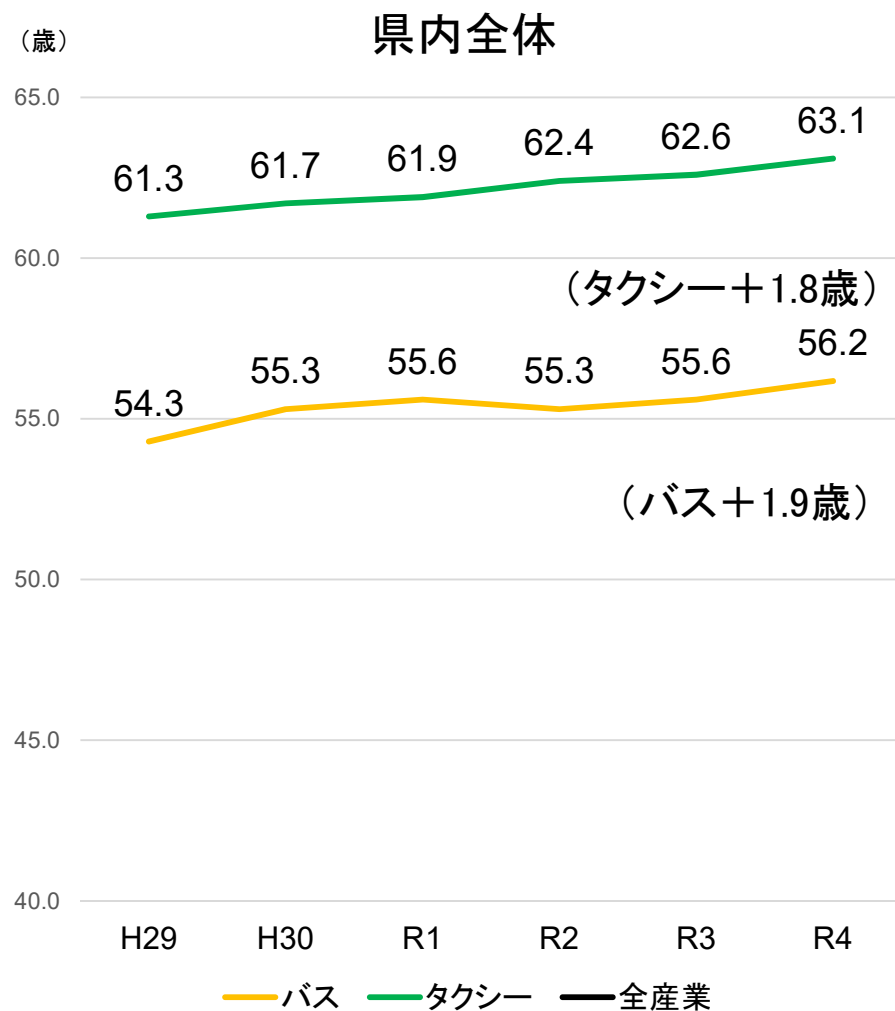


※ () は対H29の増減率

※ 島根県旅客自動車協会（会員の乗務員数）及び一畑バス、石見交通、松江市交通局への聞き取り

県内のバス・タクシー事業者の平均年齢の推移(協会・事業者への聞き取り)

- 平均年齢は高く（タクシーは60歳超）、上昇傾向にある。



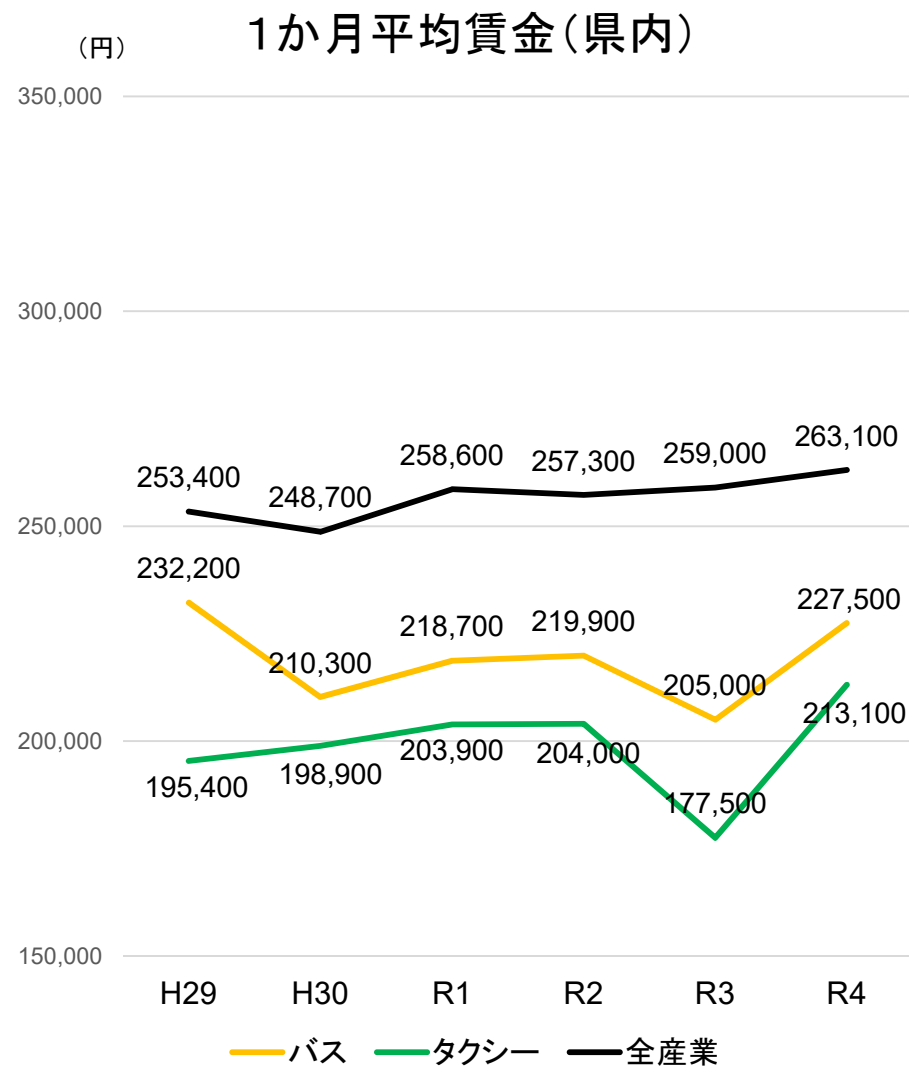
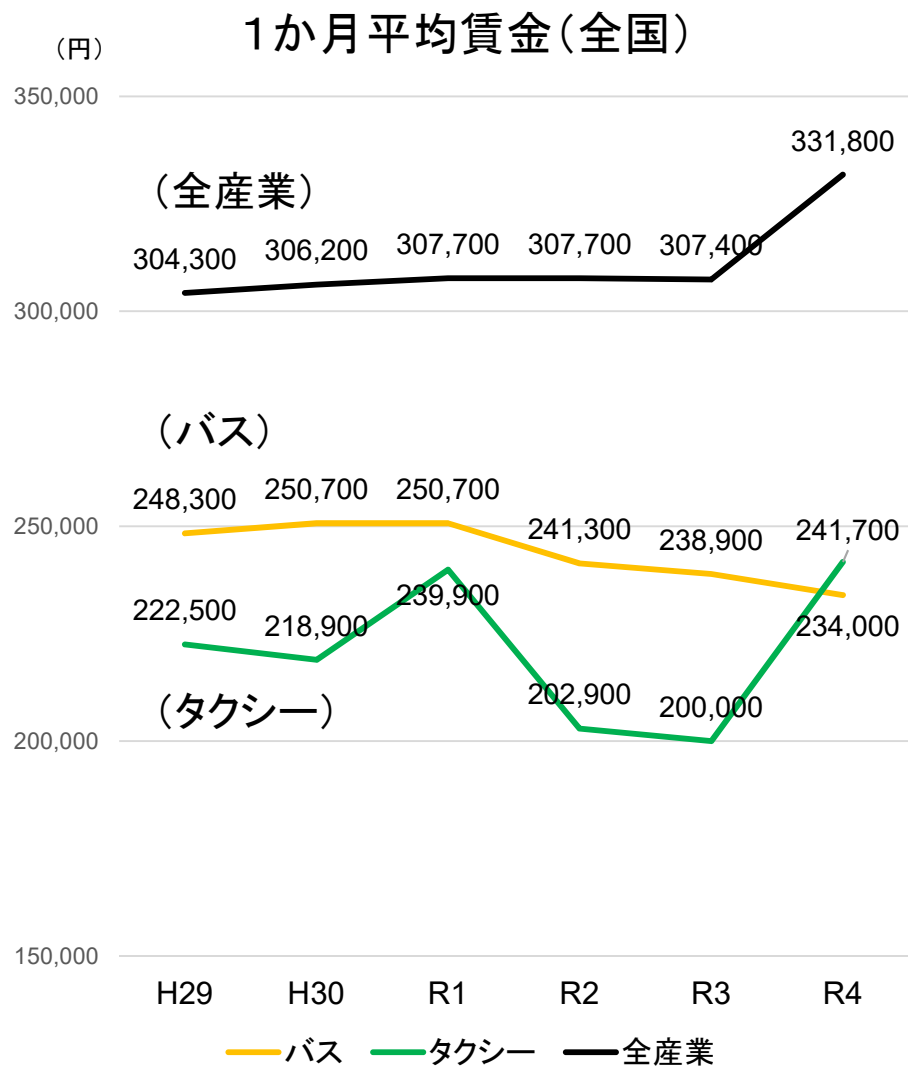
※ () は対H29からの増減値

※ 島根県旅客自動車協会（会員の乗務員数）及び一畑バス、石見交通、松江市交通局への聞き取り

※ 一畑バスは65歳定年、石見交通は60歳定年、松江市交通局は60歳定年（今後引上げ予定） 1年更新の再雇用あり

バス・タクシー事業者の平均賃金の推移(賃金構造統計基本調査)

- バス、タクシーいずれも全産業の平均賃金より低い。



※ 賃金構造基本統計調査より(企業規模10人以上)

※ 平均賃金は、所定内給与額(現金給与額から超過労働給与額(時間外勤務手当、休日勤務手当等)を除いた額)

バス・タクシー事業者における2024問題

- 1日あたりの拘束時間が短くなるのと同時に、勤務間インターバルが長くなる。
- 乗務員が十分に確保できない場合、終便時間の繰り上げや減便で調整せざるを得ないケースが出てくる可能性がある。

バス事業者



タクシー事業者



※～2023(R5) 1日13時間を基本（上限16時間）

2024(R6)～ 1日13時間を基本（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）

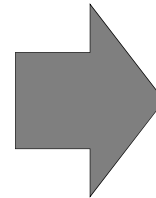
（出典）厚生労働省・国土交通省 制度周知パンフレット

バス事業者への影響(イメージ)

～2023(R5)

2024(R6)～

16時間	1時間	6:00～7:00	準備（点呼、車両点検）
	14時間	7:00～21:00	乗務～休憩～乗務
	1時間	21:00～22:00	終了（車両点検、点呼）
	8時間	22:00～6:00	勤務間インターバル （休息期間）
		6:00～	業務開始



13時間	1時間	6:00～7:00	準備（点呼、車両点検）
	11時間	7:00～18:00	乗務～休憩～乗務
	1時間	18:00～19:00	終了（車両点検、点呼）
11時間		19:00～6:00	勤務間インターバル （休息期間）
		6:00～	業務開始



ベトナムとの国際定期便就航に 向けた取組について



1. これまでの経緯について
2. ベトナムと島根県との関係について
3. チャーターや定期便就航に向けた取組について

1. 経緯: ベトナム関係者によるFAMツアーの実施(7/21~23)

- ▶ 令和5年7月、島根県と出雲市で連携し、インバウンド推進の取組の一環として、ベトナム航空、駐日ベトナム大使館、関係旅行会社などを招請した県内視察ツアー（FAMツアー）を実施。
- ▶ 食文化、神社仏閣、景観等について高い評価を受けた。

【日程】 令和5年7月21日（金）～23日（日）

【参加者】 ベトナム航空日本支社総支配人、駐日ベトナム大使館部長
株式会社MSツーリスト執行役員 ほか

【視察箇所】

出雲大社、松江城、足立美術館
日御碕灯台、稲佐の浜、須佐神社、清水寺
島根ワイナリー、ガープクリフテラス出雲 など

【意見交換会の実施】

出雲市：飯塚市長、観光交流部長
島根県：交通対策課長、観光振興課長
ベトナム航空：ゴー・シー・アイン総支配人、森田セールスマネージャー
ベトナム大使館：ヴ・ニャット・ハ投資部長
MSツーリスト：溝畠執行役員 ほか



1. 経緯: ベトナム航空との覚書及びエムエスツーリストとの協定の締結

- ▶ FAMツアーでの評価を踏まえ、ベトナム航空、駐日ベトナム大使館、関係旅行会社に対する働きかけや協議を重ねた結果、**島根県とベトナム航空との間で、定期便就航の実現に向けて、連携・協力して取組を進めるとの方向性で一致。**
- ▶ 令和5年が日越外交樹立50周年という節目の年に当たることを背景として、国際定期便の就航に向けて、相互に緊密に連携を進めていく旨の「**島根県とベトナム航空との連携と協力に関する覚書**」をベトナム航空との間で締結（令和5年12月13日）。
- ▶ 併せて、7月のFAMツアーに参加し、ベトナム観光市場に精通し、ベトナム航空によるチャーター実績を有する旅行会社である「**株式会社エムエスツーリスト**」との間で**連携協定を締結**（同日）。



令和5年12月13日、島根県において、覚書及び協定の締結式を開催

※ベトナム航空日本支社 ゴー・シー・アイン 総支配人、株式会社エムエスツーリスト 和田幸治 部長代理が出席

<ベトナム航空との覚書の概要>

- 目的
島根県とベトナム航空が、相互に連携・協力して、国際定期便の就航実現を図る
- 連携事項
・相互の観光誘客プロモーションの実施
・観光客の受入環境整備等
・シーズンチャーター及びプログラムチャーターの実施

<株式会社エムエスツーリストとの協定の概要>

- 目的
島根県とエムエスツーリストが、相互に連携・協力して、島根県とベトナムとの間における観光分野における交流促進を図る
- 連携事項
・相互の観光誘客プロモーションの実施
・ベトナムにおける島根県の認知度向上
・チャーター及びチャーターを利用したツアーの企画

1. 経緯: ベトナム政府との関係性強化(日越経済フォーラムへの出席等)

- 令和5年12月16日に開催された「日越経済フォーラム」(ベトナム計画投資省、ジェトロ、駐日ベトナム社会主義共和国大使館による共催)において、島根県とベトナム航空との覚書は「日越投資案件」として選定された。
- ベトナム社会主義共和国のファム・ミン・チン首相による立会の下、丸山知事がベトナム航空(チー・フォン・クアン副社長)と共に登壇し、覚書をフォーラム参加者に対し披露。
- 令和6年1月17日には、丸山知事が駐日ベトナム大使館を訪問し、ファム・クアン・ヒエウ大使と面会。ベトナム政府との関係性を強化。



令和5年12月16日、日越経済フォーラム(会場:ホテルニューオータニ)において、ファム・ミン・チン首相による立会の下、ベトナム航空との覚書を「日越投資案件」として披露



令和6年1月17日、駐日ベトナム大使館を訪問し、ファム・クアン・ヒエウ大使と面会。

1. これまでの経緯について
2. ベトナムと島根県との関係について
3. チャーターや定期便就航に向けた取組について

2. ベトナムと島根県との関係：ベトナム基礎情報（外務省HP等より）

面積：32万9,241平方キロメートル
人口（2022年、越統計総局）：約9,946万人
首都：ハノイ
民族：キン族（越人）約86%、他に53の少数民族
言語：ベトナム語
宗教：仏教、カトリック、カオダイ教他



2023年：日本とベトナムの外交関係樹立50周年



世界遺産のハロン湾やチャンアンはベトナム有数の観光スポット

2. ベトナムと島根県との関係：ベトナム航空について

- ▶ ベトナム航空は、1993年に国営航空会社として設立された、ベトナムを代表するフラッグキャリア



ベトナム航空における日本への定期路線(2024夏ダイヤ)
ハノイー羽田、成田、中部、関空、福岡
ダナンー成田
ホーチミンー成田、中部、関空、福岡

2. ベトナムと島根県との関係：ベトナムのポテンシャル

- ▶ ベトナムは、**東南アジアでも上位の経済成長が見込まれている。**
- ▶ 2023年1-12月の訪日者数は、573,771人（2019年比；115.9%）とコロナ前を大きく超えており（**過去最多を記録**）、引き続き**訪日観光客の伸びに期待**できる。

◆経済成長率（実質）の比較 出典：アジア開発銀行「アジア経済見通し」

国	2022年実績	2023年（9月予想）
<u>ベトナム</u>	<u>8.0%（第2位）</u>	<u>5.8%（第1位）</u>
フィリピン	7.6%（第3位）	5.7%（第2位）
カンボジア	5.2%（第5位）	5.3%（第3位）
インドネシア	5.3%（第4位）	5.0%（第4位）
マレーシア	8.7%（第1位）	4.5%（第5位）

◆2023年1-12月 訪日外客数（JNTO推計値）

国	2023年	総数に占める割合
総数	25,066,100人	-
<u>ベトナム</u>	<u>573,771人</u>	<u>2.3%（第10位）</u>
韓国	6,958,500人	27.8%（第1位）
台湾	4,202,400人	16.8%（第2位）
中国	2,425,000人	9.7%（第3位）
香港	2,114,400人	8.4%（第4位）
米国	2,045,900人	8.2%（第5位）

2019年同期間	2019年同期間比
31,882,049人	-21.4%
<u>495,051人</u>	<u>15.9%（第5位）</u>
5,584,597人	24.6%（第2位）
4,890,602人	-14.1%（第16位）
9,594,394人	-74.7%（第23位）
2,290,792人	-7.7%（第14位）
1,723,861人	18.7%（第4位）

2. ベトナムと島根県との関係：ベトナムの方々の活躍

- 県内にお住いの外国籍の方で2番目に多いのがベトナム国籍の方
- 製造業を中心に、幅広い分野で活躍されている状況
- 令和5年10月には、ベトナム人の労働者数が、ブラジル人を抜いて、県内最多に

1. 島根県内におけるベトナム国籍者の人口

※県文化国際課調べ(令和6年1月1日時点)

国籍	ブラジル	ベトナム	フィリピン	中国	韓国	その他	全国籍計
人数(人)	3,114	1,668	1,074	1,072	522	2,135	9,585
構成比(%)	(32.5)	(17.4)	(11.2)	(11.2)	(5.4)	(22.3)	(100)

2. 国籍別 外国人労働者数

※島根労働局調べ(令和5年10月末時点)

国籍	ベトナム	ブラジル	フィリピン	中国	インドネシア	その他	全国籍計
人数(人)	1,307	1,141	567	545	366	1,052	4,978
構成比(%)	(26.3)	(22.9)	(11.4)	(10.9)	(7.4)	(21.1)	(100)

3. 産業別 ベトナム人労働者数

※島根労働局調べ(令和5年10月末時点)

産業	製造業	卸売業、小売業	建設業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉	その他	全産業計
人数(人)	761	150	144	66	63	123	1,307
構成比(%)	(58.2)	(11.5)	(11.0)	(5.1)	(4.8)	(9.4)	(100)

※上表2、3の労働者数は、県内事業主からハローワークへ届出のあった人数を集計したもので、実際の外国人就労者数とは必ずしも一致しない

2. ベトナムと島根県との関係：島根県のポテンシャル①

➤ 県内視察ツアーでは、和牛など島根の食、神社や景観、ホスピタリティなどについて高い評価を受けた。

➤ ベトナムでは「和牛」が人気。
和牛の鉄板焼きやステーキが喜ばれる傾向。

⇒ 「しまね和牛」販路拡大の絶好の機会



➤ 「雪」もベトナム人に人気のコンテンツ。

⇒ 北海道や東北まで行かなくても、
ベトナムにより近い
(=所要時間が短い)

島根でスノーアクティビティ
などが楽しめる



● 琴引フォレストパークスキー場
(出雲縁結び空港から1時間弱)



● 「こたつ船」で松江城堀川めぐり

➤ 「花」も人気のコンテンツ。

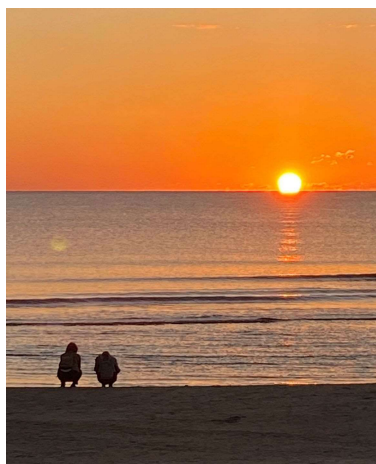
⇒ 「牡丹（県の花）」や「桜」は楽しんでいただける強力なコンテンツ



2. ベトナムと島根県との関係：島根県のポテンシャル②

➤ ベトナムは、地理上、夕日が陸に沈む

⇒ 宍道湖岸や海岸から望む夕日（日本遺産「日が沈む聖地出雲」等）は、ベトナムの方々にアピールできる



➤ 他にも、島根県は、美肌に効果のある温泉や豊かな自然、文化遺産、レトロで沿線の景色に映える一畑電車など、ベトナムの方々に楽しんでいただけるコンテンツがある
と考える。エムエスツーリストなど関係する旅行会社などにベトナムの方々の嗜好を伺い、リサーチを進めつつ、島根の魅力のアピールしていく。



2. ベトナムと島根県との関係性：FDA出雲＝中部線の新規就航

- 令和6年3月31日から、フジドリームエアラインズ（FDA）による中部国際空港（セントレア）線が新規就航。
- 中部国際空港からは、ベトナム航空によるハノイ及びホーチミンへの定期便が就航している。
- 中部国際空港に加えて、ベトナム航空は羽田、関空、福岡にも就航中。



**3月31日
就航**

出雲＝名古屋(中部)線

中部国際空港から名古屋駅は電車で最速28分！

中部国際空港線

出雲⇒中部

中部⇒出雲

便名	出発	到着	便名	出発	到着
FDA 916	16:30	17:35	FDA 915	13:25	14:30

ベトナム航空における日本への定期路線(2024夏ダイヤ)
 ハノイー羽田、成田、中部、関空、福岡
 ダナンー成田
 ホーチミンー成田、中部、関空、福岡

(参考)ベトナムー中部線 2024夏ダイヤ

【ハノイ⇄中部】 毎日運航

ハノイ 0:15発 中 部 6:55着
 中 部 9:30発 ハノイ 12:45着

【ホーチミン⇄中部】 週5日運航(月・水・木・土・日)

ホーチミン 0:05発 中 部 7:30着
 中 部 9:00発 ホーチミン 12:45着

※コードシェア便除く

1. これまでの経緯について
2. ベトナムと島根県との関係について
3. チャーターや定期便就航に向けた取組について

3. チャーターや定期便就航に向けて：課題と対応方針

□ シーズンチャーター及びプログラムチャーターにより実績を着実に積み重ねていくことが重要であり、島根県及びベトナムにおいて、相互に強力なプロモーションを展開するほか、島根県側での受入環境整備やアウトバウンド促進の取組などを進める。

□ 定期便就航に向けて、ビジネス等による往来の需要の確立も不可欠。観光のみならず、産業や人材など幅広い分野において、島根県とベトナムとの交流の活発化や関係性の深化を図る。

3. チャーターや定期便就航に向けて:初便チャーターについて

- ▶ 定期便就航に向けて、まずは単発チャーター（シーズンチャーター）により、実績を着実に積み重ねていくことが重要
- ▶ ベトナム航空との覚書及びエムエスツーリストとの協定に基づく第一弾のチャーターを令和6年5月に実施

・出雲縁結び空港とノイバイ国際空港（ハノイ）との間で、インバウンド・アウトバウンド 双方向の国際チャーターを実施

●日 程：4泊5日

<インバウンド>

【往路】令和6年5月25日（土） ハノイ03:50発 出 雲10:00着

【復路】 5月29日（水） 出 雲18:10発 ハノイ22:05着

<アウトバウンド>

【往路】令和6年5月25日（土） 出 雲11:30発 ハノイ14:50着

【復路】 5月29日（水） ハノイ11:00発 出 雲16:40着

●機 材

A321neo ※全203席（うち170席程度を販売予定）

●ツアー内容

<インバウンド>

島根県（松江城、由志園、出雲大社、日御碕、島根ワイナリー、足立美術館、清水寺、一畑電車（松江しんじ湖温泉～雲州平田間乗車）など）に加え、
広島県（平和記念公園、宮島など）、岡山県（倉敷など）等を周遊

<アウトバウンド>

- ・パッケージプラン（世界遺産ハロン湾クルーズ、世界遺産チャンアン観光など）
- ・フリープラン

3. チャーターや定期便就航に向けて:認知度向上や機運醸成の取組

- ▶ 初便チャーターの実施に向け、
 - ・ベトナムと島根県のそれぞれの認知度向上
 - ・県内の機運醸成を図るための取組を実施

令和6年3月6日 ベトナム・デスティネーションセミナー@出雲

時 間:13:30~

会 場:ビッグハート出雲(出雲市駅南町1-5)

内 容:


- ・ベトナム航空からのプレゼンテーション(ベトナム概況 等)
- ・日本政府観光局(JNTO)ハノイ事務所からの講演
(ベトナム訪日観光市場について)
- ・チャーター初便の内容紹介、チャーターに向けた県の取組 など

3月下旬 ベトナム現地旅行会社に対する島根県のプロモーション(調整中)

4月以降 ベトナムの旅行会社等を招請したFAMツアー等の実施(予定)

等

3. チャーターや定期便就航に向けて: 県の各種広報による周知



11:45

【3/6 (水) 開催!】ベトナム・デスティネーションセミナー

出雲縁結び空港とベトナム・ハノイを結ぶ国際直行チャーター便が5月に運航決定!

チャーター便の運航に向け、ベトナムの「今」をわかりやすくお伝えする特別セミナーを3月に出雲市で開催します!

皆様のご参加、お待ちしております!

くわしくはこちら
 ■セミナーについて (県HPのURL)
<https://weburl.jp/waT8KhV>
 ■チャーター便について (一畑HPのURL)
<https://weburl.jp/R7Zexw>

【3/6 (水) 開催!】ベトナム・デスティネーションセミナー

出雲縁結び空港とベトナム・ハノイを結ぶ国際直行チャーター便が5月に運航決定!

チャーター便の運航に向け、ベトナムの「今」をわかりやすくお伝えする特別セミナーを3月に出雲市で開催します!

皆様のご参加、お待ちしております!

くわしくはこちら
 ■セミナーについて (県HPのURL)
<https://weburl.jp/waT8KhV>
 ■チャーター便について (一畑HPのURL)
<https://weburl.jp/R7Zexw>

お出かけ 出雲縁結び空港からベトナムへ しまね家の 回覧板

出雲 ↔ ベトナム チャーター便

往路	出雲発	5月25日(土) 11:30
復路	ベトナム発	5月29日(水) 11:00 ※出雲着16:40

※移動時間…約4~5時間

チケット購入・問い合わせ

一畑トラベルサービス各営業所
 ナイスデーツアーセンターまで
 ☎0120-333-556

県公式LINE (2月21日)

県政情報TV番組 (2月23日)

島根県公式LINE

ベトナム・出雲国際チャーター便が就航!

ベトナムと出雲縁結び空港を直接結ぶ国際チャーター便が12年ぶりに就航します!

出雲から乗り継ぎなし、ベトナムまでひとつ飛びできるチャーター便を利用して、ベトナム旅行してみませんか。

日程 / 5月25日(土)~29日(水)
4泊5日

※航空券のみの購入はできません。
ツアー商品をお買い求めください。

島根県交通対策課 ☎0852-22-6788

ベトナム・出雲国際チャーター便が就航!

ベトナムと出雲縁結び空港を直接結ぶ国際チャーター便が12年ぶりに就航します!

出雲から乗り継ぎなし、ベトナムまでひとつ飛びできるチャーター便を利用して、ベトナム旅行してみませんか。

日程 / 5月25日(土)~29日(水)
4泊5日

※航空券のみの購入はできません。
ツアー商品をお買い求めください。

島根県交通対策課 ☎0852-22-6788

しまね企業ガイド

ベトナム・出雲国際チャーター便が就航!

ベトナムと出雲縁結び空港を直接結ぶ国際チャーター便が12年ぶりに就航します!

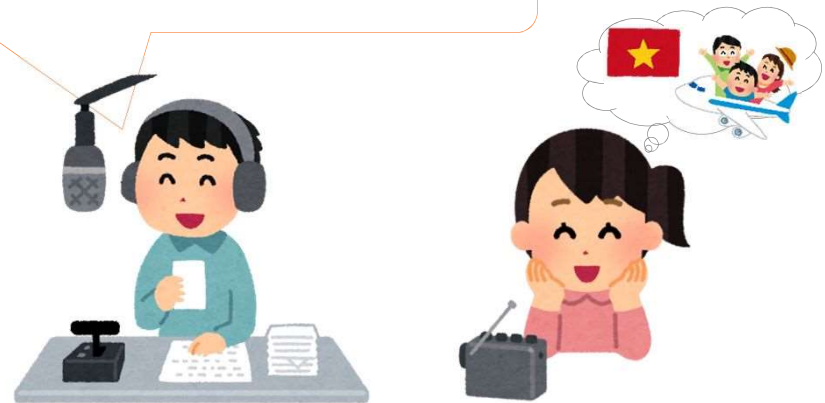
出雲から乗り継ぎなし、ベトナムまでひとつ飛びできるチャーター便を利用して、ベトナム旅行してみませんか。

日程 / 5月25日(土)~29日(水)
4泊5日

※航空券のみの購入はできません。
ツアー商品をお買い求めください。

島根県交通対策課 ☎0852-22-6788

出雲とベトナムを結ぶチャーター便が5月に運航♪
 お問い合わせは一畑トラベルサービスまで!



新聞広告 (2月29日)

県政情報ラジオ (2月29日) 116

3. チャーターや定期便就航に向けて:チャーターを活用した交流活発化

- 5月のチャーターにあわせて、ベトナム現地の関係機関への訪問・面会や商談会の開催を予定（調整中）

※観光関係、経済団体関係

<訪問・面会や商談会のイメージ>



3. チャーターや定期便就航に向けて: 今後のチャータースケジュール

- 5月のチャーター第一弾以降も、ベトナム航空による、複数回のシーズンチャーターの実施を予定（調整中）

令和6年5月

チャーター第一弾

夏(夏休みシーズン)

秋(紅葉)

冬(冬休みシーズン)

令和7年春(桜)

- 季節毎にチャーターを実施し、年間を通じて利用実績を積み重ね、連続チャーター・定期便につなげていく
- 第二弾以降も、チャーターにあわせて、各分野の商談会や交流会などを設定予定

※ 具体の時期や回数は、今後、ベトナム航空及びエムエスツーリストと協議の上、決定（現時点では未定）

3. チャーターや定期便就航に向けて: 全庁を挙げた取組体制

- 観光のみならず、産業や人材など幅広い分野において、島根県とベトナムとの交流の活発化や関係性の深化を図るため、庁内の関係部局が参画する「県内航空路線利活用連絡会議」を開催
- 関係部局が連携して、ベトナムとの国際定期便就航に向けた取組を推進

- 会議名: 県内航空路線利活用連絡会議
- 構成員: 下図のとおり
- 開催実績: 令和6年2月13日 キックオフ(情報共有及び各部局への協力依頼)

会長	地域振興部長
副会長	地域振興部次長
	地域振興部次長 (交通)
	地域振興部次長 (萩・石見空港)
委員	政策企画監
	総務課長
	消防総務課長
	地域政策課長
	環境生活総務課長
	健康福祉総務課長
	農林水産総務課長
	商工政策課長
	土木総務課長
	出納局会計課長
	企業局総務課長

委員	病院局県立病院課長
	教育庁総務課長
	広聴広報課長
	交通対策課長
	観光振興課長
	観光振興課国際観光推進室長
	しまねブランド推進課長
	しまねブランド推進課海外展開支援室長
	企業立地課長
	雇用政策課長
	港湾空港課長
	交通対策課萩・石見空港利用促進対策室長
文化国際課長	
文化国際課文化振興室長	